

# 源泉所得税の改正のあらまし

令和3年4月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。令和3年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) このパンフレットは、令和3年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

## 1 税務関係書類における押印義務の見直しが行われました。

税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について、押印を要しないこととされました。

## 2 給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の支払を受ける者が、給与等の支払者に対し、次に掲げる申告書の書面による提出に代えてその申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払者が受けるべき税務署長の承認を不要とするほか、これに伴う所要の措置が講じられました。

この改正は、**令和3年4月1日以後に提出する申告書**について適用されます。

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書
- (2) 従たる給与についての扶養控除等申告書
- (3) 給与所得者の配偶者控除等申告書
- (4) 給与所得者の基礎控除申告書
- (5) 給与所得者の保険料控除申告書
- (6) 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書
- (7) 所得金額調整控除申告書
- (8) 退職所得の受給に関する申告書
- (9) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

## 3 退職所得課税について、次の見直しが行われました。

### (1) 改正前の制度の概要

退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とすることとされています。

#### 【退職所得の金額の計算方法】

$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2$  <sup>(注)</sup> = 退職所得の金額

(注) 勤続年数5年以下の役員等の退職手当等（以下「特定役員退職手当等」といいます。）については、「2分の1課税」を適用しないこととされています。

### (2) 改正の内容

イ 短期退職手当等に係る退職所得の金額については、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました。

(イ) その短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合

その残額の2分の1に相当する金額

(ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合

150万円とその短期退職手当等の収入金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額



4 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例措置が講じられました。

この改正は、特別特例取得等をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について適用されます。

- (1) 住宅の取得等で特別特例取得<sup>(注)</sup>に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及びその控除の控除期間の3年間延長の特例が適用できることとされました。

(注) 「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいいます。

イ 居住用家屋の新築 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

ロ 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

- (2) 上記(1)の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用できることとされました。ただし、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋に係る上記(1)の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

※1 上記(1)及び(2)について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とされました。

- 2 上記(1)及び(2)について、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても同様の措置が講じられました。

5 所得者が源泉徴収義務者等に対して提出する次に掲げる書類について、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を行うことができることとされました。この場合において、その電磁的方法による提供があったときは、その書類の提出があったものとみなされます。

この改正は、令和3年4月1日以後に行う電磁的方法による提供について適用されます。

【電磁的方法による提供が可能となった書類の一覧】

(1) 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度等に関する書類
① (特別) 非課税貯蓄申込書 ② (特別) 非課税貯蓄申告書 ③ (特別) 非課税貯蓄限度額変更申告書 ④ (特別) 非課税貯蓄に関する資格喪失届出書 ⑤ (特別) 非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の作成に係る申請書 ⑥ (特別) 非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書 ⑦ (特別) 非課税貯蓄に関する異動申告書 ⑧ (特別) 非課税貯蓄廃止申告書 ⑨ (特別) 非課税貯蓄者死亡届出書 ⑩ (特別) 非課税貯蓄相続申込書
(2) 公社債等の利子等に関する書類
① 公社債等の利子等の非課税申告書 ② 国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書 ③ 金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書 ④ 公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書

(3) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度に関する書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申込書</li> <li>② 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書</li> <li>③ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄限度額変更申告書</li> <li>④ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書</li> <li>⑤ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書</li> <li>⑥ 転職者等の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書</li> <li>⑦ 海外転勤者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書</li> <li>⑧ 海外転勤者の（特別）国内勤務申告書</li> <li>⑨ 育児休業等をする者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書</li> <li>⑩ 育児休業等期間変更申告書</li> <li>⑪ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄廃止申告書</li> <li>⑫ 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書</li> <li>⑬ 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書</li> <li>⑭ 一回に支払を受ける年金の額を記載した書面</li> <li>⑮ 事業譲渡等に関する書類</li> <li>⑯ 退職等に関する通知書</li> <li>⑰ 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書に記載した氏名等に変更があった場合の届出書</li> </ul> <p>(注) 1 提出者は、上記②及び③の申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、これらの申告書の提出の際に經由すべき勤務先（その勤務先が委託勤務先である場合には、その委託に係る事務代行先）の長の最高限度額等を証する書類の提出に代えて、その書類に記載されるべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとされました。</p> <p>2 上記①から⑮までに掲げる書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供は、給与所得者の扶養控除等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合と同様の要件を満たしていなければなりません。</p> <p>3 提出者が、上記①から⑭まで及び⑰に掲げる書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合には、その者の氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければなりません。</p>
(4) 特定寄附信託の利子所得の非課税措置に関する書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定寄附信託申告書</li> <li>② 特定寄附信託契約の契約書の写し</li> <li>③ 特定寄附信託異動申告書</li> </ul>
(5) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する書類
特定口座内保管上場株式等移管依頼書
(6) 振替国債等の利子の課税の特例等に関する書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 振替国債等の利子の課税の特例における次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非課税適用申告書等</li> <li>② 組合等届出書等及び組合契約書等の写し</li> <li>③ 適格外国仲介業者の承認申請書</li> </ul> </li> <li>ロ 振替社債等の利子等の課税の特例又は振替割引債の差益金額等の課税の特例における次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 上記イに掲げる書類</li> <li>② 適格口座管理機関の承認申請書</li> </ul> </li> <li>ハ 民間国外債等の利子の課税の特例における非課税適用申告書</li> </ul> <p>(注) 上記イ③又はロ②に掲げる書類に記載すべき事項の電磁的方法により提供する場合には、その書類に係る添付書類の特定振替機関に対する書面による提出に代えて、その書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供に併せて特定振替機関に対してその添付書類に記載されるべき事項をスキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（一定の解像度及び階調の要件を満たすものに限ります。）の提供を行うことができることとされました。</p>
(7) 外国組員に対する課税の特例に関する書類
特例適用申告書等

(8) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する書類 非課税適用申告書等
(9) 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例に関する書類 非課税適用申告書等
(10) 租税条約に関する届出書等 条約届出書等 (注) 1 条約届出書等（社債、株式等の振替に関する法律の対象となる振替株式等の配当等に係る一定の条約届出書等を除きます。）の提出を行う者が、その条約届出書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合には、その者の氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければなりません。 2 条約届出書等に記載すべき事項の電磁的方法により提供する場合には、その条約届出書等に係る添付書類の源泉徴収義務者等に対する書面による提出に代えて、その条約届出書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供に併せて源泉徴収義務者等に対してその添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を記録した電磁的記録（その添付書類が居住者証明書等である場合には、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録で一定の解像度及び階調の要件を満たすものに限ります。）の提供を行うことができることとされました。

※ 税務署長等に対する電磁的方法による提供については、項目 7 をご覧ください。

6 次に掲げる書類について、書面による提出に代えて行う電磁的方法によるこれらの書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を要しないこととされました。

この改正は、令和3年4月1日以後に行う電磁的方法による提供について適用されます。

【住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信が不要となった手続の一覧】

(1) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等に関する書類 ① 特定口座源泉徴収選択届出書 ② 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書 ③ 特定管理口座開設届出書 ④ 特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書 ⑤ 特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書 ⑥ 営業所の移管又は勘定の設定若しくは廃止に係る特定口座異動届出書 ⑦ 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書
(2) 少額投資非課税制度（NISA）に関する書類 ① 金融商品取引業者等変更届出書 ② 非課税口座廃止届出書 ③ 特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書 ④ 非課税口座内上場株式等移管依頼書 ⑤ 未成年者口座非課税口座間移管依頼書 ⑥ 特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書 ⑦ 勘定の変更等に係る非課税口座異動届出書 ⑧ 非課税口座移管依頼書
(3) 未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）に関する書類 ① 未成年者口座廃止届出書 ② 未成年者口座内上場株式等移管依頼書 ③ 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書 ④ 未成年者口座移管依頼書

7 税務署長等に対する申請等のうちe-Taxによりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができることとされました。

8 少額投資非課税制度（NISA）について、平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を令和3年4月1日において開設している居住者等で、同日前にその者の個人番号をその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしていないものは、同日から同年12月31日までの間は、その金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座開設届出書の提出をすることができることとする等の措置が講じられました。

9 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度等について、次の措置が講じられました。

(1) 労働者災害補償保険法の複数事業労働者傷病年金を受けている者、複数事業労働者障害年金を受けている者及び複数事業労働者遺族年金を受けている遺族（妻に限ります。）である者が障害者等に対する少額貯蓄非課税制度等の対象者に加えられました。

この改正は、令和3年4月1日以後に提出する（特別）非課税貯蓄申告書について適用されます。

(2) （特別）非課税貯蓄申告書又は（特別）非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をする者がその氏名等を金融機関の営業所等の長に告知をする場合において、これらの申告書へその告知をした事項につき確認した旨のその金融機関の営業所等の長の証印を要しないこととし、その告知をした事項につき確認を受けなければならないこととされました。

この改正は、令和3年4月1日以後に提出するこれらの申告書について適用されます。

なお、令和3年4月1日前においても、運用上、証印がなくとも改めて求めないこととしています。

10 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、次の措置が講じられました。

この改正は、令和3年4月1日以後に提出する書類について適用されます。

(1) 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人につき、その申告書に記載した勤務先（以下「前の勤務先」といいます。）からその「前の勤務先」以外の勤務先（以下「他の勤務先」といいます。）への異動があり、かつ、次に掲げる場合に該当する場合には、その個人による財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書の提出に代えて、その「他の勤務先」の長が、その勤務先異動申告書と同様の事項を記載した書類を、金融機関の営業所等を経由して所轄税務署長に提出することができることとされました。この場合において、その個人は、その勤務先異動申告書を提出したものとみなされます。

イ その異動に係る「他の勤務先」が、「前の勤務先」に係る賃金の支払者の国内における事務所等である場合

ロ イに掲げる場合以外の場合であって、その異動が出向その他の「前の勤務先」の賃金の支払者に係る勤労者に該当しないこととなる異動を命じられたことによるもの又は「前の勤務先」の事業の譲渡によるものであるとき（その個人から財産形成住宅（年金）貯蓄に関する情報のその「他の勤務先」への提供依頼等があった場合に限りです。）

(2) 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人につき、その申告書に記載した賃金の支払者等の名称又は所在地の変更があった場合その他一定の場合には、その個人による財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書の提出に代えて、その個人の勤務先の長が、その異動申告書と同様の事項を記載した書類を金融機関の営業所等を経由して所轄税務署長に提出することができるという現行の取扱いを法令に規定することとされました。

11 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例について、支払を受ける割引債の償還金につき所得税の納税義務者となる内国法人の範囲に、敷地分割組合が加えられました。

この改正は、**マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後に支払うべき割引債の償還金**について適用されます。

12 特定寄附信託の利子所得の非課税措置について、特定寄附信託申告書、特定寄附信託契約の契約書の写し及び特定寄附信託異動申告書は、特定寄附信託の受託者の営業所等を経由して、その特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地の所轄税務署長（改正前：その申告書の提出をする居住者の住所地の所轄税務署長）に提出しなければならないこととされました。

この改正は、**令和3年4月1日以後に提出する申告書等**について適用されます。

13 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例について、居住者等の源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等は、その源泉徴収選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等につき金融商品取引法の投資一任契約に係る一定の費用の金額がある場合には、その居住者等に対し、その費用の金額（その金額がその源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）の15%相当額の所得税を還付しなければならないこととされました。

この改正は、**令和4年1月1日以後に行われる対象譲渡等**について適用されます。

14 外国組員に対する課税の特例について、次の措置が講じられました。

(1) 投資組合財産に対する持分割合は、特定組合契約（特例適用投資組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約をいい、次に掲げる要件を満たすものに限り、）に係る組合財産として投資組合財産に対する持分を有する者（その特例適用投資組合契約を締結している外国組員及びその外国組員と特殊の関係のある者（以下「外国組員等」といいます。）を除きます。）のその特定組合契約に係る組合財産に係る持分割合を除外して計算した割合とすることとされました。

イ その特定組合契約に係る組合財産に対するその外国組員等（その特定組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約に係る組合財産に対するその外国組員等の持分割合が25%以上である等の場合には、その組合契約に係る組合財産に対する持分を有する者（その外国組員等を除きます。）を含みます。）の持分割合の合計が25%未満であること。

ロ その特定組合契約に係る組合財産としてその投資組合財産に対する持分を有する者がその特例適用投資組合契約に基づいて行う事業に係る重要な業務の執行に関する行為を行わないこと。

この改正は、非居住者が令和3年4月1日以後に有することとなるその非居住者に係る国内源泉所得又は外国法人が令和3年4月1日以後に支払を受けるべきその外国法人に係る国内源泉所得について適用されます。

(2) 特例適用申告書及びその添付書類を5年ごとに提出しなければならないこととされました。

(注) 令和3年4月1日前に提出された特例適用申告書は、令和3年4月1日において提出された特例適用申告書とみなされます。

15 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例について、適用期限が令和6年3月31日（改正前：令和3年3月31日）まで延長されました。

16 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例について、特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子の非課税措置の適用期限が令和5年3月31日（改正前：令和3年3月31日）まで延長されました。

17 スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に関し期限後納付等があった場合において、その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装していたところに基づきその期限後納付等をしていたときの重加算税の額については、通常課される重加算税の額にその期限後納付等に係る重加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額に限ります。）の100分の10に相当する金額を加算した金額とされました。

この改正は、**令和4年1月1日以後に法定納期限等が到来する国税**について適用されません。

「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」を  
国税庁ホームページに掲載しています。

企業が、従業員に対して、在宅勤務手当を支給した場合や、在宅勤務に係る通信費等を負担した場合の課税関係について説明した「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」を国税庁ホームページに掲載しております。

【掲載場所】

国税庁ホームページ：パンフレット・手引

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>  
トップページ > 刊行物等 > パンフレット・手引 > 源泉所得税関係 >  
Q&A関係 > 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、電話相談センターをご利用ください。  
ご利用に当たっては最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

- > 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【<https://www.nta.go.jp>】
- > 源泉所得税の納付は電子納税で!! e-Tax（イータックス）ホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】



この社会あなたの税がいきている

国税庁 法人番号 7000012050002



## 適格請求書等保存方式 の概要

- インボイス制度の  
理解のために —

**令和5年10月1日**

**消費税**の仕入税額控除の方式は  
**適格請求書等保存方式**に



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

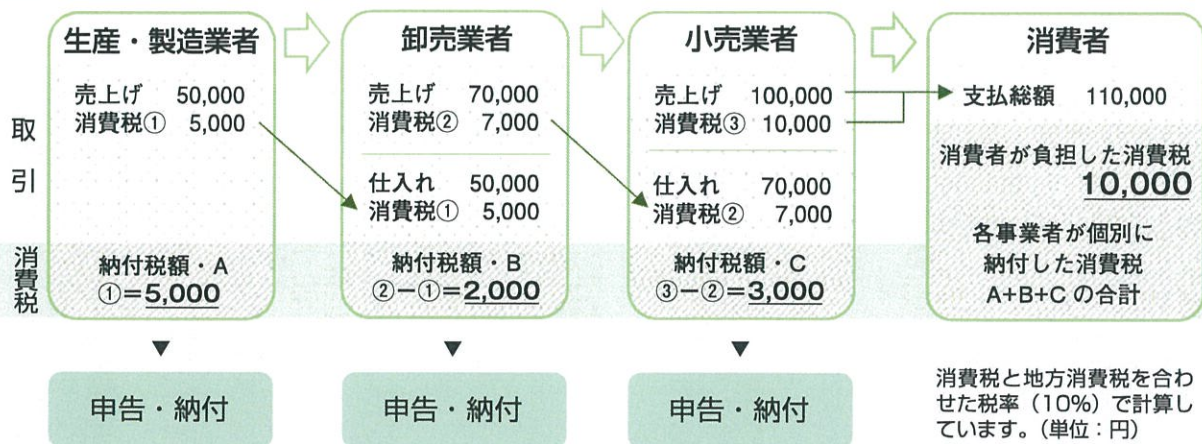
(令和3年7月)

# 消費税の基本的な仕組み

## 消費税とは

- > 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- > 最終的に商品等を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

### 消費税の負担と納付の流れ



- > 税率は、  
**標準税率 10%**  
**軽減税率 8%**  
の**複数税率**です。

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
	(消費税額の 22/78)	(消費税額の 22/78)
合計	10%	8%

⇒ 軽減税率制度については P3

### 用語

#### 課税事業者と免税事業者

- その課税期間※1の基準期間※2の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります（「課税事業者」といいます。）。
- ※1 原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度 ※2 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度
- 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はありません（「免税事業者」といいます。）。
- 免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

詳しくは…

消費税の一般的な事柄及び手続については、

「消費税のあらし」  
(国税庁ホームページ) 等  
をご覧ください。

## 消費税額の計算方法等

> 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「仕入税額控除」といいます。）計算します※。

○ 仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要です。

※ 基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。

【参考】 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

### 計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

### 仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	〔区分記載請求書等保存方式と同様〕
請求書等	区分記載請求書等の保存	<b>適格請求書</b> (いわゆるインボイス) 等の保存 <b>ここが変わります</b>

### 適格請求書等保存方式が開始されると…

詳しくは

- 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます・・・P 5
- 適格請求書には、一定の事項を記載する必要があります・・・P 6
- 登録を受けた事業者には、適格請求書を交付する義務が生じます・・・P10
- 仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります・・・P14
- 税額計算の方法が変わります・・・P16
- 登録を受けるためには、登録申請手続が必要です・・・P17
- 公表サイトで、適格請求書発行事業者の公表事項を確認できます・・・P21

さらに詳しく

国税庁では、適格請求書等保存方式に関する Q&A (インボイス Q&A) を公表しています。

詳しくは、インボイス制度特設サイト (P22) をご覧ください。

※ このパンフレットは令和3年4月1日現在成立している法律に基づいて作成しています。

# 軽減税率制度

軽減税率は、以下の品目の譲渡を対象としています。

## 軽減税率の対象品目

### 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

### 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



「一体資産」とは、例えば紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。

「一体資産」のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

### さらに詳しく

軽減税率制度に関するより詳しい情報は、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。（パンフレットやQ&Aなどを掲載しています。）

# 区分記載請求書等保存方式

令和元年10月1日  
～令和5年9月30日

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、区分記載請求書等の交付や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

## 帳簿と区分記載請求書の記載事項

帳簿の記載事項	区分記載請求書の記載事項
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称	① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
④ 対価の額	④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
	⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※
	※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、記載を省略できます。

※ 区分記載請求書等保存方式の下では、3万円未満の少額な取引や請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

※ 仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

## 帳簿と区分記載請求書の記載例

請求書	
株〇〇御中	
	XX年11月2日
(XX年11月2日取引分)	
割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
⋮	
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象品目	
株△△	

**税率ごとに区分して合計した税込対価の額**  
税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

**軽減税率の対象品目である旨**

- 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

総勘定元帳 (仕入れ)			
		株〇〇	
XX年	摘要	借方	貸方
月 日			
11 2	(株)△△ 雑貨	22,000	
11 2	(株)△△ 食料品 ※	21,600	
⋮	⋮	⋮	⋮
※は軽減税率対象品目			

**【請求書】**  
これ以外に、例えば次のような方法があります。

- 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

**【帳簿】**  
税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

# 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

## 1 適格請求書等保存方式の概要

### 適格請求書等保存方式とは

- > 複数税率に対応したのものとして開始される、仕入税額控除の方式です。
  - 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**適格請求書**」等の保存が必要となります。
  - 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。
- ⇒ 仕入明細書等による対応についてはP8

### 開始時期

- > **令和5年10月1日**に開始されます。

### 適格請求書とは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。
  - 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。
- ⇒ 記載事項についてはP6
- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。
- ⇒ 電磁的記録の提供についてはP9
- > 適格請求書を交付することができるのは、**税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」**に限られます。
  - 課税事業者が、登録を受けることができます。
- ⇒ 登録申請手続についてはP17
- ※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。
  - ※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

# 2

## 適格請求書の記載事項・記載の留意点

### 適格請求書の記載事項

- > 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。
  - 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

- 【記載事項】**
- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
  - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

#### 適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び 適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

#### 適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\*又は 適用税率

請求書

△△商事(株) 登録番号 T 012345...

××年11月30日

11月分 131,200円

⑥ (株)〇〇御中

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

⑤ \* 軽減税率対象

領収書

スーパー〇〇 東京都... 登録番号 T 123456...

XX年11月30日

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内 消費税額		¥24
内 消費税額		50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載  
※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。 ⇒ 記載に当たっての留意点については P7

# 記載に当たっての留意点

## Point

### 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。
  - ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります【例①】。
  - ※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

#### 【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日  
(株)△△  
請求金額(税込) 60,197円 (T123...)  
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	→2,164
10%対象計				28,158	→2,815

#### 【例②：認められない例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日  
(株)△△  
請求金額(税込) 60,195円 (T123...)  
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

合算

#### 《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
    - 8%対象：27,060円(税抜き)
    - 10%対象：28,158円(税抜き)
  - ・ それぞれ、消費税額を計算(税率ごとに端数処理1回ずつ)
    - 8%対象： $27,060 \times 8 / 100 = 2,164.8 \rightarrow 2,164$ 円
    - 10%対象： $28,158 \times 10 / 100 = 2,815.8 \rightarrow 2,815$ 円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

#### 《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算(その都度端数処理)
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
  - ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては認められない。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。



## Point

### 取引先コードによる記載

- 適格請求書には、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載が必要ですが、
  - ① 登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを相手方と共有しており
  - ② 買手においても取引先コード表などから登録番号が確認できる場合
 には、請求書等に取引先コードなどを記載することで「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載があるものとして取り扱われます。

請求書

××年11月30日  
△△商事(株)

(株)〇〇御中  
11月分 131,200円

取引先コード C016

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象

登録番号を取引先コード表で別途共有している場合、登録番号の記載があるものとして取り扱う

## Point

### 仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

### 【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

仕入明細書  
××年4月分 ○年○月○日

(株)〇〇御中  
登録番号 T123456 (株)△△

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	商品	8%	2,000
		日用品	10%	800
	3	商品	8%	5,900
		日用品	10%	30,000
合計		仕入金額	消費税額	
		8%対象	100,000円	8,000円
		10%対象	116,000円	11,000円

\* 軽減税率対象品目

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

#### 【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

### 仕入明細書等の記載事項

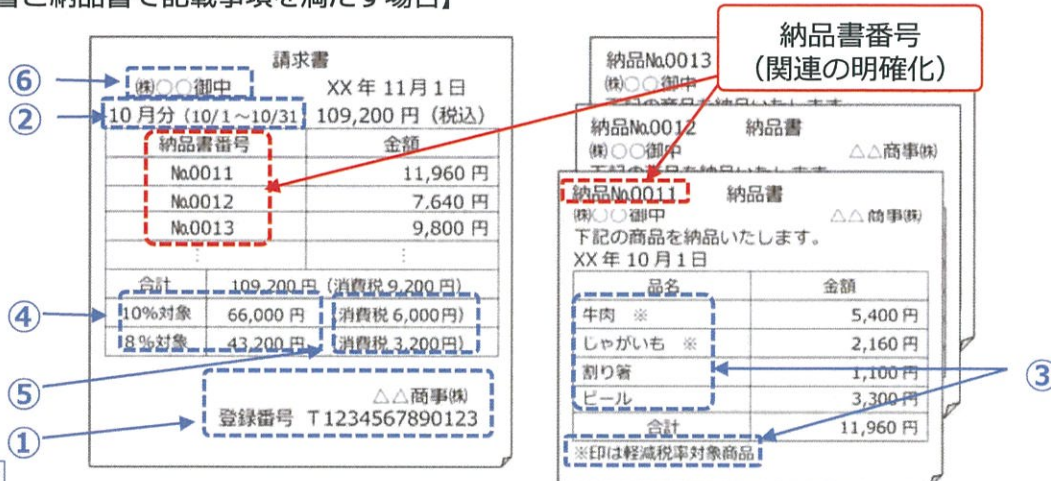
- |                                  |                                     |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称              | ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）           |
| ② <u>課税仕入れの相手方</u> の氏名又は名称及び登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日                   | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等                    |

## Point

### 複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】



#### 記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※ 例えば、事務所の賃貸借のように、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書の交付がされない取引の場合、適格請求書の記載事項の一部（課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書及び通帳又は銀行が発行した振込金受取書（課税資産の譲渡等の年月日を示すもの）を合わせて記載事項を満たしていれば、これらの書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

## Point

### 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）

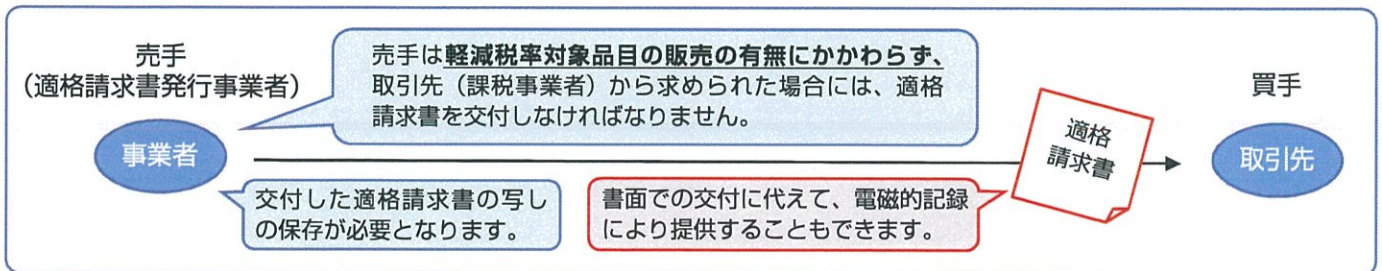
- 適格請求書は、書面での交付に代えて、電磁的記録（電子データ）で提供することができます（電子インボイス）。
- 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項は、書面で適格請求書を交付する場合と同じです。
- 適格請求書に係る電磁的記録の提供方法として、例えば、受発注に係るオンラインシステムを介した連絡（いわゆる EDI 取引）、電子メール送信、インターネット上のサイトを通じた提供、記録用媒体での提供などがあります。

## 3

## 売手の留意点 (適格請求書発行事業者の義務等)

### 適格請求書発行事業者の義務

- > 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。
  - **適格請求書の交付**  
取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する
  - **適格返還請求書の交付**  
返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する
  - **修正した適格請求書の交付**  
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する
  - **写しの保存**  
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する
- ※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



**Point**

**適格返還請求書の記載事項等**

○ 売上げに係る対価の返還等を行う場合に交付する適格返還請求書の記載事項等は、以下のとおりです。

② XX年12月5日 販売奨励金支払明細書

株式会社〇〇御中 ① △△商事(株)  
登録番号 T 012345...

販売奨励金支払額 13,160円 ④

日付	品名	奨励金金額
11/30	野菜 *	540円
11/30	日本酒	1,100円
⋮	⋮	⋮
③ 合計	13,160円	内消費税 1,160円
8%対象	2,160円	内消費税 160円
10%対象	11,000円	内消費税 1,000円

⑤ \*軽減税率対象 ④

⑥ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載  
※ 両方記載することも可能です。

**適格返還請求書の記載事項**

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 対価の返還等を行う年月日
- ③ 対価の返還等の基となった取引を行った年月日※
- ④ 対価の返還等の取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の返還等の金額（税抜き又は税込み）
- ⑥ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

※ ③については、対価の返還等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、「前月末日」や「最終販売年月日」をその取引を行った年月日として記載することも可能です。また、「〇月分」などの課税期間の範囲内で一定の期間の記載も可能です。

**Point**

**前月の売上値引きを差し引いて請求する場合**

- 例えば、前月の売上げに係る値引きについて、当月の売上げから差し引いて相手方に請求する場合、前月の売上げに係る適格返還請求書と当月の売上げに係る適格請求書を交付する必要があります。
- この場合、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して1枚の請求書で交付することも可能です。

【例：1枚の請求書で交付する場合】

請求書  
株式会社〇〇御中 XX年12月15日  
11月分 98,300円(税込)  
(11/1~11/30)

日付	品名	金額
11/1	りんごジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	りんごジュース ※	2,160円
合計	109,200円(消費税9,200円)	
10%対象	66,000円(消費税6,000円)	
8%対象	43,200円(消費税3,200円)	
値引き額		
10/12	りんごジュース ※	1,080円
合計	10,900円(消費税900円)	
10%対象	5,500円(消費税500円)	
8%対象	5,400円(消費税400円)	
請求金額	98,300円	

※は軽減税率対象商品  
△△商事(株)  
登録番号  
T1234567890123

「当月の売上代金から前月の売上値引き代金を控除した金額」及び「その控除した金額に基づき計算した消費税額等」を税率ごとに請求書に記載することも可能です（取引先ごとの継続適用が必要となります。）。

Point

修正した適格請求書の記載例

- 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書（適格簡易請求書、適格返還請求書を含みます。）に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付する必要があります。

修正した適格請求書の交付方法は、

- ① 修正点を含め全ての事項を記載した書類を改めて交付する。
- ② （当初に交付した適格請求書との関連性を明らかにした上で）修正した箇所のみを明示した書類を交付する。

といった方法などが考えられます。

【例】

(誤りのある適格請求書)

請求書「4月分」

○年○月○日

●●(株)御中

(株)△△

登録番号：T123...

月	日	商品	※	売上金額 (税抜)
4	3	菓子	※	5,900
	4	酒		30,000
	7	菓子	※	30,000
		...		
合計		売上金額		消費税額等
		8%対象	100,000円	8,000円
		10%対象	100,000円	10,000円

※は軽減税率対象

正しくは、売上金額110,000円  
消費税額 11,000円

→

修正事項のみを明示

《修正事項の通知》

○年○月×日

●●(株)御中

(株)△△

○年○月○日付4月分請求書について、下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。

関連性を明記

正		
合計	売上金額	消費税額等
10%対象	110,000円	11,000円
誤		
合計	売上金額	消費税額等
10%対象	100,000円	10,000円

(注)当初の適格請求書と合わせて保存願います。

修正箇所

Point

交付した適格請求書の写し等の保存

- 交付した適格請求書の写しについては、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
  - 交付した適格請求書の写しとは、交付した書類そのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できる程度の記載がされているもの（レジのジャーナル、一覧表、明細表など）であっても差し支えありません。
  - 自己の業務システム等で作成した適格請求書に係る電磁的記録を出力し、書面で交付した場合に、当該電磁的記録を適格請求書の写しとして保存することも可能です。
  - 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）を提供した場合に提供した電磁的記録のまま保存することも可能です。
- ※ 適格簡易請求書、適格返還請求書についても同様です。

詳しくは…

電磁的記録の保存については、  
**「インボイス Q&A」**  
 (国税庁ホームページ) をご覧ください。

## 交付方法の特例：媒介者交付特例（委託販売等における特例）

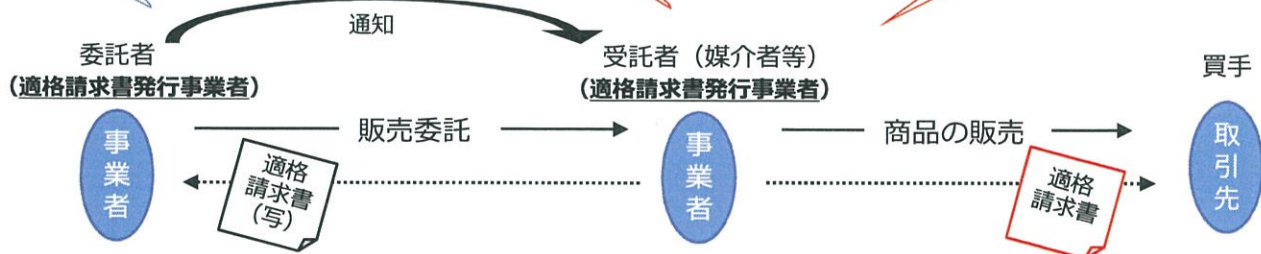
業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

### 【例：委託販売】

受託者に対し、適格請求書発行事業者である旨の通知をする必要があります。

適格請求書の「写し」を委託者に交付する必要があります。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付できます。



※ 委託者及び受託者の双方において適格請求書の写しを保存する必要があります（委託者に対して交付する適格請求書の写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えありません。）。

詳しくは…

具体的な対応方法等については、「インボイス Q&A」（国税庁HP）をご覧ください。

【参考】 売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

## 交付義務の免除

➤ 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

## 4

## 買手の留意点 (仕入税額控除の要件)

### 仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及び  
適格請求書などの請求書等の保  
存が仕入税額控除の要件とな  
ります。
  - > 免税事業者や消費者など、適格  
請求書発行事業者以外の者から  
行った課税仕入れは、原則とし  
て仕入税額控除の適用を受ける  
ことはできません。
- 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日  
から7年間保存する必要があります。
  - ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕  
入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控  
除できる経過措置が設けられています。
- ⇒ 課税仕入れに係る経過措置については P16

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)	
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様	
請求書等	区分記載請求書等 の保存	<b>適格請求書</b> (いわゆるインボイス) 等 の保存	<b>ここが 変わります</b>

### 保存が必要となる請求書等の範囲

- > 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。
  - ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
  - ② 買手が作成する仕入明細書等  
(適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたものに限ります。)
  - ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類  
(P13「交付義務の免除」②③の取引)
  - ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

詳しくは…

電磁的記録の保存については、  
「インボイス Q&A」  
(国税庁ホームページ) をご覧ください。

## 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

> 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除されるP13「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

### Point

#### その他の現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の開始後は、**これらの規定は廃止**されます。
- 現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の開始後は、**このような追記をすることはできません。**

### Point

#### 簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件とはなりません。



# 5 税額計算の方法等

## 税額計算の方法

- > 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。
- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
  - ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

### 《 売上税額 》

#### 【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

仕入税額は「積上げ計算」のみ適用可

#### 【割戻し計算】（原則）

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額はいずれか選択可

### 《 仕入税額 》

#### 【積上げ計算】（原則）

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

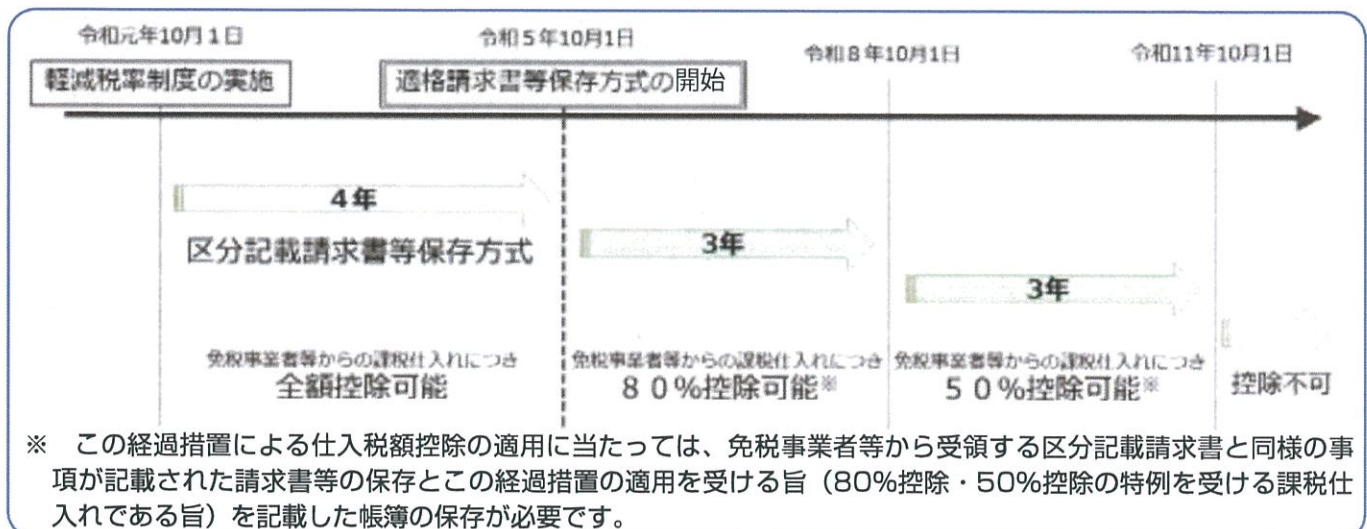
#### 【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

- 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

## 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



## 適格請求書発行事業者になる（登録を受ける）には

- > 適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。
- > 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければ適格請求書を交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

⇒ 免税事業者の登録申請手続についてはP19

- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。

- ① 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。  
法人番号を有する課税事業者は、T+法人番号  
上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T+13桁の数字
- ② e-Taxで登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。
- ③ 公表事項は、適格請求書発行事業者公表サイトで確認することができます。

⇒ 適格請求書発行事業者公表サイトで確認できる事項についてはP21

### 《登録申請手続は、e-Taxで!!》

- e-Taxソフトのほか、「**e-Taxソフト (WEB版)**」(パソコンで利用可能) 又は「**e-Taxソフト (SP版)**」(スマートフォンで利用可能) を利用して登録申請手続を行うことができます。
- 「**e-Taxソフト (WEB版)**」又は「**e-Taxソフト (SP版)**」を利用すると、画面案内に従い入力する(問答形式) ことにより、入力に必要な項目に漏れのない登録申請データを作成・送信することができます。

(注) e-Taxを利用した作成・送信は、令和3年10月1日から利用可能となります。  
e-Taxを利用した登録申請手続には、**電子証明書(マイナンバーカード等)**が必要となりますので、事前にご準備をお願いします。

詳しくは…

e-Taxによる申請方法等については、「インボイス制度特設サイト」(P22)をご覧ください。

#### Point

#### 登録通知の受領も e-Tax で

- e-Taxで登録申請する際に、「登録通知書の電子通知」に同意することで、登録通知をデータで受け取ることができ、データで受け取った場合、以下のメリットがあります。
  - 1 書面通知より、登録通知を早く受け取ることができる(郵送によるタイムラグがない。)
  - 2 登録通知の紛失リスクがない。
  - 3 取引先への連絡が便利(メールに登録通知のデータを添付して、メールでの送信が可能)。



# 7 免税事業者の登録申請手続等

## 免税事業者の登録申請手続

- > 令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です（経過措置）。

- 登録を受けるために登録申請手続を行います。  
※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

### 【例①】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

- > 上記以外の課税期間について免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続を行うだけでなく、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。

- 「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択するとともに、
- 課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請手続を行う必要があります。  
※ 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

### 【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

⇒ 消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請手続を令和5年11月30日※までに行う。

※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日

### Point 登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると…
  - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、申告が必要です。
  - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。 ⇒ 適格請求書発行事業者の義務等についてはP10
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

**Point**

簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出

- 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です。）。
- ただし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合（P19）、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

【例】免税事業者である個人事業者や12月決算の法人※が、令和5年10月1日から登録を受けるとき

※ 令和3年12月期（基準期間）の課税売上高が5,000万円以下の事業者

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	<b>登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要</b>
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限  
(令和5年12月31日)  
令和5年12月期から適用を受ける旨を記載して提出

《参考》 簡易課税制度による消費税額の計算

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

$$\text{課税売上げに係る消費税額※} \times \text{みなし仕入率}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

消費税額は課税仕入れ等に係る消費税額を課税売上げに係る消費税額から算出します。そのため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存などが不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、 鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、 第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食 店業に該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%

詳しくは…

簡易課税制度のしくみや手続については、「消費税のあらまし」（国税庁ホームページ）等をご覧ください。

## 適格請求書発行事業者公表サイト（令和3年10月運用開始）の概要

- > 適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

## 【確認できる事項】

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称（※） ②法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地 ③登録番号  
④登録年月日 ⑤登録取消年月日、登録失効年月日
- ※ 個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した公表申出書の提出が必要
- 上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能
- ・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等
  - ・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

## 【TOP画面】

このウェブサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。法人番号を掲載しないが類似はご留意ください。

登録番号を検索する

登録番号: T 1234567890123 13桁

①確認したい登録番号を入力

②検索をクリック

検索結果を絞り込む

検索

令和3年10月1日 適格請求書発行事業者公表サイトの運用開始について

## 登録番号

T 1234567890123 13桁

登録番号でまとめて検索する +

一度に最大10件まで検索可能

## 【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 ページ印刷

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号  
T1234567890123

氏名又は名称  
国税 太郎

登録年月日  
令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地  
東京都千代田区霞が関3丁目1-1

主たる屋号  
国税商店

公表の申出があった場合のみ表示

## Point

## 適格請求書発行事業者公表サイトの機能等について

- 適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号」から検索できる機能のほか、
    - ・ 「Web-API」によるシステム連携を可能とする機能
    - ・ 適格請求書発行事業者のデータを一定の形式でダウンロードできる機能
 があり、こうした機能を活用することで、業務の効率化を図ることも可能です。
- 詳しくは、令和3年10月以降、適格請求書発行事業者公表サイトをご確認ください。

## 9 インボイス制度特設サイト

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会の開催案内
  - ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
  - ③ インボイス制度に関する取扱通達やQ&A
- などを随時掲載しています。

特設サイト



### オンライン説明会とは

- 国税当局において、事業者の方にインボイス制度をご理解いただくため、WEB形式による説明会（以下「オンライン説明会」といいます。）を実施しています。
- 全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

説明会サイト



### 適格請求書発行事業者の登録申請書等の作成及び提出

- 適格請求書発行事業者の登録申請は、e-Tax をご利用いただくと手続きがスムーズです。  
以下のURLから登録申請書の作成から提出まで行うことができます。  
URL : <https://www.e-tax.nta.go.jp/>
- 登録申請書等を郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。

### 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に関するお問合せ先

- 適格請求書等保存方式に関するご相談は、以下で受け付けております。  
軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）  
**専用ダイヤル** 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く。）  
※ インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問に対応しています。  
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（インボイス制度及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。）と、つながります。税務署の連絡先は国税庁HP (<https://www.nta.go.jp>) でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。



# 令和3年度 法人税関係法令の改正の概要

## 国 税 庁

法人番号 7000012050002

### 社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



改正法	所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第114号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年財務省令第16号）
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年財務省令第21号）
改正震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第125号）
改正震災特例法規	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年財務省令第27号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
震災特例法	改正法による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法令	改正震災特例法令による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
震災特例法規	改正震災特例法規による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
旧震災特例法	改正法による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
旧震災特例法令	改正震災特例法令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
旧震災特例法規	改正震災特例法規による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則
改正産業競争力強化法	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）
産業競争力強化法	改正産業競争力強化法による改正後の産業競争力強化法（平成25年法律第98号）
中小企業等経営強化法	改正産業競争力強化法による改正後の中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）
改正マンション管理適正化法	マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）
改正沖振令	沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第112号）
沖振令	改正沖振令による改正後の沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）
復興特区法	東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

（注） このパンフレットは、令和3年4月30日現在の法令に基づいて作成しています。

なお、このパンフレット中の産業競争力強化法及び中小企業等経営強化法に関する部分については、国会に提出された産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案に基づいて作成しています。

第1編 法人税法等に関する改正	
I 減価償却又は税額の計算に関する改正	1
1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備	1
2 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度《旧：給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度》の整備	4
3 デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制（情報技術事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度）の創設	6
4 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度）の創設	9
5 その他	11
II 引当金・準備金制度に関する改正	15
1 中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設	15
2 その他	17
III 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正	18
1 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例の創設	18
2 その他	19
IV 国際課税に関する改正	21
V その他の改正	23
1 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の創設	23
2 その他	24
第2編 震災特例法に関する改正	26

### [このパンフレットの構成について]

- このパンフレットでは、令和3年度税制改正のうち法人税関係法令の概要（グループ通算制度に係る改正項目を除きます。）について、令和3年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」の内容を中心に説明しています。
- このうち「第1編 法人税法等に関する改正」では、法人税法や租税特別措置法など震災特例法以外の改正事項について、法人税を計算する際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。  
「第2編 震災特例法に関する改正」では、震災特例法に関する改正事項について説明しています。
- それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極カイメージ図や算式等を交えています。また、【適用時期】において、措置の適用関係について説明しています。
- 主要な改正項目以外の改正項目については、表形式により改正のポイントを説明しています。

# 第1編 法人税法等に関する改正

## I 減価償却又は税額の計算に関する改正

### 1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

#### 〔改正の内容〕

#### (1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

一般試験研究費の額に係る税額控除制度の税額控除割合が見直され、その下限が2%（改正前：6%）に引き下げられた上、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限が2年延長されました（措法42の4①②一）。

具体的には、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度の税額控除割合について、次の区分に応じそれぞれ次により計算した割合とされました。

#### （算式）

イ 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合（ハに掲げる場合を除きます。）

$$\text{税額控除割合（14\%を上限）} = 10.145\% + \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} \end{array} - 9.4\% \right] \times 0.35 \right\}$$

ロ 増減試験研究費割合が9.4%以下である場合（ハに掲げる場合を除きます。）

$$\text{税額控除割合（2\%を下限）} = 10.145\% - \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{増減試験} \\ 9.4\% - \text{研究費割合} \end{array} \right] \times 0.175 \right\}$$

ハ 設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合

$$\text{税額控除割合} = 8.5\%$$

#### (2) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例について、増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例に見直された上で、その適用期限が2年延長されました（措法42の4⑤一、⑥一）。

具体的には、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち増減試験研究費割合が9.4%を超える事業年度の税額控除割合及び税額控除上限額については、次によることとされました。

#### （算式）

$$\text{イ 税額控除割合（17\%を上限）} = 12\% + \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} \end{array} - 9.4\% \right] \times 0.35 \right\}$$

$$\text{ロ 税額控除上限額} = \text{調整前法人税額の25\%相当額} + \text{調整前法人税額の10\%相当額}$$

#### (3) 基準年度比売上金額減少割合が2%以上である場合の税額控除上限額の特例の創設

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の税額控除上限額について、次により計算した金額とする措置が追加されました（措法42の4③三、⑥三）。

（注）本特例は、一般試験研究費の額に係る税額控除制度において、試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除上限額の特例（下記(5)）とは重複適用が可能ですが、研究開発を行う一定のベンチャー企業の税額控除上限額の特例（措法42の4③一）とは重複適用ができません。

また、本特例は、中小企業技術基盤強化税制において、増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の税額控除上限額の特例（上記(2)ロ）又は試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除上限額の特例（下記(5)）との重複適用が可能です。

(算式)

$$\text{税額控除上限額} = \text{調整前法人税額の25\%相当額} + \text{調整前法人税額の5\%相当額}$$

(4) 試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除割合の特例の見直し

試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除割合を割り増す措置について、その適用期限が2年延長されました（措法42の4②二、⑤二・三）。

(5) 試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除上限額の特例の見直し

試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除上限額を割り増す措置について、その適用期限が2年延長されました（措法42の4③二、⑥二）。

《用語の意義》

上記(1)から(5)までにおける用語の意義については、以下のとおりです。

用語	意義
増減試験研究費割合	増減試験研究費の額（その適用を受ける事業年度の試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます。）のその比較試験研究費の額に対する割合をいいます（措法42の4⑧三）。
比較試験研究費の額	その適用を受ける事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額の合計額をその各事業年度の数で除して計算した金額をいいます（措法42の4⑧五）。
基準年度比売上金額減少割合	その適用を受ける事業年度の売上金額（一定のものに限ります。以下同じです。）が令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度の売上金額に満たない場合のその満たない部分の金額のその最後に終了した事業年度の売上金額に対する割合をいいます（措法42の4⑧六の二）。
基準年度試験研究費の額	令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度の試験研究費の額をいいます（措法42の4⑧六の三）。
試験研究費割合	その適用を受ける事業年度の試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいいます（措法42の4⑧六）。
平均売上金額	その適用を受ける事業年度及びその事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額をいいます（措法42の4⑧十一）。

《イメージ図》

上記(1)から(5)までの見直し後の令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度における税額控除割合及び税額控除上限額は次のとおりとなります。

○ 一般試験研究費の額に係る税額控除制度

【税額控除割合】

① 試験研究費割合 ≤ 10%			
A	増減試験研究費割合 ≤ 9.4%	$10.145\% - \{(9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175\}$	下限2%
B	増減試験研究費割合 > 9.4%	$10.145\% + \{(\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35\}$	上限14%
C	設立事業年度又は比較試験研究費の額 = 0	8.5%	-
② 試験研究費割合 > 10%		$(A、B \text{ 又は } C) + \{(A、B \text{ 又は } C) \times \text{控除割増率 (注1)}\}$	上限14%

【税額控除上限額】

原則（上乗せ前）		調整前法人税額 × 25%	
上乗せ特例	a	ベンチャー企業特例	調整前法人税額 × 15%
	b	試験研究費割合 > 10%	調整前法人税額 × $\{(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2\}$ (注2)
	c	基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% かつ試験研究費の額 > 基準年度試験研究費の額	調整前法人税額 × 5%

○ 中小企業技術基盤強化税制

【税額控除割合】

① 試験研究費割合 ≤ 10%			
A	下記B以外	12%	-
B	増減試験研究費割合 > 9.4%	12% + {(増減試験研究費割合 - 9.4%) × 0.35}	上限17%
② 試験研究費割合 > 10%		(A又はB) + {(A又はB) × 控除割増率(注1)}	上限17%

【税額控除上限額】

原則(上乗せ前)		調整前法人税額 × 25%	
上乗せ 特例	a	増減試験研究費割合 > 9.4%	調整前法人税額 × 10%
	b	試験研究費割合 > 10%	調整前法人税額 × {(試験研究費割合 - 10%) × 2}(注2)
	c	基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% かつ 試験研究費の額 > 基準年度試験研究費の額	調整前法人税額 × 5%

(注1) 控除割増率(上限10%) = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5

(注2) {(試験研究費割合 - 10%) × 2} は10%を上限

(6) 制度の対象となる試験研究費の額の見直し

本制度の対象となる試験研究費の額について、次のとおり見直されました(措法42の4⑧一)。

- イ 試験研究のために要する費用の額で研究開発費として損金経理をした金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産(事業の用に供する時において試験研究の用に供する固定資産を除きます。)の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産(試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除きます。)となる費用の額が追加されました。
- ロ 上記イの見直しに伴い、売上原価等の原価の額並びに上記イの固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額が除外されました。また、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しない試験研究のために要する費用の額が除外されました。

(7) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の改正が行われました。

- イ 対象となる特別試験研究費の額に、国立大学、大学共同利用機関、公立大学及び国立研究開発法人の外部化法人との共同研究並びにこれらの法人の外部化法人への委託研究に要する費用の額が追加され、その税額控除割合が25%とされました(措法42の4⑦二、措令27の4①②④・十一、措規20⑳～㉓㉔)。
- ロ 特別試験研究費の対象となる大学等との共同研究及び大学等への委託研究(中小企業者等が行うものは除きます。)について、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定されました(措規20⑱二、㉔二)。
- ハ 特別試験研究費の対象となる特定中小企業者等への委託研究について、次の要件を満たすものに限定されました(措令27の4②九)。
  - (イ) 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。
  - (ロ) 委託に係る委任契約等(契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいいます。)において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の9)。

### 〔適用時期〕

- (1) 〔改正の内容〕(1)から(6)までについては、令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます(改正法附則43)。
- (2) 〔改正の内容〕(7)イについては、令和3年4月1日以後に支出する試験研究費の額について適用され、同日前に支出した試験研究費の額については、従来どおり適用されます(改正措令附則17④)。
- (3) 〔改正の内容〕(7)ロ及びハについては、令和3年4月1日以後に締結する契約又は協定に基づいて行われる試験研究について適用され、同日前に締結した契約又は協定に基づいて行われる試験研究については、従来どおり適用されます(改正措令附則17⑤、改正措規附則10⑤⑥)。

## 2 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度《旧：給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度》の整備

### 〔改正の内容〕

#### (1) 人材確保等促進税制

青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度(注1)において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》を満たすときは、控除対象新規雇用者給与等支給額(注2)の15%(次の《上乗せ要件》を満たす場合には、20%)相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の20%相当額とされています(措法42の12の5①)。

#### 《要件》

$$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$$

#### 《上乗せ要件》

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$

(注1) 設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

(注2) その事業年度において措法第42条の12《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合には、所定の方法により計算したその控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額とされています(措法42の12の5①、措令27の12の5①)。

#### (2) 中小企業者等における所得拡大促進税制

中小企業者等が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度(注1)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額(注2)の15%(次の《上乗せ要件》イ及びロを満たす場合には、25%)相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の20%相当額とされています(措法42の12の5②)。

#### 《要件》

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

#### 《上乗せ要件》

イ 
$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

ロ 次の要件のいずれかを満たすこと

(イ) 
$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

(ロ) その中小企業者等が、その事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき一定の証明がされたものであること

(注1) 上記(イ)の適用を受ける事業年度、設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

(注2) その事業年度において措法第42条の12《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合には、所定の方法により計算したその控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額とされています（措法42の12の5②、措令27の12の5②）。

《用語の意義》

上記(1)及び(2)における用語の意義については、以下のとおりです。

用語	意義
国内新規雇用者	法人の国内雇用者のうち国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿にその国内雇用者の氏名が記載された日から1年を経過していないもの（その法人の国内雇用者となる直前にその法人又はその法人との間に支配関係がある法人の役員又は使用人であった一定の者等を除きます。）をいいます（措法42の12の5③二、措令27の12の5③④、措規20の10②③）。
国内雇用者	法人の使用人（その法人の役員と特殊の関係のある者等の一定の者を除きます。）のうち国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます（措法42の12の5③九、措令27の12の5⑦⑧）。
控除対象新規雇用者給与等支給額	法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を含みます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）のうち調整雇用者給与等支給増加額に達するまでの金額をいいます（措法42の12の5③四）。
調整雇用者給与等支給増加額	雇用者給与等支給額（その計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その雇用安定助成金額を控除した金額となります。）から比較雇用者給与等支給額（その計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その雇用安定助成金額を控除した金額となります。）を控除した金額をいいます（措法42の12の5③四）。
雇用安定助成金額	国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいいます（措法42の12の5③四イ）。
新規雇用者給与等支給額	法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者に該当するものに限ります。以下同じです。）に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法42の12の5③五）。
新規雇用者比較給与等支給額	法人の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法42の12の5③六）。
教育訓練費	法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する一定の費用をいいます（措法42の12の5③七）。
比較教育訓練費の額	法人の各事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額をいいます（措法42の12の5③八）。
雇用者給与等支給額	法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法42の12の5③十）。
比較雇用者給与等支給額	法人の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法42の12の5③十一）。
控除対象雇用者給与等支給増加額	中小企業者等の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その金額が調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、その調整雇用者給与等支給増加額となります。）をいいます（措法42の12の5③十二）。



《イメージ図》

上記(1)及び(2)の見直し後の本制度の適用要件及び税額控除限度額は次のとおりとなります。

人材確保等促進税制	適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規雇用者給与等支給額（注1）－新規雇用者比較給与等支給額（注1） 新規雇用者比較給与等支給額（注1） <math>\geq 2\%</math></li> </ul> 《上乗せ要件》 <ul style="list-style-type: none"> <li>教育訓練費の額－比較教育訓練費の額 比較教育訓練費の額 <math>\geq 20\%</math></li> </ul>
	税額控除限度額	税額控除限度額（調整前）＝ 控除対象新規雇用者給与等支給額（※）（注2） × 15%（上乗せ要件を満たす場合には20%） （※） 控除対象新規雇用者給与等支給額の上限度額＝ 雇用者給与等支給額（注2）－ 比較雇用者給与等支給額（注2）
中小企業者等における所得拡大促進税制	適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用者給与等支給額（注1）－比較雇用者給与等支給額（注1） 比較雇用者給与等支給額（注1） <math>\geq 1.5\%</math></li> </ul> 《上乗せ要件》 <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用者給与等支給額（注1）－比較雇用者給与等支給額（注1） 比較雇用者給与等支給額（注1） <math>\geq 2.5\%</math></li> <li>次のいずれかを満たすこと               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 教育訓練費の額－比較教育訓練費の額 比較教育訓練費の額 <math>\geq 10\%</math></li> <li>② 経営力向上について一定の証明がされたものであること</li> </ol> </li> </ul>
	税額控除限度額	税額控除限度額（調整前）＝ 控除対象雇用者給与等支給増加額（※）（注1） × 15%（上乗せ要件を満たす場合には25%） （※） 控除対象雇用者給与等支給増加額の上限度額＝ 雇用者給与等支給額（注2）－ 比較雇用者給与等支給額（注2）

（注1） 雇用安定助成金額がある場合でも、雇用安定助成金額を控除しないで計算します。

（注2） 雇用安定助成金額がある場合には、雇用安定助成金額を控除して計算します。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の6）。

〔適用時期〕

令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則43）。

3 デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制（情報技術事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度）の創設

〔創設された制度の概要〕

① 情報技術事業適応設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、改正産業競争力強化法の施行の日から令和5年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応（①及び②において「情報技術事業適応」といいます。）の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限りません。以下同じです。）を支出する場合において、情報技術事業適応設備の取得又は製作をし、国内にあるその法人の事業の用に供したときは、その供用年度において次のいずれかの措置の適用を受けることができる制度が創設されました（措法42の12の7①④）。

イ 情報技術事業適応設備の取得価額（注1）の30%相当額の特別償却

ロ 情報技術事業適応設備の取得価額（注1）の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものについては、5%）相当額の法人税額の特別控除（注2）

## ② 事業適応繰延資産となる費用の額を支出した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出年度において次のいずれかの措置の適用を受けることができる制度が創設されました（措法42の12の7②⑤）。

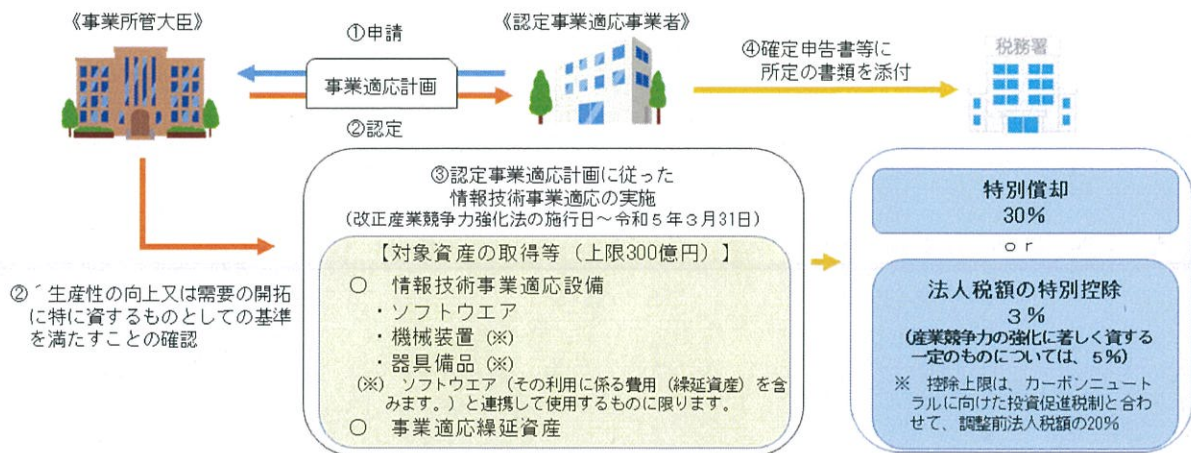
イ 事業適応繰延資産の額（注1）の30%相当額の特別償却

ロ 事業適応繰延資産の額（注1）の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については、5%）相当額の法人税額の特別控除（注2）

（注1） 情報技術事業適応設備の取得価額及び事業適応繰延資産の額の合計額のうち本制度の対象となる金額は300億円が上限とされています（措法42の12の7①②④⑤）。

（注2） 法人税額の特別控除の控除上限は、上記①、②及び「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（9ページ）」による法人税額の特別控除との合計で調整前法人税額の20%相当額とされています（措法42の12の7④～⑥）。

### 《イメージ図》



### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者である法人です（措法42の12の7①②④⑤）。

（注） 認定事業適応事業者とは、認定事業適応計画（産業競争力強化法第21条の16第2項に規定する認定事業適応計画をいいます。）に従って実施される情報技術事業適応（生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣の確認を受けたもの）に限ります。以下「情報技術事業適応」といいます。）を行う同法第21条の28第2項に規定する認定事業適応事業者をいいます。

### (2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産は、次の情報技術事業適応設備（その製作の後事業の用に供されたことのないもの）に限ります。）又は事業適応繰延資産です。

イ 情報技術事業適応設備

認定事業適応事業者が、指定期間内に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出する場合における、その特定ソフトウェア並びにこれらのソフトウェア

とともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（主として産業試験研究の用に供される一定の資産を除きます。）をいいます（措法42の12の7①④、措令27の12の7①）。

ロ 事業適応繰延資産

認定事業適応事業者が、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合における、その支出した費用に係る繰延資産をいいます（措法42の12の7②⑤）。

(3) 供用年度又は支出年度

イ 供用年度とは、情報技術事業適応設備を事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法42の12の7①）。

ロ 支出年度とは、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法42の12の7②）。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の区分に応じそれぞれ次により計算した金額とされています（措法42の12の7①②）。

(算式)

イ 情報技術事業適応設備の取得価額及び事業適応繰延資産の額の合計額（以下「対象資産合計額」といいます。）が300億円以下の場合

$$\text{特別償却限度額} = \begin{array}{l} \text{情報技術事業適応設備の取得価額} \\ \text{又は事業適応繰延資産の額} \end{array} \times 30\%$$

ロ 対象資産合計額が300億円を超える場合

$$\text{特別償却限度額} = 300 \text{ 億円} \times \frac{\text{情報技術事業適応設備の取得価額又は事業適応繰延資産の額}}{\text{対象資産合計額}} \times 30\%$$

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の区分に応じそれぞれ次により計算した金額とされています（措法42の12の7④⑤）。

(算式)

イ 対象資産合計額が300億円以下の場合

$$\text{税額控除限度額（調整前法人税額の20\%（注1）を上限）} = \begin{array}{l} \text{情報技術事業適応設備の取得価額} \\ \text{又は事業適応繰延資産の額} \end{array} \times \begin{array}{l} 3\% \text{（一定の場合} \\ \text{（注2）には5\%）} \end{array}$$

ロ 対象資産合計額が300億円を超える場合

$$\text{税額控除限度額（調整前法人税額の20\%（注1）を上限）} = 300 \text{ 億円} \times \frac{\text{情報技術事業適応設備の取得価額又は事業適応繰延資産の額}}{\text{対象資産合計額}} \times \begin{array}{l} 3\% \text{（一定の場合} \\ \text{（注2）には5\%）} \end{array}$$

(注1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の法人税額の特別控除、事業適応繰延資産となる費用の額を支出した場合の法人税額の特別控除及び生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除による法人税額の特別控除との合計で調整前法人税額の20%相当額が上限とされています（措法42の12の7④～⑥）。

(注2) 一定の場合とは、情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第2条第1項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであることについて主務大臣の確認を受けたものの用に供する情報技術事業適応設備に該当する場合又はその確認を受けた情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産に該当する場合をいいます（措法42の12の7④⑤、措令27の12の7②）。

## (6) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等（次のロについては、本制度により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に、次に掲げる書類の添付がある場合に限り適用されます。

イ 特別償却の適用を受ける場合（措法42の12の7⑧）

情報技術事業適応設備又は事業適応繰延資産の償却限度額の計算に関する明細書（別表十六（一）、別表十六（二）又は別表十六（六）及び特別償却の付表）及び財務省令で定める書類

ロ 法人税額の特別控除の適用を受ける場合（措法42の12の7⑨）

情報技術事業適応設備の取得価額又は事業適応繰延資産の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書（別表六（三十二））並びに財務省令で定める書類

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の7）。

### 〔適用時期〕

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます（改正法附則1十）。

なお、改正産業競争力強化法は令和3年4月30日現在において公布されていません。

## 4 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度）の創設

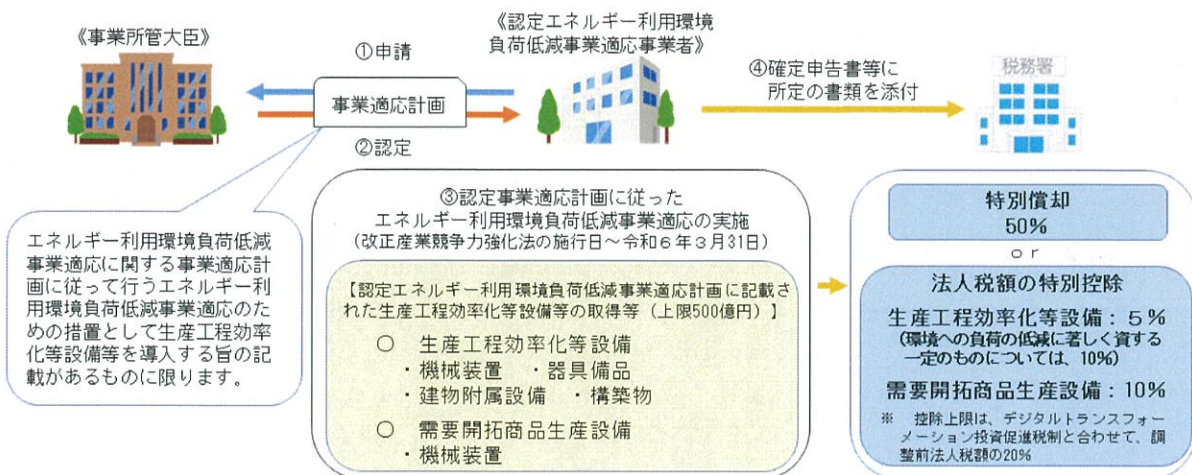
### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが、改正産業競争力強化法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等の取得又は製作若しくは建設をし、国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その供用年度において次のいずれかの措置の適用を受けることができる制度が創設されました（措法42の12の7③⑥）。

イ 生産工程効率化等設備等の取得価額（注1）の50%相当額の特別償却

ロ 生産工程効率化等設備等の取得価額（注1）の5%（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定ものについては、10%）相当額の法人税額の特別控除（注2）

### 《イメージ図》



(注1) 生産工程効率化等設備等の取得価額のうち本制度の対象となる金額は500億円が上限とされています(措法42の12の7③)。

(注2) 法人税額の特別控除の控除上限は、「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制(6ページ)」による法人税額の特別控除との合計で調整前法人税額の20%相当額とされています(措法42の12の7④～⑥)。

### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者である法人です(措法42の12の7③⑥)。

(注) 認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者とは、産業競争力強化法第21条の16第1項に規定する認定事業適応事業者のうち、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画(同条第2項に規定する認定事業適応計画のうち、同法第21条の13第2項第3号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものをいいます。以下同じです。)にその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行う同号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の記載があるものをいいます。

### (2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産は、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等(産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産工程効率化等設備又は同条第14項に規定する需要開拓商品生産設備をいいます。)でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものです(措法42の12の7③⑥)。

### (3) 供用年度

供用年度とは、生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます(措法42の12の7①)。

### (4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の区分に応じそれぞれ次により計算した金額とされています(措法42の12の7③)。

#### (算式)

イ 生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が500億円以下の場合

$$\text{特別償却限度額} = \text{生産工程効率化等設備等の取得価額} \times 50\%$$

ロ 生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が500億円を超える場合

$$\text{特別償却限度額} = 500 \text{億円} \times \frac{\text{生産工程効率化等設備等の取得価額}}{\text{生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額}} \times 50\%$$

### (5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の区分に応じそれぞれ次により計算した金額とされています(措法42の12の7⑥)。

#### (算式)

イ 生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が500億円以下の場合

$$\text{税額控除限度額(調整前法人税額の20%(注1)を上限)} = \text{生産工程効率化等設備等の取得価額} \times \begin{matrix} 5\% \text{(一定の場合)} \\ \text{(注2)には10\%} \end{matrix}$$

ロ 生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が500億円を超える場合

$$\text{税額控除限度額(調整前法人税額の20%(注1)を上限)} = 500 \text{億円} \times \frac{\text{生産工程効率化等設備等の取得価額}}{\text{生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額}} \times \begin{matrix} 5\% \text{(一定の場合)} \\ \text{(注2)には10\%} \end{matrix}$$

(注1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の法人税額の特別控除、事業適応繰延資産となる費用の額を支出した場合の法人税額の特別控除及び生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除による法人税額の特別控除との合計で調整前法人税額の20%相当額が上限とされています(措法42の12の7④～⑥)。

(注2) 一定の場合とは、生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものに該当する場合又は需要開拓商品生産設備に該当する場合をいいます(措法42の12の7⑥、措令27の12の7③)。

### 6) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等(次のロについては、本制度により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。)に、次に掲げる書類の添付がある場合に限り適用されます。

イ 特別償却の適用を受ける場合(措法42の12の7⑧)

生産工程効率化等設備等の償却限度額の計算に関する明細書(別表十六(一)又は別表十六(二)及び特別償却の付表)及び財務省令で定める書類

ロ 法人税額の特別控除の適用を受ける場合(措法42の12の7⑨)

生産工程効率化等設備等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書(別表六(三十二))並びに財務省令で定める書類

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の15の7)。

### [適用時期]

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます(改正法附則1十)。

なお、改正産業競争力強化法は令和3年4月30日現在において公布されていません。

## 5 その他

○ その他、減価償却又は税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 中小企業者等の法人税率の特例(措令27の3の2、改正措令附則1九)  (措法42の3の2①②、68の8①②)	○ 本制度の対象となる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に、敷地分割組合が追加されました。  ○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	改正マンション管理適正化法の施行の日から施行されます。  —
(2) 高度省エネルギー増進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(旧措法42の5、68の10、旧措令27の5、39の40、旧措規20の2、改正法附則44、60、改正措規附則11)	○ 本制度は、廃止されました。	令3.4.1前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等及び同日前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律の計画の認定又は一定の確認を受けた法人が同日から令4.3.31までの間に取得等をする高度省エネルギー増進設備等については、従来どおり適用されます。
(3) 中小企業者等が機械等を取った場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の6①、68の11①、措令27の6⑦、39の41③、改正法附則45、61、改正措令附則18、25)  (措法42の6①、68の11①、旧措令27の6①、39の41①、改正法附則45、61)	○ 対象となる法人に商店街振興組合が追加され、特定中小企業者等に該当することとされました。  ○ 中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。	令3.4.1以後に取得等をする特定機械装置等について適用され、同日前に取得等をした特定機械装置等については、従来どおり適用されます。  同上

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法42の6①、68の11①、措令27の6④、39の41②、改正法附則45、61)</p> <p>(措規20の3⑤、改正措規附則12)</p> <p>(措法42の6①、68の11①)</p>	<p>○ 対象資産から匿名組合契約その他これに類する一定の契約の目的である事業の用に供するものが除外されました。</p> <p>○ 対象となる指定事業に次の事業が追加されました。 イ 不動産業 ロ 物品賃貸業 ハ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。)</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>—</p>
<p>(4) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の9①、68の13①、改正法附則46①、62)</p> <p>(措令27の9⑥～⑧、改正措令附則19)</p> <p>(措令27の9⑨⑩、改正措令附則19)</p> <p>(措法42の9①、68の13①、措令27の9①)</p>	<p>○ 対象資産のうち5G情報通信システムに該当するものがその法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限定されました。</p> <p>○ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、対象事業からこん包業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、商品検査業及び研究開発支援検査分析業が除外されました。</p> <p>○ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、対象事業からこん包業が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>—</p>
<p>(5) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の11の2①、68の14の3①)</p>	<p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(6) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(旧措法42の12の3、68の15の4、旧措令27の12の3、39の45の4、旧措規20の8、22の30、改正法附則47、63)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>令3.4.1前に取得等をした経営改善設備については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(7) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の12の4①、68の15の5①、改正法附則48、64)</p> <p>(措法42の12の4①、68の15の5①)</p>	<p>○ 中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする特定経営力向上設備等について適用され、同日前に取得等をした特定経営力向上設備等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(8) 法人税の額から控除される特別控除額の特例(措法42の13⑥、68の15の8⑥、改正法附則1十、49、65)</p> <p>(措法42の13⑥一、68の15の8⑥一、改正法附則43)</p> <p>(措法42の13⑥、68の15の8⑥)</p>	<p>○ 特定税額控除規定を不適用とする措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 特定税額控除規定に、事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に係る規定(措法42の12の7④～⑥)が追加されました。 ロ 継続雇用者給与等支給額が前事業年度の継続雇用者給与等支給額を超えることとの要件を判定する場合に国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものを控除しないこととされました。 ハ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>改正産業競争力強化法の施行の日から適用されます。</p> <p>令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(9) 特定船舶の特別償却(旧：特定設備等の特別償却)(旧措法43①表一、68の16①表一、旧措令28①②、39の49①②、改正法附則50①、66①)</p>	<p>○ 再生可能エネルギー発電設備等に係る措置が廃止されました。</p>	<p>令3.4.1前に取得等をした再生可能エネルギー発電設備等については、従来どおり適用されません。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令28②、39の49②、改正措令附則21①、27①)</p> <p>(平27国土交通省告示第473号、令3国土交通省告示第315号)</p> <p>(措法43①、68の16①)</p>	<p>○ 船舶に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象資産から、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される船舶で、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものが除外されました。</p> <p>ロ 事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件が見直されました。</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする特定船舶について適用され、同日前に取得等をした特定船舶については、従来どおり適用されます。</p> <p>令3.4.1から施行されます。</p> <p>—</p>
<p>(10) 被災代替資産等の特別償却 (措法43の3②、68の18②、改正法附則50②、66②)</p>	<p>○ 中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする被災代替資産等について適用され、同日前に取得等をした被災代替資産等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(11) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却 (措令28の4①一、改正措令附則21②)</p> <p>(措法44①、68の19①)</p>	<p>○ 施設規模要件が3億5,000万円以上(改正前：3億円以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする研究施設について適用され、同日前に取得等をした研究施設については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(12) 特定事業継続力強化設備等の特別償却 (措法44の2①、68の20①、改正法附則50③、66③)</p> <p>(措法44の2①、68の20①、改正法附則50③、66③)</p> <p>(措法44の2①、68の20①)</p> <p>(措法44の2②、68の20②、改正法附則50③、66③)</p>	<p>○ 対象法人が中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第21号)の施行の日(令和元年7月16日)から令和5年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業者等とされ、対象資産がその認定を受けた日から1年以内に、取得等をして、事業の用に供する資産とされました。</p> <p>○ 中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。</p> <p>○ 対象資産に機械装置及び器具備品の部分について行う改良又は機械装置及び器具備品の移転のための工事の施行に伴って取得等をする資産が追加されました。</p> <p>○ 令和5年4月1日以後に取得等をする特定事業継続力強化設備等の特別償却率が18%(改正前：20%)に引き下げられました。</p> <p>○ 対象資産から特定事業継続力強化設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をした資産が除外されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする特定事業継続力強化設備等について適用され、同日前に取得等をした特定事業継続力強化設備等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>—</p> <p>令3.4.1以後に取得等をする特定事業継続力強化設備等について適用され、同日前に取得等をした特定事業継続力強化設備等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(13) 共同利用施設の特別償却 (措令28の6、39の53、改正措令附則21③、27②)</p> <p>(措法44の3①、68の24①)</p>	<p>○ 共同利用施設の取得価額要件が400万円以上(改正前：200万円以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする共同利用施設について適用され、同日前に取得等をした共同利用施設については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(14) 特定地域における工業用機械等の特別償却 (旧措法45①表一、68の27①、措法45②表一、68の27②表一、旧措令28の9①一・②一・③～⑤、措令28の9①一・②一・③～⑤、39の56②一・⑤、改正法附則50⑤、66⑤、改正措令附則21④、27③)</p>	<p>○ 過疎地域に係る措置について、青色申告書を提出する法人が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日(令和3年4月1日)から令和6年3月31日までの期間のうち一定の期間内に、同法の過疎地域のうち特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、製造業等の一定の事業の用に供する一定の機械装置、建物等及び構築物の取得等をした場合には、5年間普通償却限度額の32%(建物等及び構築物については、48%)の割増償却ができる措置に改組されました。</p>	<p>令3.12.31以前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p>



改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令28の9②一、改正措令附則21⑤)</p> <p>(措令28の9①一～四)</p> <p>(措法45①、68の27①、改正法附則50⑥、66⑥)</p> <p>(措令28の9③～⑤、改正措令附則21⑥)</p> <p>(措令28の9⑥⑦、改正措令附則21⑥)</p> <p>(措令28の9②一、39の56⑤一、改正措令附則21⑤、27④)</p> <p>(措法45②、68の27②、措令28の9⑨)</p> <p>(旧措法45②表四、68の27②表四、旧措令28の9⑫四・⑬⑭四・⑲～㉔、39の56②四・③④四・⑧～⑩、旧措規20の16⑥⑧、22の37、改正法附則50⑧、66⑦、改正措令附則21⑦、27⑤、改正措規附則13、15)</p>	<p>○ 沖縄の特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額が法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とされました。</p> <p>ロ 適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。</p> <p>ハ 沖縄の離島に係る措置を除き、対象資産のうち5G情報通信システムに該当するものがその法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限定されました。</p> <p>ニ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、対象事業からこん包業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、商品検査業及び研究開発支援検査分析業が除外されました。</p> <p>ホ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、対象事業からこん包業が除外されました。</p> <p>○ 半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額が法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とされました。</p> <p>ロ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 振興山村に係る措置が廃止されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>令3.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>令3.4.1以後に取得等をする産業振興機械等について適用され、同日前に取得等をした産業振興機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>令3.4.1前に取得等をした産業振興機械等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(15) 医療用機器等の特別償却 (措令28の10②一、改正措令附則21⑧、平31厚生労働省告示第151号、令3厚生労働省告示第160号)</p> <p>(平21厚生労働省告示第248号、令3厚生労働省告示第161号)</p> <p>(措法45の2①～③、68の29①～③)</p>	<p>○ 医療用機器に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 診療所における全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促すための措置が講じられました。</p> <p>ロ 対象機器の見直しが行われました。</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする医療用機器について適用され、同日前に取得等をした医療用機器については、従来どおり適用されます。</p> <p>令3.4.1から施行されます。</p> <p>—</p>
<p>(16) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 (措法46の2①、68の33①)</p>	<p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(17) 特定都市再生建築物の割増償却 (措法47①、68の35①)</p>	<p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(18) 特別償却等に関する複数の規定の不適用 (措法53②、68の42②、改正法附則43)</p>	<p>○ 法人の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうち、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度における試験研究費の額が含まれる場合において、その試験研究費の額について同制度の適用を受けたときは、その減価償却資産又は繰延資産については、他の特別償却又は特別税額控除に関する規定の適用がないこととされました。</p>	<p>令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>

## Ⅱ 引当金・準備金制度に関する改正

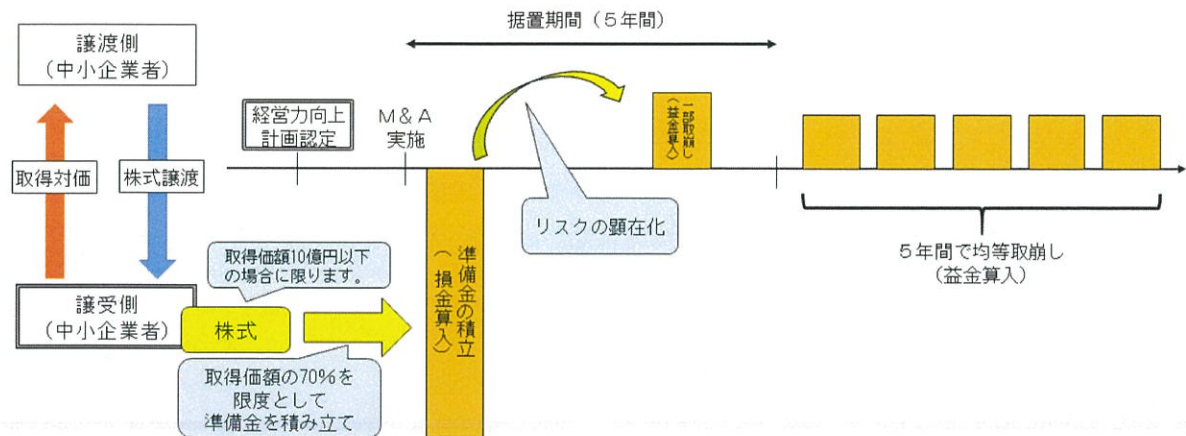
### 1 中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する中小企業者のうち、改正産業競争力強化法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画について認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って行う事業承継等として他の法人の株式等の取得（購入による取得に限ります。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その株式等の取得価額の70%相当額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができる制度が創設されました（措法55の2①）。

この準備金は、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがあつた場合には、5年間で均等額を取り崩して益金の額に算入することとされています（措法55の2②）。

#### 《イメージ図》



#### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する中小企業者（注）のうち、改正産業競争力強化法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画（同条第4項第2号に掲げる事項の記載があるものに限りまふ。）について同条第1項の認定を受けた法人です（措法55の2①）。

（注） 中小企業者とは、措法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者に該当するものを除きます。）をいいます。

#### (2) 対象となる特定株式等の取得

本制度は、適用対象法人が、各事業年度（注1）において、上記(1)の経営力向上計画に従って行う事業承継等（注2）として他の法人の株式等（株式又は出資をいいます。以下同じです。）の取得（購入による取得に限ります。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得をした株式等（以下「特定株式等」といいます。）の取得価額が10億円を超える場合を除きます。）に適用できます（措法55の2①）。

（注1） 解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

（注2） 事業承継等とは、中小企業等経営強化法第2条第10項に規定する事業承継等（同項第8号に掲げる措置に限ります。）をいいます。以下同じです。

### (3) 準備金の積立て及び損金算入限度額

本制度による損金算入限度額は、適用対象法人が特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の70%相当額(注1)以下の金額を損金経理の方法により各特定法人(注2)別に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた場合(決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含みます。)における、その積み立てた金額となります(措法55の2①)。

(注1) 特定株式等の取得の日を含む事業年度において、その特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうちその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額となります。

(注2) 特定株式等を発行した法人をいいます。以下同じです。

### (4) 中小企業事業再編投資損失準備金の取崩し

中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち積立事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがある場合には、その5年を経過した中小企業事業再編投資損失準備金の金額については、5年間で均等額を取り崩して益金の額に算入します(措法55の2②)。

また、次に掲げる取崩し事由に該当することとなった場合には、その該当することとなった日(合併の場合にあってはその前日)を含む事業年度において、その事由に応じてそれぞれ次の金額を取り崩して、益金の額に算入します(措法55の2③～⑤)。

取崩し事由	取崩し金額
中小企業等経営強化法第18条第2項の規定により経営力向上計画の認定が取り消された場合(その経営力向上計画に従って行う事業承継等として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限ります。)(措法55の2③一)	その取り消された日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の全部又は一部を有しないこととなった場合(措法55の2③二)	その有しないこととなった日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち、その有しないこととなった株式等に係る金額
合併により合併法人に中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等を移転した場合(措法55の2③三)	その合併の直前におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人が解散した場合(措法55の2③四)	その解散の日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合(措法55の2③五)	その減額をした日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち、その減額をした金額に相当する金額
法人が解散した場合(措法55の2③六)	その解散の日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額
任意に特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合(措法55の2③七)	その取り崩した日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち、その取り崩した金額に相当する金額
青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合(措法55の2④)	その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額
その事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、前事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、その事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(措法55の2⑤)	その事業年度終了の日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額

## (5) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書（別表十二（二））の添付がある場合に限り適用されます（措法55の2⑦）。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の44）。

### 〔適用時期〕

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます（改正法附則1十）。

なお、改正産業競争力強化法は令和3年4月30日現在において公布されていません。

## 2 その他

○ その他、引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 貸倒引当金（法令96⑤四、改正法令附則1）	○ 適用を受けることができる法人の範囲に、割賦販売法の登録少額包括信用購入あっせん業者に該当する法人が追加されました。	令3.4.1から施行されます。
(2) 中小企業者等の貸倒引当金の特例（措令33の7④四、39の86③四、改正措令附則16）	○ 割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業に係る法定繰入率が1,000分の7（改正前：1,000分の13）に引き下げられました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 農業経営基盤強化準備金（措法61の2①、68の64①、改正法附則51、67）  （措令37の2②、39の91②、改正措令附則16）  （措法61の2①、68の64①）	○ 適用対象となる事業者が農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものに限定されました。  ○ 損金算入限度額となる所得の金額が、積立て後5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の取崩しにより益金の額に算入される金額を益金の額に算入しないものとして計算することとされました。  ○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。  令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。  —
(4) 農用地等を取得した場合の課税の特例（措令37の3③、39の92③、改正措令附則16）	○ 圧縮限度額となる所得の金額が、積立て後5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の取崩しにより益金の額に算入される金額を益金の額に算入しないものとして計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。

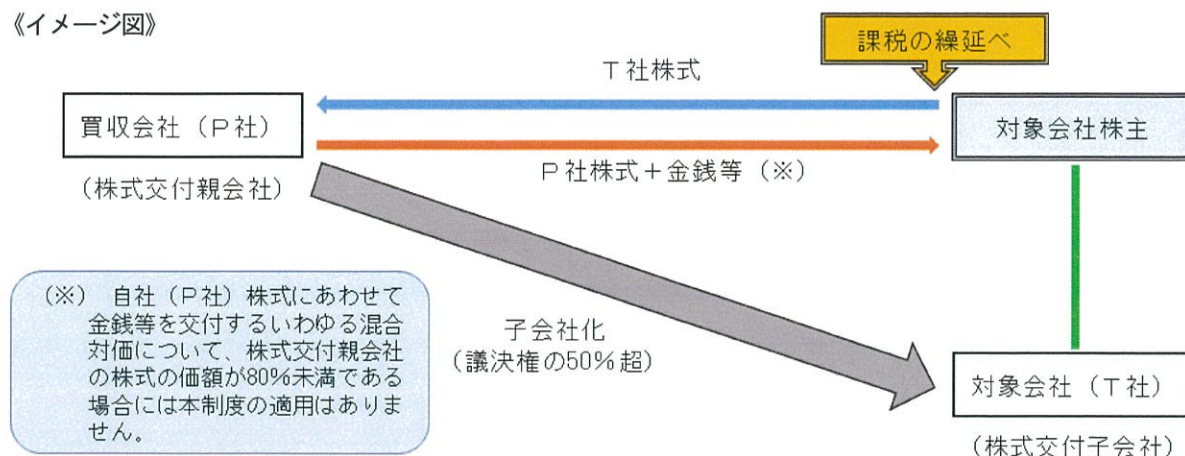
### Ⅲ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

#### 1 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

##### 〔創設された制度の概要〕

法人が、株式交付によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額の80%に満たない場合を除きます。）には、その譲渡に係る対価の額は、その所有株式のその株式交付の直前の帳簿価額に相当する金額に株式交付割合を乗じて計算した金額とその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（その株式交付親会社の株式の価額及び配当見合い金銭等の額を除きます。）とを合計した金額とする特例（すなわち課税の繰延べができる特例）が創設されました（措法66の2の2①）。

##### 《イメージ図》



#### (1) 対象となる株式の譲渡

本制度は、法人が所有株式を発行した他の法人を株式交付子会社（注1）とする株式交付（注2）によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社（注3）の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額の80%に満たない場合を除きます。）に適用があります（措法66の2の2①）。

（注1） 株式交付子会社とは、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいいます（会社法774の3①一）。

（注2） 株式交付とは、株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、その株式の譲渡人に対してその株式の対価としてその株式会社の株式を交付することをいいます（会社法2三十二の二）。以下同じです。

（注3） 株式交付親会社とは、株式交付をする株式会社をいいます（会社法774の3①一）。以下同じです。

#### (2) 株式交付割合

株式交付割合とは、株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（配当見合い金銭等の額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち占める割合をいいます（措法66の2の2①）。

#### (3) 譲渡対価の額の計算

本制度による譲渡対価の額は、次により計算した金額となります（措法66の2の2①）。

(算式)

$$\cdot \text{譲渡対価の額} = \left( \frac{\text{所有株式の株式交付直前の帳簿価額} \times \text{株式交付割合}}{\text{}} \right) + \text{交付を受けた金銭等の額 (注)}$$

$$\cdot \text{株式交付割合} = \frac{\text{交付を受けた株式交付親会社の株式の価額}}{\text{交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額 (配当見合い金銭等の額を除く.)}}$$

(注) 交付を受けた金銭等の額とは、交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額から交付を受けた株式交付親会社の株式の価額及び配当見合い金銭等の額の合計額を控除した金額をいいます。

(4) 適用に当たっての注意点

外国法人については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式交付に係る所有株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分を除き、本制度の適用がないこととされています(措法66の2の2②、措令39の10の3①)。

(5) その他

株式交付親会社は、その確定申告書に株式交付計画書及び株式交付に係る主要な事項に関する明細書を添付する(株式交換及び株式移転についても同様となります。)とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付する必要があります(法規35五・六)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の86)。

[適用時期]

令和3年4月1日以後に行われる株式交付について適用されます(改正法附則53)。

2 その他

○ その他、資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法62の3④十、措令38の4②、改正法附則1十二、改正措令附則1七)	○ 適用除外措置(優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外措置)の適用対象となるマンション敷地売却事業について、その認定買受計画に、決議特定要除却認定マンション(改正前:決議要除却認定マンション)を除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業とされました。	改正マンション管理適正化法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行されます。なお、本制度は平10.1.1から令5.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(措法65①七、措規22の2④五、改正法附則1十三、改正措規附則1八)  (措法65⑩、68の72⑩、改正法附則1十三)	○ 本制度の適用対象に、敷地分割事業が実施された場合においてその資産に係る敷地権利変換により除却敷地持分等を取得したときが追加されました。  ○ 完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しないこととする措置の適用対象に、敷地分割事業における敷地権利変換があったことによりその譲渡損益調整資産の譲渡につき本制度の適用を受ける場合が追加されました。	改正マンション管理適正化法の施行の日から施行されます。  同上
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の4①三、68の75①、措規22の5①三、改正法附則52①、68①)  (措法65の4①三)	○ 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次のとおり改正が行われました。 イ 適用対象から開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡が除外されました。 ロ 適用対象となる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業について、施行地区の全部が市街化区域に含まれる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡に限定されました。  ハ 適用期限が令和5年12月31日まで3年延長されました。	令3.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日以前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。  —

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法65の4①二十二の二、改正法附則1十二)	○ 適用対象となるマンション敷地売却事業について、通行障害既存耐震不適合建築物に該当する決議特定要除却認定マンション(改正前:決議要除却認定マンション)の敷地の用に供されている土地等につき実施されたマンション敷地売却事業とされました。	改正マンション管理適正化法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行されます。
(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措規22の6④四イ、改正措規附則1)	○ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除について、福島県知事が作成する促進計画の定めるところにより農地等が譲渡された場合が対象とされました。	令3.4.1から施行されます。
(5) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例・特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例・特定の資産を交換した場合の課税の特例(旧措法65の7①表三・五、68の78①表三・五、措法65の8①、65の9、68の79①、68の80、旧措令39の7④⑥④、旧措規22の7③④、22の69③④、改正法附則52②、68②)	○ 適用対象から、過疎地域の外から内への買換え及び危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づく土地等の買換えが除外されました。	令3.4.1前に対象資産を譲渡した場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定については、従来どおり適用されます。
(6) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例(旧措法66の2の2、68の86、旧措令39の10の3、39の100、旧措規22の9の3、22の73の2、改正法附則54、70)	○ 本制度は、廃止されました。	令3.4.1前に認定を受けた特別事業再編計画に係る特別事業再編による株式等の譲渡については、従来どおり適用されます。

## IV 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子（法令141の4⑧二、改正法令附則3）	○ 内国法人の国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度による損金不算入額について、その国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額に、自己資本不足額がその利子の支払の基因となる負債その他資金の調達に係る負債の額（改正前：その利子の支払の基因となる負債の額）に占める割合を乗じて計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 外国税額控除の対象とならない外国法人税の額（法令142の2⑧一～四、155の27⑥一～四、改正法令附則3、4）	○ 外国法人から受ける剰余金の配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けない部分の金額に限ります。）に係る外国源泉税等の額の外国税額控除について、その剰余金の配当等の額のうち内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例との二重課税調整の適用を受ける金額に対応する部分に限り、その適用を認めない（改正前：全額不適用）こととされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入（法令188⑫二、改正法令附則5）	○ 外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度による損金不算入額について、その恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額に、自己資本不足額がその利子の支払の基因となる負債その他資金の調達に係る負債の額（改正前：その利子の支払の基因となる負債の額）に占める割合を乗じて計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（措法66の5①⑤四、68の89①⑤四、措令39の13①一ロ・⑥、39の113①一ロ・⑥、措規22の10の6①、22の75の2、改正法附則43、改正措令附則16）	○ 適用要件の判定等に用いる負債について、負債の利子等の支払の基因となるものその他資金の調達に係るもの（改正前：負債の利子等の支払の基因となるもの）とされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(5) 対象純支払利子等に係る課税の特例（措法66の5の2②三ニ・⑧四、68の89の2②三ホ、措令39の13の2⑫⑬⑭、39の113の2⑪⑫、改正法附則1一、55、71、改正措令附則1一）  （措令39の13の2⑫、39の113の2⑫、改正措令附則1一）	○ 対象外支払利子等の額に、次の金額を含めることとされました。 イ 生命保険契約又は損害保険契約に基づいて保険料積立金に繰り入れられる支払利子等の額 ロ 損害保険契約に基づいて払戻積立金に繰り入れる支払利子等の額  ○ 控除対象受取利子等合計額の計算において、法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額を一定の受取利子等の額の合計額に加えることができることとされました。	令3.3.31以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。  同上
(6) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（措法66の8②⑨⑩、68の92②⑨⑩、改正法附則56①、72①）	○ 外国法人から受ける剰余金の配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分の金額に限ります。）に係る外国源泉税等の額の損金算入について、その剰余金の配当等の額のうち内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限る（改正前：全額損金算入）こととされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度において外国法人から受ける剰余金の配当等の額がある場合について適用され、同日前に開始した事業年度において外国法人から受けた剰余金の配当等の額がある場合については、従来どおり適用されます。
(7) 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（措法66の9の4②⑧⑩、68の93の4②⑧⑩、改正法附則56②、72②）	○ 上記(6)と同様の改正が行われました。	上記(6)の適用時期等と同様となります。
(8) 外国組員に対する課税の特例（措法67の16④、措規22の19の2①、改正法附則59①）	○ 特例適用申告書及びその添付書類を5年ごとに提出しなければならないこととされました。	令3.4.1前に提出された特例適用申告書（その特例適用申告書又はその特例適用申告書に係る変更申告書の提出後に変更申告書の提出事由が生じた場合において、令3.3.31までに変更申告書が提出されていない場合のその特例適用申告書を除きます。）は、令3.4.1において提出された特例適用申告書とみなされます。



改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法67の16④、改正法附則59②)</p> <p>(措法67の16④、措規22の19の2①、改正法附則59③)</p> <p>(措令26の30④⑨⑩、改正措令附則14)</p>	<p>○ 変更申告書等に添付すべき書類の添付がなかった場合には、変更申告書の提出がなかった場合と同様に、本制度を適用できないこととされました。</p> <p>○ 特例適用申告書等及びその添付書類の配分の取扱者に対する書面による提出に代えて、その配分の取扱者に対してこれらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。</p> <p>○ 投資組合財産に対する持分割合は、特定組合契約(特例適用投資組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約をいい、次に掲げる要件を満たすものに限り、)に係る組合財産として投資組合財産に対する持分を有する者(その特例適用投資組合契約を締結している外国組員及びその外国組員と特殊の関係のある者(以下「外国組員等」といいます。)を除きます。)のその特定組合契約に係る組合財産に係る持分割合を除外して計算した割合とすることとされました。</p> <p>イ その特定組合契約に係る組合財産に対するその外国組員等(その特定組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約に係る組合財産に対するその外国組員等の持分割合が25%以上である等の場合には、その組合契約に係る組合財産に対する持分を有する者(その外国組員等を除きます。)を含みます。)の持分割合の合計が25%未満であること。</p> <p>ロ その特定組合契約に係る組合財産としてその投資組合財産に対する持分を有する者がその特例適用投資組合契約に基づいて行う事業に係る重要な業務の執行に関する行為を行わないこと。</p>	<p>令3.4.1以後に変更申告書の提出事由が生じた場合について適用され、同日前に変更申告書の提出事由が生じた場合については、従来どおり適用されます。</p> <p>令3.4.1以後に配分の取扱者に対して行う電磁的方法による特例適用申告書等に記載すべき事項の提供について適用されます。</p> <p>令3.4.1以後に有することとなる国内源泉所得について適用され、同日前に有することとなった国内源泉所得については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(9) 振替国債の償還差益等の非課税等 (措法67の17⑨)</p>	<p>○ 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る差益の非課税措置について、適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>

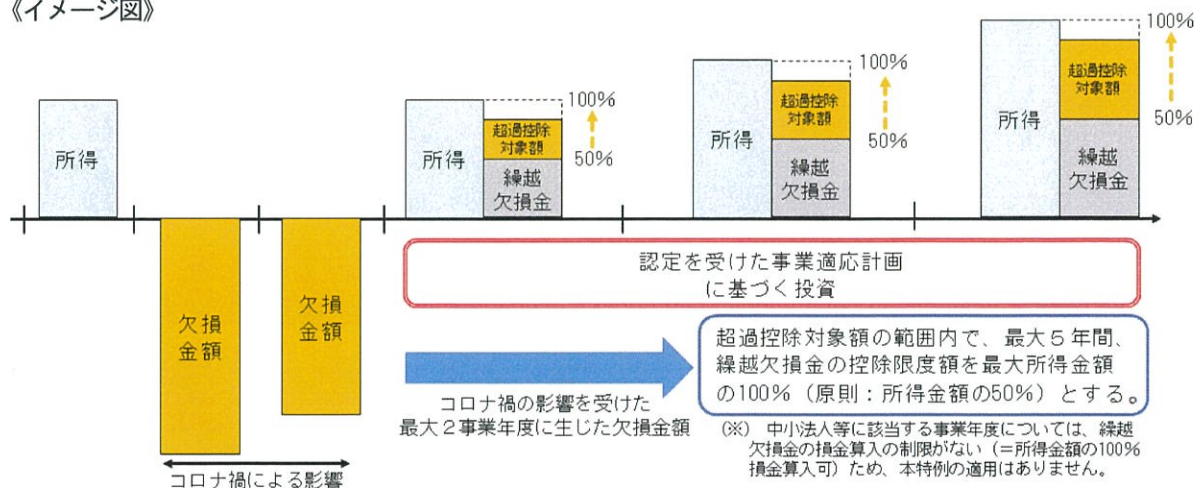
## V その他の改正

### 1 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で改正産業競争力強化法の施行の日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けたもののうちその認定に係る認定事業適応事業者であるものの適用事業年度において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、特例欠損事業年度において生じた欠損金額があるときは、超過控除対象額に相当する金額を欠損金の繰越控除制度において損金算入することができる金額に加算することとする特例が創設されました（措法66の11の4①）。

#### 《イメージ図》



#### (1) 適用対象法人

本制度の対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で改正産業競争力強化法の施行の日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法第21条の15第1項の事業適応計画の認定を受けた認定事業適応事業者（注）である法人です（措法66の11の4①）。

（注） 認定事業適応事業者とは、認定事業適応計画（産業競争力強化法第21条の16第2項に規定する認定事業適応計画をいいます。以下同じです。）に従って実施される成長発展事業適応（経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣の確認を受けたものに限り）を行う同法第21条の28第1項に規定する認定事業適応事業者をいいます。

#### (2) 適用事業年度

本制度の適用事業年度は、認定事業適応計画に記載された産業競争力強化法第21条の15第3項第2号に規定する実施期間内の日を含む各事業年度であって、次のイからハまでの全ての要件を満たす事業年度です（措法66の11の4①）。

イ 特例事業年度（注）のうちその開始が最も早い事業年度後の各事業年度で欠損控除前所得金額が生じた最初の事業年度開始の日以後5年以内に開始する事業年度であること（措法66の11の4①一）。

（注） 特例事業年度とは、経済社会情勢の著しい変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業年度として財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度をいいます。

ロ 令和8年4月1日以前に開始する事業年度であること（措法66の11の4①二）。

ハ 欠損金の繰越控除制度において損金算入の制限（所得金額の50%相当額）が課されていない中小法人等（法第57条第11項各号に掲げる法人）に該当する事業年度でないこと（措法66の11の4①三）。

### (3) 特例欠損事業年度

特例欠損事業年度とは、特例事業年度において生じた欠損金額のうち下記(4)の超過控除対象額がある場合におけるその特例事業年度をいいます（措法66の11の4②）。

### (4) 超過控除対象額

超過控除対象額は、次のイからハまでの金額のうち最も少ない金額となります（措法66の11の4②）。

イ 特例事業年度の欠損金額の残額（措法66の11の4②一）

特例事業年度において生じた欠損金額(注1)(A) -  $\left[ \begin{array}{l} \text{(A)のうち適用事業年度前の各事業} \\ \text{年度に損金算入した欠損金額の合計額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{(A)のうち本制度の適用がないとした場合} \\ \text{に適用事業年度に損金算入される欠損金額} \end{array} \right]$

ロ 累積投資残額（措法66の11の4②二）

適用事業年度終了の日までに認定事業適応計画に従って行った投資の額 -  $\left[ \begin{array}{l} \text{超過控除対象額の} \\ \text{過去使用額(注2)} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{超過控除対象額の} \\ \text{当期使用額(注3)} \end{array} \right]$

ハ 所得金額による制限額（措法66の11の4②三）

$\left[ \begin{array}{l} \text{欠損控除前} \\ \text{所得金額} \end{array} \right] \times 50\% - \left[ \begin{array}{l} \text{超過控除対象額の} \\ \text{当期使用額(注3)} \end{array} \right]$

(注1) 法第57条第2項の規定によりその法人の欠損金額とみなされたものなど、一定の欠損金額を除きます（措法66の11の4②一）

(注2) 超過控除対象額の過去使用額は、適用事業年度前の事業年度で本制度の適用を受けた超過控除対象額の合計額となります。

(注3) 超過控除対象額の当期使用額は、適用事業年度における超過控除対象額を算出しようとする特例事業年度前の各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額となります。

### (5) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等に超過控除対象額及び超過控除対象額の計算に関する明細書（別表七（一）及び別表七（一）付表五）の添付がある場合に限り適用されます（措法66の11の4④）。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の96の2）。

### 〔適用時期〕

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます（改正法附則1十）。

なお、改正産業競争力強化法は令和3年4月30日現在において公布されていません。

## 2 その他

○ その他、法人税等に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 減価償却資産の範囲（法令13八タ、改正法令附則1一）	○ 電気ガス供給施設利用権（無形固定資産）の範囲に、電気事業法の配電事業者に対して電気の供給施設を設けるために要する費用を負担して、その供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が追加されました。	令4.4.1から施行されます。
(2) 寄附金の損金不算入（法規22の4六、改正法規附則1三）  （法37④、法規24、措法66の11の3②、68の96①、措規22の12、22の76の3、改正法附則10①、57、73、改正法規附則3）  （法令77一の二、改正法令附則2）	○ 一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人の範囲に、敷地分割組合が追加されました。  ○ 特定公益増進法人等に対する寄附金について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金が除外されました。  ○ 特定公益増進法人の範囲に、定款に試験研究の成果を活用する事業等を実施する者に対する出資を行う旨の定めがある地方独立行政法人が追加されました。	改正マンション管理適正化法の施行の日から施行されます。  令3.4.1以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については、従来どおり適用されます。  同上

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法37⑤、改正法附則10②)	○ 収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額を収益事業に係る寄附金の額とみなす制度の対象から、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることにより支出した金額が除外されました。	令3.4.1以後に支出する金額について適用されます。
(3) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(法45①一、改正法附則1七)	○ 対象事業に電気事業法の配電事業が追加されました。	令4.4.1から施行されます。
(4) 不正行為等に係る費用等(法55④七、改正法附則1九)	○ 法人が納付する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による課徴金及び延滞金の額が、損金の額に算入しないこととされました。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行されます。
(5) 沖縄の認定法人の課税の特例(措法60①表一、68の63①表一)  (沖振令5、改正沖振令附則)  (措法60①表二、68の63①表二)  (措法60②、68の63②)	○ 沖縄の情報通信産業特別地区に係る措置について、適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。  ○ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 対象事業からこん包業が除外されました。 ロ 適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。  ○ 沖縄の経済金融活性化特別地区に係る措置について、適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。	—  令3.4.1から施行されます。  —  —
(6) 技術研究組合の所得の計算の特例(措令39の21、改正措令附則22)  (措法66の10①、68の94①)	○ 対象となる固定資産から鉱業権が除外されました。  ○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。	令3.4.1以後に賦課する金額をもって取得等をする試験研究用資産について適用され、同日前に賦課した金額をもって取得等をした試験研究用資産については、従来どおり適用されます。  —
(7) 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例(措法66の11の2、68の95の2、措令39の22の2、39の121の3、改正法附則1十五、改正措令附則1十一)	○ 青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者に該当するものが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度(新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度に限り)においてその業務執行役員に対して特定業績連動給与を支給する場合には、その特定業績連動給与に係る役員給与の損金不算入制度の適用については、その法人が金融商品取引法の規定により提出する事業報告書(インターネットを利用する方法により金融庁長官が公表するものに限り)は、指標に関する要件に係る部分について有価証券報告書とみなすこととされるとともに、その算定方法の内容を、一定の日以後遅滞なく公表事業報告書に記載して同法の規定により提出し、かつ、同法の規定により説明書類に記載して公衆の縦覧に供し、又は公表したときは、業績連動給与の損金算入要件のうち有価証券報告書への記載等によりその算定方法の内容が開示されていることとの要件を満たすこととされました。	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和3年法律第 号)の施行の日から施行されます。 なお、同法律は令和3年4月30日現在において公布されていません。
(8) 投資法人に係る課税の特例(措令39の32の3⑬、改正措令附則16)	○ 特定の資産の総資産のうち占める割合が50%を超えていることとする要件について、ファイナンス・リース取引に係る金銭債権はそのファイナンス・リース取引の目的となっている資産として、その割合を計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(9) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例(措令39の35の3⑦、改正措令附則16)	○ 特定の資産の総資産のうち占める割合が50%を超えていることとする要件について、ファイナンス・リース取引に係る金銭債権はそのファイナンス・リース取引の目的となっている資産として、その割合を計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(10) 公益法人等の損益計算書等の提出(措令39の37①、改正措令附則1九)	○ 損益計算書等の提出を要しない法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に、敷地分割組合が追加されました。	改正マンション管理適正化法の施行の日から施行されます。

## 第2編 震災特例法に関する改正

○ 震災特例法に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2①②、25の2①②、改正法附則95①②、107①②、改正震災特例法規附則5、9）</p> <p>（震災特例法17の2①、25の2①、改正法附則95①、107①）</p> <p>（震災特例法17の2①、25の2①）</p> <p>（旧震災特例法17の2①表二・②、25の2①表二・②、改正法附則95①、107①）</p>	<p>○ 復興産業集積区域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象区域が復興特区法の特定復興産業集積区域（改正前：復興産業集積区域）とされました。</p> <p>ロ 認定地方公共団体に該当する福島県の区域内の地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をする機械装置の償却割合が50%（改正前：その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却）に引き下げられました。</p> <p>ハ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>○ 復興居住区域に係る措置が廃止されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする特定機械装置等について適用され、同日前に取得等をした対象資産については、従来どおり適用されます。また、同日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人が、やむを得ない事情により同日前に、取得等をして、旧対象事業の用に供することができなかった対象資産について、同日から令6.3.31までの間に、取得等をして、旧復興産業集積区域内において旧対象事業の用に供した場合には、従来どおり適用されます。</p> <p>令3.4.1以後に取得等をする特定機械装置等について適用され、同日前に取得等をした対象資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>令3.4.1前に取得等をした対象資産については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2の2①表二・②、25の2の2①表二・②、震災特例法17の2の2②、22の2の2②、震災特例法規6の2の2、9の2の2、改正法附則96①、108①）</p> <p>（震災特例法17の2の2①表三・②、25の2の2①表三・②、震災特例法17の2の2③④、22の2の2③④、改正法附則96①、108①）</p>	<p>○ 特定事業活動振興計画に係る措置が追加されました。この措置の内容は次のとおりです。</p> <p>福島復興再生特別措置法の規定により福島県知事の指定を受けた法人が、提出特定事業活動振興計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に、福島県の区域内においてその提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動に係る事業の用に供する機械装置、建物等、構築物その他の一定の減価償却資産の取得等をして、その区域内において特定事業活動に係る事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（建物等及び構築物については、これらの取得価額の25%相当額の特別償却）とその取得価額の15%（建物等及び構築物については、8%）相当額の法人税額の特別控除との選択適用ができることとされました。ただし、法人税額の特別控除については、調整前法人税額の20%相当額が限度とされ、税額控除限度超過額については4年間の繰越しができるとされています。</p> <p>○ 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置が追加されました。この措置の内容は次のとおりです。</p> <p>福島復興再生特別措置法に規定する認定事業者に該当する法人が、提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業の用に供する機械装置、建物等、構築物その他の一定の減価償却資産の取得等をして、その新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（建物等及び構築物については、これらの取得価額の25%相当額の特別償却）とその取得価額の15%（建物等及び構築物については、8%）相当額の法人税額の特別控除との選択適用ができることとされました。ただし、法人税額の特別控除については、調整前法人税額の20%相当額が限度とされ、税額控除限度超過額については4年間の繰越しができるとされています。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする対象資産について適用されます。</p> <p>同上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(3) 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災特例法17の3①、25の3①、改正法附則98①②、110①②）</p> <p>（震災特例法17の3①、25の3①）</p>	<p>○ 対象区域が復興特区法の特定復興産業集積区域（改正前：復興産業集積区域）とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に終了する適用年度分の法人税について適用され、同日前に終了した適用年度分の法人税については、従来どおり適用されます。また、同日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人が、その指定を受けた日以後5年を経過する日までの期間内の日を含み、かつ、令3.4.1以後に終了する各事業年度のその期間内において、旧復興産業集積区域内に所在する旧産業集積事業所に勤務する旧被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(4) 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災特例法17の3の2①表二、25の3の2①表二、震災特例法令17の3の2④、22の3の2④、震災特例法規6の3の2②二、9の3の2②二、改正法附則1、改正震災特例法令附則1、改正震災特例法規附則1）</p> <p>（震災特例法17の3の2①表三、25の3の2①表三、震災特例法令17の3の2⑤⑥、22の3の2⑤⑥、震災特例法規6の3の2①②三、9の3の2①②三、改正法附則1、改正震災特例法規附則1）</p>	<p>○ 特定事業活動振興計画に係る措置が追加されました。この措置の内容は次のとおりです。</p> <p>提出特定事業活動振興計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に福島復興再生特別措置法の規定により福島県知事の指定を受けた法人が、その指定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間内を含む各事業年度のその期間内において、福島県の区域内に所在するその提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を行う事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの10%相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、法人税額の特別控除については、調整前法人税額の20%相当額が限度とされています。</p> <p>（注） 特定被災雇用者等とは、平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者をいいます。</p> <p>○ 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置が追加されました。この措置の内容は次のとおりです。</p> <p>提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に福島復興再生特別措置法の認定を受けた事業者が、その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内を含む各事業年度のその期間内において、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内に所在する新産業創出等推進事業を行う事業所に勤務する次の雇用者に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの15%相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、法人税額の特別控除については、調整前法人税額の20%相当額が限度とされています。</p> <p>イ 避難対象雇用者等（平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において避難対象区域内に居住していた者をいいます。）</p> <p>ロ 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していた者</p> <p>ハ 認定新産業創出等推進事業実施計画に従って行う新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者</p>	<p>令3.4.1から施行されます。</p> <p>同上</p>
<p>(5) 特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等（震災特例法17の5①、25の5①、改正法附則100①②、112①②、改正震災特例法規附則6）</p>	<p>○ 対象区域が復興特区法の特定復興産業集積区域（改正前：復興産業集積区域）とされました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする開発研究用資産について適用され、同日前に取得等をした開発研究用資産については、従来どおり適用されます。また、同日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人が、やむを得ない事情により同日前に、取得等をして、開発研究の用に供することができなかった開発研究用資産について、同日から令6.3.31までの間に、取得等をして、旧復興産業集積区域内において開発研究</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(震災特例法17の5①、25の5①、改正法附則100①、112①)</p> <p>(震災特例法17の5①、25の5①)</p>	<p>○ 認定地方公共団体に該当する福島県の区域内の地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をする開発研究用資産の償却割合が34%（中小企業者等にあつては、50%）（改正前：その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却）に引き下げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>の用に供した場合には、従来どおり適用されません。</p> <p>令3.4.1以後に取得等をする開発研究用資産について適用され、同日前に取得等をした開発研究用資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(6) <b>新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等</b>（震災特例法18①、26①、震災特例法18、23、震災特例法規6の5、9の5、改正法附則1、改正震災特例法附則1、改正震災特例法規附則1）</p> <p>(震災特例法18②、26②)</p>	<p>○ 福島復興再生特別措置法に規定する認定事業者に該当する法人が、提出新産業創出等推進事業促進計画の提出の日から令和8年3月31日までの間に、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産の取得等をして、その新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却ができることとされました。</p> <p>○ 本制度の適用を受ける開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額は、特別試験研究費の額に該当するものとみなして、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の適用ができることとされました。</p>	<p>令3.4.1から施行されます。</p> <p>同上</p>
<p>(7) <b>被災代替資産等の特別償却</b>（震災特例法18の2①、26の2①、改正法附則101、113）</p> <p>(震災特例法18の2①、26の2①、改正法附則101、113)</p> <p>(震災特例法18の2①、26の2①)</p>	<p>○ 償却割合の上乗せ措置の対象となる中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。</p> <p>○ 対象資産から車両運搬具が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする被災代替資産等について適用され、同日前に取得等をした被災代替資産等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>—</p>
<p>(8) <b>被災者向け優良賃貸住宅の割増償却</b>（旧震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法18の2、23の2、旧震災特例法規6の5、9の5、改正法附則102、114、改正震災特例法附則9、13、改正震災特例法規附則7、10）</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>令3.4.1前に取得等をした被災者向け優良賃貸住宅については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(9) <b>再投資等準備金</b>（震災特例法18の3①、26の3①、改正法附則103①②、115①②）</p> <p>(震災特例法18の3①、26の3①)</p>	<p>○ 対象区域が復興特区法の特定復興産業集積区域（改正前：復興産業集積区域）とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>認定地方公共団体の指定を受けた法人の令3.4.1以後に終了する適用年度分の法人税について適用され、旧認定地方公共団体の旧指定を受けた法人の同日前に終了した適用年度分の法人税については、従来どおり適用されます。また、同日前に旧認定地方公共団体の旧指定を受けた法人の同日以後に終了する事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(10) <b>被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等</b>（震災特例法18の9②、26の9②、震災特例法規6の8④⑤、改正法附則104、116）</p>	<p>○ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除を適用することとする措置の適用対象となる事業について、次に掲げる土地等の区分に応じ次に定める事業とされました。</p> <p>イ 特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域内にある土地等 その土地等が所在する特定住宅被災市町村又はその特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業</p> <p>ロ 特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域以外の区域内にある土地等 その土地等が所在する特定住宅被災市町村又はその特定</p>	<p>令3.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(震災特例法18の9②、26の9②)</p>	<p>住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業（令和3年3月31日においてその計画に記載されていたものに限り。）</p> <p>○ 適用期限が令和8年3月31日まで5年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(II) 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等（震災特例法18の10①、26の10①、改正法附則1）</p> <p>(震災特例法18の10②、26の10②、改正法附則1)</p>	<p>○ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除を適用することとする措置について、適用対象となる土地等が、一定の帰還・移住等環境整備推進法人（改正前：帰還環境整備推進法人）が行う帰還・移住等環境整備事業計画（改正前：帰還環境整備事業計画）に記載された一定の事業の用に供するために買い取られる土地等とされました。</p> <p>○ 土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外措置）を適用することとする措置について、適用対象となる土地等が、一定の帰還・移住等環境整備推進法人（改正前：帰還環境整備推進法人）が行う帰還・移住等環境整備事業計画（改正前：帰還環境整備事業計画）に記載された一定の事業の用に供される土地等とされました。</p>	<p>令3.4.1から施行されます。</p> <p>令3.4.1から施行されます。なお、土地の譲渡等がある場合の特別税率は、平10.1.1から令5.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。</p>
<p>(II) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例・特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例・特定の資産を交換した場合の課税の特例（震災特例法19①、20①、21、27①、28①、29、震災特例法令19②、24②、改正法附則105、117）</p> <p>(震災特例法19①、20①、21、27①、28①、29)</p>	<p>○ 対象となる買換資産が、東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる一定の区域（改正前：特定被災区域）内にある資産とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする買換資産及びその買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用され、同日前に取得等をした買換資産及びその買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>



# 令和3年度 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I 令和3年度の主な改正事項	1 ページ
II 令和2年度の改正事項のうち、令和3年分の所得税から適用される主なもの	16 ページ

○ この改正のあらましにおいて使用する次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。

所法	所得税法
所令	所得税法施行令
所規	所得税法施行規則
通則法	国税通則法
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
電帳法	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
電帳規	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
新型コロナ税特法	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律
新型コロナ税特令	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
改正法	所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第119号)

- この改正のあらまは、令和3年5月1日現在の法令に基づいて作成しています。
- 国税に関する御相談・御質問は電話相談センターを御利用ください。電話相談センターの御利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。
- 国税庁では、税に関する様々な情報をホームページ【<https://www.nta.go.jp>】で提供しています。

## I 令和3年度の主な改正事項

### 1 住宅・土地税制

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例(新型コロナ税特法6の2)について、次のとおり、措置が講じられました。

- ① 住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例並びにこれらの控除の控除期間の3年間延長の特例を適用することができることとする(新型コロナ税特法6の2①)。
- ② 個人又は住宅被災者が、国内において、特例居住用家屋の新築取得等で特別特例取得に該当するものをした場合には、上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の

特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例を適用することができることとする。ただし、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、この②の特例を適用しない（新型コロナ税特法6の2④～⑦）。

(注) 1 上記①の「特別特例取得」及び上記②の「特例特別特例取得」とは、それぞれその取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等相当額が、その取得に係る課税資産の譲渡等につき現行の消費税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における住宅の新築取得等又は特例居住用家屋の新築取得等のうち、その契約が次の期間内に締結されているものをいう（新型コロナ税特法6の2②⑩、新型コロナ税特令4の2①⑭）。

イ 家屋の新築の場合…令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

ロ 家屋の取得又は家屋の増改築等の場合…令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

2 上記②の「特例居住用家屋」とは、居住の用に供する次の家屋をいう（新型コロナ税特法6の2④、新型コロナ税特令4の2②）。

イ 一棟の家屋で床面積が40㎡以上50㎡未満であるもの

ロ 一棟の家屋で、その構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積が40㎡以上50㎡未満であるもの

③ 要耐震改修住宅を耐震改修した場合の特例についても上記①及び②の特例が適用できる措置を講じるほか、所要の改正を行う（新型コロナ税特法6の2⑥⑧等）。

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措法41）について、その適用対象となる既存住宅及び要耐震改修住宅の範囲に、床面積要件等を満たす家屋であることにつき、控除を受けようとする者が提出をした書類に記載がされた不動産識別事項等により税務署長が入手し、又は参照したその家屋の登記事項証明書に係る情報により税務署長の確認を受けたものを含めることとされました（措令26②⑪、措規18の21②二⑳）。

《適用関係》この改正は、令和4年1月1日以後に確定申告書を提出する場合について適用されます（改正措令附則12）。

(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）について、その適用対象となるマンション敷地売却事業は、マンション敷地売却事業の認定買受計画に、決議特定要除却認定マンション（改正前：決議要除却認定マンション）を除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業とされました（措法31の2⑩十）。

(4) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の3）について、その適用対象に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の敷地分割事業が実施された場合

においてその資産に係る敷地権利変換により除却敷地持分等を取得したときが追加されました（措法 33 の 3 ⑧）。

(5) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除（措法 34 の 2）について、次の措置が講じられました。

① 適用対象となる特定の民間住宅地造成事業のための土地等の譲渡について、次の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長する（措法 34 の 2 ②三）。

イ 適用対象から開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡を除外する。

ロ 適用対象となる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡について、施行地区の全部が市街化区域に含まれる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡に限定する。

② 適用対象となるマンション敷地売却事業について、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議特定要除却認定マンション（改正前：決議要除却認定マンション）の敷地の用に供されている土地等につき実施されたマンション敷地売却事業とする（措法 34 の 2 ②二十二の二）。

《適用関係》上記①の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用されず（改正法附則 35①）。

(6) 被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除（震災特例法 11 の 5 ②）について、その適用対象となる事業が次に掲げる土地等の区分に応じそれぞれ次に定める事業とされた上、その適用期限が 5 年延長されました。

① 特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域内にある土地等 その土地等が所在する特定住宅被災市町村又はその特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業

② 特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域以外の区域内にある土地等 その土地等が所在する特定住宅被災市町村又はその特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業（令和 3 年 3 月 31 日においてその計画に記載されていたものに限る。）

《適用関係》上記の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用されます（改正法附則 91）。

## 2 事業所得等関係

(1) 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（措法 10）について、次の措置が講じられました。

① 一般の試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、次のとおりとする。

イ 令和 4 年及び令和 5 年の各年分における特別税額控除割合については、下記ロにか

かわらず、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合とした上、その特別税額控除割合（下記ニの措置の適用がある場合にはその適用後）の上限を14%とする（措法10②）。

(イ) 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合……10.145% + { (増減試験研究費割合 - 9.4%) × 0.35 }

(ロ) 増減試験研究費割合が9.4%以下である場合……10.145% - { (9.4% - 増減試験研究費割合) } × 0.175（特別税額控除割合は2%が下限）

(ハ) その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が零である場合……8.5%

ロ 特別税額控除割合を次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（10%を上限）とする（措法10①）。

(イ) (ロ) に掲げる場合以外の場合……10.145% - { (9.4% - 増減試験研究費割合) × 0.175 }（特別税額控除割合は2%が下限）

(ロ) その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が零である場合……8.5%

ハ 令和4年及び令和5年の各年分のうち基準年比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年試験研究費の額を超える年分の控除上限額に調整前事業所得税額の5%相当額を加算する（措法10③二）。

ニ 試験研究費割合が10%を超える場合における特別税額控除割合を割り増す措置及び控除上限額を加算する措置の適用期限を2年延長する（措法10②二③一）。

② 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う。

イ 増減試験研究費割合が8%を超える場合の措置を増減試験研究費割合が9.4%を超える場合に次のとおりとする措置に見直した上、その適用期限を2年延長する（措法10⑤⑥）。

(イ) 特別税額控除割合に、その増減試験研究費割合から9.4%を控除した割合に0.35を乗じて計算した割合を加算する。

(ロ) 控除上限額に調整前事業所得税額の10%相当額を加算する。

ロ 上記①ハと同様の措置を講じられた（措法10⑥三）。

ハ 試験研究費割合が10%を超える場合における特別税額控除割合を割り増す措置及び試験研究費割合が10%を超える場合（上記イの場合を除く。）における控除上限額を加算する措置の適用期限を2年延長する（措法10⑤⑥）。

③ 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、共同研究又は委託研究であつて国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る一定の試験研究費の額の特別税額控除割合を25%とする（措法10⑦二）。

④ 試験研究費の額について、次の見直しを行う（措法10⑧一）。

イ 研究開発費として経理した金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされ

るべき費用の額又は繰延資産(試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除く。)となる費用の額を加える。

- ロ 売上原価等の額、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しない試験研究のために要する費用の額及び上記イの固定資産又は繰延資産の償却費等を除外する。

《適用関係》この改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます(改正法附則25)。ただし、上記③の改正については、令和3年4月1日以後に支出する試験研究費の額について適用されます(改正措令附則6①)。

- (2) 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措法10の3)について、その対象資産から匿名組合契約その他これに類する一定の契約の目的である事業の用に供するものを除外した上、その適用期限が2年延長されました(措法10の3①)。

《適用関係》この改正は、令和3年4月1日以後に取得等をする対象資産について適用されま

- (3) 給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除(措法10の5の4)について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されました。

- ① 青色申告書を提出する個人が、国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額から新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%(教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上である場合には、20%)相当額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、調整前事業所得税額の20%相当額を限度とする。

- ② 青色申告書を提出する中小事業者が、各年分(上記①の措置の適用を受ける年分を除く。)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%(次に掲げる要件を満たす場合には、25%)相当額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、調整前事業所得税額の20%相当額を限度とする。

イ 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

ロ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(イ) 教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。

(ロ) その中小事業者が、その年の12月31日までにおいて中小企業経営強化法の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたものであること。

《適用関係》この改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます（改正法附則30）。

(4) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（措法10の5の6）

が次のとおり創設されました。

- ① 青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法に規定する認定事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和5年3月31日までの間に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）を支出する場合において、その新設又は増設に係る特定ソフトウェア並びにその特定ソフトウェア又はその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械装置及び器具備品（主として産業試験研究の用に供される一定のものを除く。）の取得等をして、その個人の事業の用に供したときは、その取得価額（下記②の制度の対象となる資産と合計して300億円を上限とする。）の30%相当額の特別償却とその取得価額の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものについては、5%）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとする。ただし、特別税額控除額については、下記②の制度及び下記③の制度の特別税額控除措置と合計して調整前事業所得税額の20%相当額を限度とする（措法10の5の6①⑦）。
- ② 青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法に規定する認定事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和5年3月31日までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した費用に係る繰延資産の額（上記①の制度の対象となる資産と合計して300億円を上限とする。）の30%相当額の特別償却とその繰延資産の額の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る繰延資産については、5%）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとする。ただし、特別税額控除額については、上記①の制度及び下記③の制度の特別税額控除措置と合計して調整前事業所得税額の20%相当額を限度とする（措法10の5の6③⑧）。
- ③ 青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法に規定する認定事業適応事業者（その認定事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。）にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その計画に記載された生産工程効率化等設備等の取得等をして、その個人の事業の用に供した場合には、その取得価額（500億円を上限とする。）の50%相当額の特別償却とその取得価額の5%（その生産工程効率化等設備等のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものについては、10%）相当額の特別税額控除との

- 選択適用ができることとする。ただし、特別税額控除額については、上記①の制度及び上記②の制度の特別税額控除措置と合計して調整前事業所得税額の 20%相当額を限度とする（措法 10 の 5 の 6 ⑤⑨）。
- (5) 所得税の額から控除される特別控除額の特例（措法 10 の 6）について、特定税額控除規定を不適用とする措置に、事業適応設備を取得した場合等の特別税額控除制度を加えた上、その適用期限が 3 年延長されました（措法 10 の 6 ①⑤）。
- (6) 特定船舶の特別償却（措法 11）について、次の措置が講じられました。
- ① 再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度について、所要の経過措置が講じられた上、適用期限の到来をもって廃止された（旧措法 11①、改正法附則 32①）。
  - ② 船舶の特別償却制度について、その適用期限が 2 年延長された（措法 11①）。
- (7) 特別償却等に関する複数の規定の不適用（措法 19）について、個人の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうち上記(1)の制度の対象となる試験研究費の額が含まれる場合において、その試験研究費の額につき上記(1)の制度の適用を受けたときは、その減価償却資産又は繰延資産については、他の特別償却又は特別税額控除の規定を適用しないこととされました（措法 19②）。
- (8) 次の措置について、その適用期限が 2 年延長されました。
- ① 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 4 ①）。
  - ② 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 5 の 3 ①）。
  - ③ 医療用機器等の特別償却（措法 12 の 2 ①～③）。
  - ④ 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（措法 13 の 2 ①）。
  - ⑤ 特定都市再生建築物の割増償却（措法 14①）。
- (9) 次の措置について、所要の経過措置が講じられた上、廃止されました。
- ① 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（旧措法 10 の 2、改正法附則 26）。
  - ② 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（旧措法 10 の 5 の 2、改正法附則 28）。

### 3 金融・証券税制

- (1) 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所法 10）について、次の措置が講じられました。
- ① 非課税貯蓄申告書又は非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をする者がその氏名等を金融機関の営業所等の長に告知をする場合において、当該告知をした事項につき確認を受けた際に行うこととされていたこれらの申告書への当該告知をした事項につき確認した旨の当該金融機関の営業所等の長の証印を要しないこととする（所法 10⑤）。

② 金融機関の営業所等に対する次に掲げる書類等の書面による提出に代えて、当該書類等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該書類等の提出があったものとみなす（所法 10 ⑧⑨等）。

イ 非課税貯蓄申込書

ロ 非課税貯蓄申告書

ハ 非課税貯蓄限度額変更申告書

(注) 障害者等の少額公債の利子の非課税措置（措法 4）についても同様の改正が行われています。

《適用関係》上記②の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に提供する非課税貯蓄申込書等に記載すべき事項について適用されます（改正法附則 3 ②等）。

(2) 利子所得の分離課税等（措法 3）について、同族会社が発行した社債の利子等で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払を受けるものを、総合課税の対象とすることとされました（措法 3 ①四、措令 1 の 4 ⑤等）。

(注) 1 上記の「法人と特殊の関係のある個人」とは、その法人との間に発行済株式等の 50%超の保有関係等がある個人をいいます（措令 1 の 4 ③④等）。

2 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法 37 の 10）における償還金についても同様の改正が行われています。

《適用関係》この改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき社債の利子等について適用されます（改正法附則 16 等）。

(3) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税（措法 4 の 3 の 2）について、次の措置が講じられました。

① 勤労者、勤務先の長又は事務代行先の長（以下「提出者」という。）は、次に掲げる書類等（以下「財産形成非課税申込書等」という。）の提出を受けるべき者が一定の要件を満たす場合には、財産形成非課税申込書等の提出に代えて、当該財産形成非課税申込書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提出者は、氏名又は名称を明らかにする措置であって一定のものを講じなければならないものとし、当該措置を講じているときは、その財産形成非課税申込書等を提出したものとみなす（措法 4 の 3 の 2 ①～③等）。

イ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申込書

ロ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書

ハ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄限度額変更申告書

② 提出者は、上記①により上記①ロに掲げる申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、当該申告書の提出の際に經由すべき勤務先（当該勤務先が委託勤務先である場合には、当該委託に係る事務代行先）の長の最高限度額等を証する書類の



提出に代えて、当該書類に記載されるべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提出者は、当該申告書に当該書類を添付して、提出したものとみなす（措法 4 の 3 の 2 ⑤⑥）。

《適用関係》この改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に提供する財産形成非課税申込書等に記載すべき事項について適用されます（改正法附則 19 等）。

(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例（措法 37 の 11 の 4）等について、次の措置が講じられました。

① 特定口座源泉徴収選択届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の書面による提出に代えて行う電磁的方法によるこれらの書類等に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を要しないこととする（措法 37 の 11 の 4 ①、37 の 11 の 6 ②等）。

② 居住者等の源泉徴収選択口座においてその年中に行われた一定の譲渡等につき金融商品取引法の投資一任契約に係る一定の費用の金額がある場合には、当該源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等は、当該居住者等に対し、当該費用の金額（当該金額が当該源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた一定の譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）の 15%相当額の所得税を還付しなければならないこととする（措法 37 の 11 の 4 ③）。

《適用関係》上記①の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に提供する特定口座源泉徴収選択届出書等について適用され、上記②の改正は、令和 4 年 1 月 1 日以後に行う一定の譲渡等について適用されます（改正法附則 36②③等）。

(5) 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例（措法 37 の 13 の 3）が次のとおり創設されました。

個人が、その有する株式（以下「所有株式」という。）を発行した法人を株式交付子会社とする株式交付によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が 100 分の 80 に満たない場合を除く。）には、その譲渡した所有株式（交付を受けた株式交付親会社の株式に対応する部分に限る。）の譲渡損益を計上しないこととする（措法 37 の 13 の 3）。

《適用関係》この改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に行われる株式交付について適用されます（改正法附則 36⑤）。

(6) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）（措法 37 の 14）等について、次に掲げる書類等の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類等に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を要しないこととされました（措法 37 の 14⑬⑯、37 の 14 の 2 ⑳等）。

- ① 金融商品取引業者等変更届出書
- ② 非課税口座廃止届出書
- ③ 未成年者口座廃止届出書

《適用関係》この改正は、令和3年4月1日以後に提出する金融商品取引業者等変更届出書等について適用されます（改正法附則36⑦～⑨等）。

- (7) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例（旧措法37の13の3）について、廃止されました（旧措法37の13の3、改正法附則36⑥）。

#### 4 その他の所得税関係

- (1) 非課税所得（所法9）について、国又は地方公共団体が保育その他の子育てに対する助成を行う事業その他これに類する一定の助成を行う事業により、その業務を利用する者の居宅等において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他一定の施設の利用に要する費用に充てるため支給される金品については、所得税を課さないこととされました（所法9①十六、所規3の2）。

(注) 1 上記の「その他これに類する一定の助成を行う事業」とは、国又は地方公共団体が行う事業で、妊娠中の者に対し、子育てに関する相談、上記の業務その他の援助の利用に対する助成を行う事業をいいます（所規3の2①）。

2 上記の「その他一定の施設」とは、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業等に係る施設をいいます（所規3の2③）。

《適用関係》この改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます（改正法附則2）。

- (2) 退職所得（所法30）等について、次の見直しが行われました。
  - ① 短期退職手当等に係る退職所得の金額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次の金額とする（所法30②）。
    - イ 当該短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合 当該残額の2分の1に相当する金額
    - ロ 上記イに掲げる場合以外の場合……150万円＋{収入金額－(300万円＋退職所得控除額)}

(注) 上記の「短期退職手当等」とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数（勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいう。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいう（所法30④）。

- ② 上記①の見直しに伴い、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の受給に関する申告書の記載事項について、所要の整備を行う（所法30⑦、201①、203①二、所令69の2、71の2、319の3等）。

《適用関係》上記①の改正は、令和4年分以後の所得税について適用され、上記②の改正は、令和4年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用されます（改正法附則5、9）。

- (3) **家事関連費等の必要経費不算入等**（所法45）について、居住者が納付する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による課徴金及び延滞金の額は、必要経費に算入しないこととされました（所法45①十四）。
- (4) **寄附金控除**（所法78）について、その対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の主たる目的である業務に関連する寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金が除外されました（所法78②三）。

《適用関係》この改正は、令和3年4月1日以後に支出する特定寄附金について適用されます（改正法附則6）。

- (5) **所得税の確定所得申告**（所法120）等について、その計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき、又は控除しきれなかった予納税額があるときは、その申告書の提出を要しないこととするほか、源泉徴収税額等及び予納税額の還付に係る還付加算金の計算期間等について、所要の整備が行われました（所法120、122、123、125、127、159、160、166等）。

《適用関係》この改正は、令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書について適用されます（改正法附則7）。

- (6) **給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例**（所法198）等について、給与等の支払を受ける者が、給与等の支払者に対し、次に掲げる申告書の書面による提出に代えて当該申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払者が受けるべき税務署長の承認を不要とするほか、これに伴う所要の措置が講じられました（所法198②、203④、203の6⑤、措法41の2の2④、41の3の4④等）。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 給与所得者の基礎控除申告書
- ⑤ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑥ 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額等の特別控除申告書
- ⑦ 給与所得者の所得金額調整控除申告書
- ⑧ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑨ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

《適用関係》この改正は、令和3年4月1日以後に提供する給与所得者の扶養控除等申告書等に記載すべき事項について適用されます（改正法附則8、37）。

- (7) 青色申告特別控除（措法 25 の 2）について、控除額 65 万円の適用要件である帳簿書類の電磁的記録等による保存等について、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳に係る電磁的記録等の備付け及び保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしていること（改正前：その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に規定する電磁的記録等の備付け及び保存を行っていること）とするほか、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度における承認制度の廃止に伴う所要の整備が行われました（措法 25 の 2④）。

《適用関係》この改正は、令和 4 年分以後の所得税について適用されます。なお、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人が、その年において仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録等による備付け及び保存に係る承認を受けて当該仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録等による備付け及び保存を行っている場合には、その年において改正後の要件を満たしているものとみなされます（改正法附則 34）。

- (8) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）（措法 41 の 17）について、次の見直しを行った上、その適用期限が 5 年延長されました。

- ① 対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

イ その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。ただし、令和 4 年 1 月 1 日から、同日から令和 8 年 12 月 31 日までの間の一定の日までの期間内に行った一般用医薬品等の購入の対価の支払については、この除外する措置を適用しない（措法 41 の 17②一、③、措令 26 の 27 の 2②④⑤）。

ロ その製造販売の承認の申請に際して改正前の本特例の対象となる医薬品と同種の効能又は効果を有すると認められる医薬品（改正前の本特例の対象となる医薬品を除く。）のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして一定のものが追加された（措法 41 の 17②二、措令 26 の 27 の 2③）。

- ② 本特例の適用を受ける者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類の確定申告書への添付又は提示を要しないこととし、当該取組の名称その他一定の事項を特定一般用医薬品等購入費の明細書に記載しなければならないこととする。この場合において、税務署長は、その適用を受ける者に対し、確定申告期限等から 5 年間、当該取組を行ったことを明らかにする書類の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該書類の提示又は提出をしなければならない（措法 41 の 17④）。

《適用関係》上記①の改正は、令和 4 年分以後の所得税について適用され、上記②の改正は、令和 3 年分以後の確定申告書を令和 4 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用されます（改正法附則 38）。

## 5 国際課税

- (1) 外国組合員に対する課税の特例(措法41の21)について、次の措置が講じられました。
- ① 特例適用申告書及びその添付書類を5年ごとに提出しなければならない(措法41の21⑨⑩)。
  - ② 特例適用申告書等の配分の取扱者に対する書面による提出に代えて、当該配分の取扱者に対して当該特例適用申告書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該特例適用申告書等の提出があったものとみなす(措法41の21⑪⑫)。
  - ③ 上記②により特例適用申告書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、配分の取扱者に対する書面による当該特例適用申告書等に添付すべき書類の提出に代えて、当該配分の取扱者に対して当該添付すべき書類に記載されるべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供を行った非居住者等は、当該特例適用申告書等に当該添付すべき書類を添付して、提出したものとみなす(措法41の21⑬)。
- (2) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例(措法42)について、次の措置が講じられました。
- ① 非課税適用申告書等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の支払をする者に対する書面による提出に代えて、当該利子の支払をする者に対して当該非課税適用申告書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該非課税適用申告書等の提出があったものとみなす(措法42⑩)。
  - ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例の適用期限が3年延長された(措法42①②)。
- (3) 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例(措法42の2)について、次の措置が講じられました。
- ① 非課税適用申告書等の特定利子の支払をする者に対する書面による提出に代えて、当該特定利子の支払をする者に対して当該非課税適用申告書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該非課税適用申告書等の提出があったものとみなす(措法42の2⑭)。
  - ② 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子の非課税措置の適用期限が2年延長された(措法42の2③)。

## 6 国税通則法等

- (1) 納税管理人制度(通則法117)について、次の措置が講じられました。
- ① 納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、その納税者に対し、納税管理人に処理させる必要があると認められる事項(以

下「特定事項」という。)を明示して、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日(以下「指定日」という。)までに、納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができる(通則法117③)。

② 納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、国内に住所又は居所を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの(以下「国内便宜者」という。)に対し、その納税者の納税管理人となることを書面で求めることができる(通則法117④)。

③ 所轄税務署長等は、上記①の納税者(以下「特定納税者」という。)が指定日までに納税管理人の届出をしなかったときは、上記②により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち次の者を、特定事項を処理させる納税管理人として指定することができる(通則法117⑤一)。

イ その特定納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ロ その特定納税者に係る国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実についてその特定納税者との間の契約により密接な関係を有する者

ハ 電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引をその特定納税者が継続的に又は反復して行う場を提供する事業者

④ その他所要の措置を講じる。

《適用関係》この改正は、令和4年1月1日から施行されます(改正法附則1ハ)。

(2) 税務関係書類における押印義務(通則法124等)について、提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類において、原則として、押印を要しないこととするほか、所要の措置が講じられました(通則法124②等)。

(3) 電子帳簿等保存制度(電帳法4等)について、次のとおり見直しが行われました。

① 承認制度が廃止された(電帳法4、5、旧電帳法6～9)。

② 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存制度については、電子計算機処理システムの概要書その他一定の書類の備付け等の最低限の要件による電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記録されているものに限る。)の保存が可能となることとされた(電帳法4①、電帳規2①)。

なお、当該国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくことを要件とされた(電帳規2②、3①)。

③ 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、国税関係書類に係る電磁的記録の保存が一定の要件に従って行われていない場合(当該国税関係書類の保存が行われている場合を除く。)についても、その国税関係書類の保存場所に、その国税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、その電磁的記録を保存しなければならないこととされた(電帳法4③、電帳規2⑫)。

④ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した書面等の保存をもって当該電磁的記録の保存に代えることができる措置が廃止された(電帳法7)。

⑤ 加算税の適用について、次の措置が講じられた（電帳法8④⑤、電帳規5）。

イ 一定の国税関係帳簿（所得税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿）に係る電磁的記録等の備付け及び保存が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしている場合において、当該電磁的記録等（一定の日以後引き続き当該要件を満たして備付け及び保存が行われているものに限る。）に記録された事項に関し修正申告等があったときの過少申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額から当該修正申告等に係る過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額を控除した税額に限る。）の100分の5に相当する金額を控除した金額とする。ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない。

ロ スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装していたところに基づき当該期限後申告等をしていったときの重加算税の額については、通常課される重加算税の額に当該期限後申告等に係る重加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額に限る。）の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

《適用関係》上記①～③の改正は、令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は同日以後に保存が行われる国税関係書類等について適用され、上記④の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用され、上記⑤の改正は、令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます（改正法附則82）。

(4) 税務署長等が行う処分通知等について、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行うことができる処分通知等の範囲に次の処分通知等が追加されました（令和3年国税庁告示第15号）。

① 期限後申告書又は修正申告書の提出があった場合に課される加算税の賦課決定通知書の送付

② 所得税の予定納税額等の通知（予定納税額の減額承認申請に対する処分に係る通知を含む。）

《適用関係》上記①の改正は令和4年1月1日以後に行う送付について、上記②の改正は令和5年1月1日以後に行う通知について、それぞれ適用されます（令和3年国税庁告示第15号附則）。

## Ⅱ 令和2年度の改正事項のうち、令和3年分の所得税から適用される主なもの

- 1 確定申告書等の記載事項（所規47等）について、確定申告書等に記載する各種所得の生じた場所は、その支払者が法人である場合、支払者の本店等の所在地の記載に代えて、支払者の法人番号の記載によることができること等の措置が講じられました（所規47③三等）。
- 2 医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類（所法120）について、次の措置が講じられました。
  - ① 医療保険者の医療費の額等を通知する書類の添付に代えて、次に掲げる書類の添付ができることとする（所法120④二、所規47の2⑬）。
    - イ 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）の医療費の額等を通知する書類（当該書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で国税庁長官が定める一定のものを含む。）
    - ロ 医療保険者の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で国税庁長官が定める一定のもの
  - ② 電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により確定申告を行う場合において、次に掲げる書類の記載事項を入力して送信するときは、これらの書類の確定申告書への添付に代えることができることとする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、その送信に係る事項の確認のために必要があるときは、これらの書類を提示又は提出させることができることとする（オン化省令5③一、⑤、平成30年国税庁告示第7号）。
    - イ 医療保険者の医療費の額等を通知する書類
    - ロ 審査支払機関の医療費の額等を通知する書類
- 3 寄附金控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類（所規47の2）について、特定寄附金を受領した者の特定寄附金の額等を証する書類に代え、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結している一定の事業者の特定寄附金の額等を証する書類の添付等ができることとされました（所規47の2③一イ(2)）。



# 令和3年度税制改正の概要

〔所得税(事業所得以外)〕

# I 所得税(事業所得以外)

No.	目次	あらまし
1	住宅ローン控除の見直し(新型コロナ増税法6の2)	P1~2
2	住宅ローン控除の対象となる既存住宅(中古住宅)等の証明方法の拡充	P3
3	総合課税の対象となる社債利子等の範囲の整備について	P4
4	国や地方自治体の実施する子育てに係る助成金の非課税措置について(所法9①十六)	P5
5	退職所得課税の適正化について(所法30②④外)	P6
6	家事費・家事関連費の追加について(所法45①十四)	P7
7	特定寄附金等の見直しについて(所法78②三、措法41の18の2)	P8
8	申告義務のある者の還付申告書の申告義務の見直しについて(所法120,122,123,125,127外)	P9~11
9	給与所得者の源泉徴収に関する申告書等の提出時期等の特例について	P12
10	電子帳簿等保存制度の見直し後の青色申告特別控除について(措法25の2④)	P13~14
11	セルフメディケーション税制の見直しについて(措法41の17)	P15~16
12	源泉徴収義務者等に提出する各種書類について、書面提出に代えて電磁的方法による提供が可能となった書類	P17
13	令和2年度の改正事項のうち令和3年分の所得税から適用となる主なもの	P18

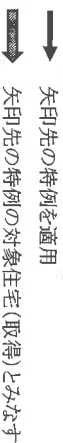
## 住宅ローン控除の見直しについて①

あらし1(1)①②  
【新型コロナ特法6の2】

	2019 (R 1)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)	
<p><b>【改正後】</b> 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長 【新型コロナ法6の2①②】</p>	<p>(10月1日) 税率引上げ (10%)</p>	<p>注文住宅は R2年9月末までに契約 分譲住宅などは R2年11月末までに契約</p>	<p>注文住宅はR2年10月から R3年9月末までに契約 分譲住宅などはR2年12月から R3年11月末までに契約</p>	<p>R4年末までの入居</p>	<p>今回令和3年度改正 あらし1(1)① 一定の入居要件等充足する場合 に控除期間上乗せ措置の特例を 再延長 (新型コロナ特法6の2①) ・あらし1(1)② 面積要件緩和⇒対象拡大 (新型コロナ特法6の2④～⑦)</p>
<p>コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の弾力化 【コロナ法6④】</p>		<p>【新型コロナ法6の2④～⑥】</p>	<p>面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下</p>		<p>令和2年度改正 一定の入居要件等充足する場合 に控除期間上乗せ措置の特例を 延長 (新型コロナ特法6①)</p>
<p>消費税率10%引上げ に伴う反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年 【措法41⑩、歴法13の2②】</p>		<p>R2年末までの入居</p>	<p>R3年末までの入居</p>	<p>面積要件 ⇒ 50㎡以上</p>	<p>平成31年度(令和元年度)改正 控除期間の上乗せ措置 10年間⇒13年間 (措法41⑩～⑫「特別特定取得」)</p>
<p>住宅ローン控除 ※消費税率8%への引上 げ時に反動減対策として 拡充した措置 【措法41⑩、歴法13の2①】</p>	<p>平成26年4月入居～</p>	<p>控除期間 13年</p>	<p>控除期間 13年</p>		<p>平成25年度改正 借入限度額引き上げ措置 2,000万円⇒4,000万円 (措法41③二、⑤「特定取得」)</p>
		<p>控除期間 10年</p>	<p>控除期間 10年</p>		
			<p>R3年末までの入居</p>		

※消費税率8%への引上げ時に反動減対策として拡充した措置(控除期間10年、借入限度額4,000万円)の適用期限後の取扱いの検討にあたっては、会計検査院の指摘を踏まえ、住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和4年度税制改正において見直す(令和3年度与野税制大綱)。

## 住宅ローン控除の見直しについて②



《50㎡以上の家屋の取得（一般住宅の場合）》

特別特別取得(注1)

特定取得(注3)

特別特定取得(注3)



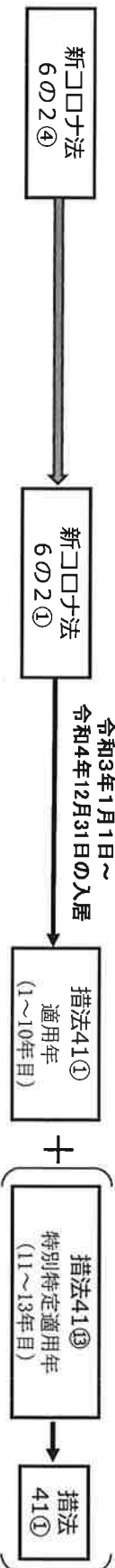
《40㎡以上50㎡未満の家屋の取得（一般住宅の場合）》 ※合計所得金額1,000万円を超える年は適用不可

特別特別取得(注2)

特別特別取得

特定取得(注3)

特別特定取得(注3)



(注1) 「特別特別取得」は「特別特定取得」に該当する住宅の取得等で、その契約が一定の期間（新築の場合は、令和2年10月～令和3年9月末まで）にされたものをいう（新型コロナ法6の2②）。  
 (注2) 「特別特別取得」は消費税率が10%である住宅の取得等（40㎡～50㎡）で、その契約が一定の期間（新築の場合は、令和2年10月～令和3年9月末まで）にされたものをいう（新型コロナ法6の2④）。  
 (注3) 「特定取得」は消費税率が8%又は10%の場合である住宅の取得等をい、 「特別特定取得」は消費税率が10%である住宅の取得等をいう。  
 借入限度額4,000万円への引上げ措置(措法41③二、⑤) 控除期間の上乗せ措置(措法41⑬～⑮)

## 住宅ローン控除の対象となる既存住宅(中古住宅)等の証明方法の拡充

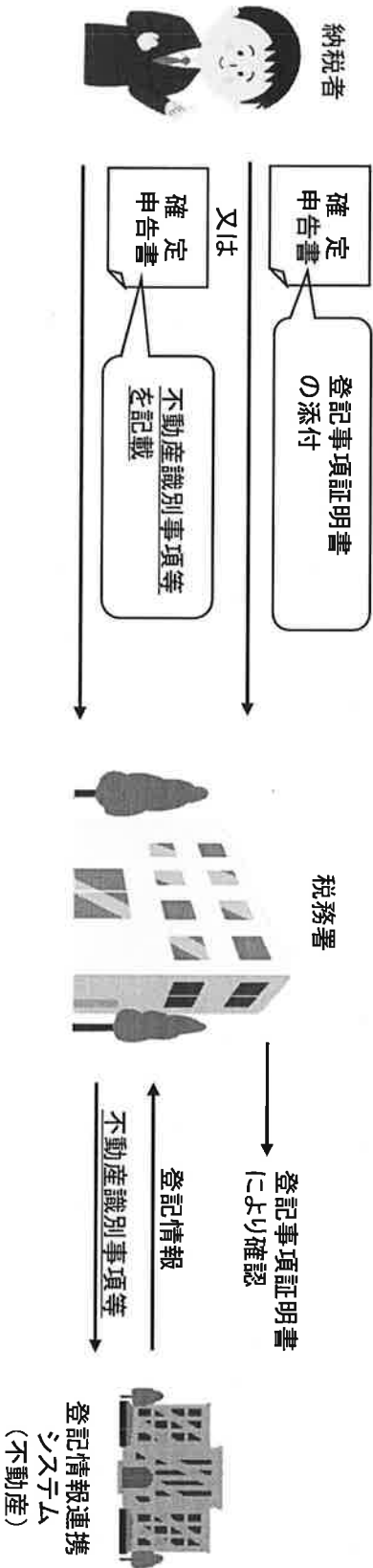
【指針26、指針18の21】  
適用：令和4年1月1日以後に  
提出する確定申告書

### 【改正前】

住宅ローン控除の対象となる既存住宅(中古住宅)は、登記事項証明書等により要件を満たす住宅であることが証明されたものに限定されたとされていた(既存住宅(中古住宅)の要件は、家屋の床面積が50㎡以上であり、家屋が建築された日からその取得の日までの期間が20年(マンションなどの耐火建築物の建物の場合には25年)以下であること等とされている。)

### 【改正後】

納税者から提供を受けた不動産識別事項等を用いて入手した登記情報により、登記事項証明書に記載された事項を確認することで要件を満たすことが確認できた住宅も含まれることとする。



## 総合課税の対象となる社債利子等の範囲の整備について

あらし3(2)  
【措法3①四、37の10③/八】  
適用:令和3年4月1日以後に支払を  
受けるべき利子等

### 改正前

○ 社債の利子は原則、利子所得として分離課税(20%)とされているが、同族会社の株主は、役員報酬等の支払を社債の利子とすることにより、総合課税(最高55%)の対象となる所得から分離課税の対象となる所得に容易に転換することが可能であることを踏まえ、同族会社の株主が支払を受ける社債の利子については、総合課税の対象とされている(平成25年度税制改正)。

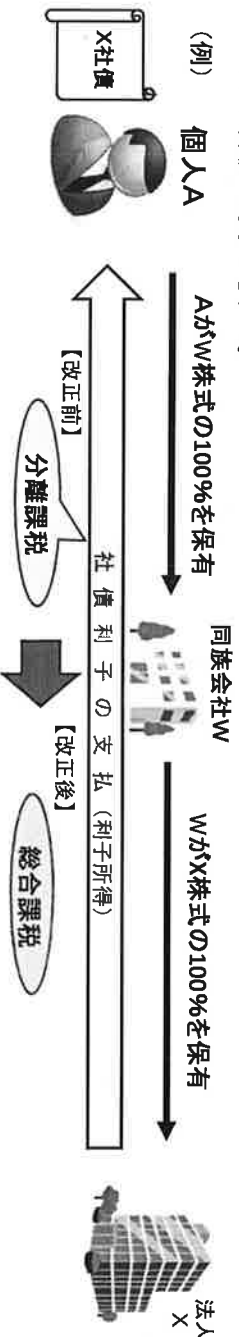
(例)



### 改正後

○ 同族会社に支配法人がある場合において、改正前と同様に総合課税の対象となる所得から分離課税の対象となる所得への転換が容易であることを踏まえ、同族会社の支配法人から同族会社の役員に支払われる同族会社役員等に支払われる社債の利子についても総合課税の対象とされた。

(例)



(注1) 同族会社の判定対象となる株主が法人である場合において、その法人の株主でその法人を支配(50%超の株式保有等)する関係にある個人は、分離課税への転換が容易であることから、総合課税の対象とするもの。

(注2) 当該個人が同族会社の支配法人から支払を受ける社債の償還差益についても、上記と同様に総合課税の対象とされた。

## 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置について

【あらまし4(1)  
【新所法9①十六】  
適用：令和3年分以後の所得税】

- 改正前においては、国や自治体が発行する子育て支援に係る助成について、**原則**※課税所得として確定申告を行う必要があった。

※ 例えば国や東京都が行うベビーシッターの支援事業における利用料助成や、自治体が行う認可外保育施設の利用料助成など、その助成金額が認識されるものについては課税所得となる。

### 改正後

- 学資金が所得税法上非課税とされていることや、幼児教育・保育無償化により国から受ける補助については子ども・子育て支援法で非課税とされていることなども踏まえ、子育て支援の観点から、**保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等についての所得税が非課税とされた。**

- 対象範囲は、**妊婦への助成や子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成など**

#### 【対象のイメージ】

##### 国・自治体からの助成のうち以下のもの

- ① 妊婦に対する子育てに関する相談や援助の利用料に対する助成
- ② ベビーシッターの利用料に対する助成
- ③ 認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ④ 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※ 上記の助成と一体として行われる助成についても対象  
(例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)



## 退職所得課税の適正化について

あらし4(2)  
【所法30、201、203】  
適用：令和4年分以後の所得税

### 【改正前の退職所得に係る所得税額の計算】

他の所得と区分して次により分離課税

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率} = \text{退職所得に係る所得税額}$$

・勤続年数20年まで  
⇒ 1年につき40万円  
・勤続年数20年超  
⇒ 1年につき70万円

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

### 【改正後】

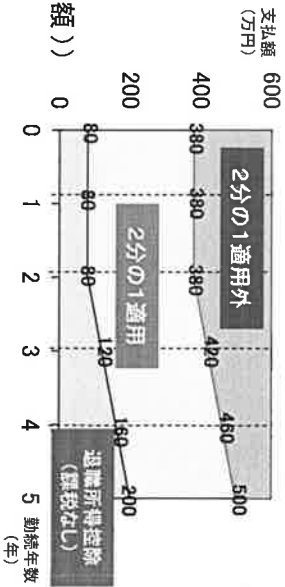
(注) 勤続年数5年以下の役員等の退職金(特定役員退職手当等)については、2分の1課税を適用しない(平成24年度税制改正)

- 勤続年数5年以下の役員等以外の退職金(短期退職手当等)については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないことが追加された。

計算式： 150万円 + (収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額))

【300万円以下の部分】

【300万円を超える部分】





## 家事費・家事関連費の追加について

あらし4(3)  
【所法45①十四】  
適用：令和3年4月1日

医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正において課徴金制度が導入されたことに伴い、同制度における課徴金及び延滞金については、必要経費に算入しないこととされました(所法45①十四)。上記の改正は、令和3年4月1日から適用されます(改正法附則1)。

(参考資料) 厚生労働省「令和3年度税制改正の概要(厚生労働省関係)」(令和2年12月)P11抜粋

### 2. 制度の内容

- 課徴金対象行為は、許可等業者に限らず万人に対して課せられている以下の規制に対する違反とする。  
虚偽・誇大広告の禁止(薬機法第66条第1項)
- 上記の規制については、いわゆる直罰(2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれの併科。両罰規定により法人に対しては同額の罰金。)が規定されている。また、これらの規定に抵触した者が許可・登録を受けた業者であった場合は、業務停止命令や許可、登録取り消しなどの行政上の措置の対象にもなる。
- こうした履行確保手段が一つつも、現実的にこれらの違反により得た利益を是正する手段はなく、いわゆる「やり得」が残ると等もあって、これらの違反が後を絶たないという状況がある。  
これに対して、「やり得」が生じることを防ぎ、違反行為の抑止を図ることが必要となるが、  
・罰金刑は違法行為に対する証拠の観点から道義的・社会的非難を加えることを目的としており「やり得」の剥奪を目的とするものではなく、また、罰金刑の最高額は不正競争防止法の10億円であるところ、医療用医薬品では1,000億円を超える売り上げも存在する中では十分な抑止力とならない可能性もある  
・許可等業者以外の者による違反行為に対しては、許可・登録取消し等通常の行政処分による是正効果は期待できず、許可等業者に対しては過剰な措置となる可能性もある  
といったことから、規制の実行性確保のため、課徴金制度を導入するもの。
- 課徴金及びその延滞金について損金・必要経費に算入できることとした場合、当該算入額に法人税等の各税率を乗じた額が課税されないため各税の負担額が減少し、課徴金制度による違反行為の抑止効果が十分に発揮できないため、損金・必要経費に算入しないこととする。

## 特定寄附金等の見直しについて

【所法78②三、措法41の18の2】  
適用：令和3年4月1日以後の支出  
あらまし4(4)

寄附金控除の対象となる特定寄附金は次のとおりとされています（所法78②）。

- 一 国又は地方公共団体に対する寄附金
- 二 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの
  - イ 広く一般に募集されること
  - ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること
  - 三 別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）

改正により、上記枠内の三号の特定寄附金のうち、出資に関する業務に充てられることが明らかなものについては、特定寄附金から除かれることとされた（所法78②三）。

上記の改正は、個人が令和3年4月1日以後に支出する特定寄附金について適用されます（改正法附則6）。

また、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税の特別控除制度についても、その対象となる認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附から出資に関する業務に充てられることが明らかなものから除かれることとされた（措法41の18の2）。

上記の改正は、個人が令和3年4月1日以後に支出する寄附金について適用されます（改正法附則38）。

### 申告義務のある者の還付申告書の申告義務の見直しについて①

あらまし4(5)  
 【所法120、122～127等】  
 適用：令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税

新型コロナウイルスへの対応として確定申告会場への来場者を分散させる等の観点から、所得税の還付を受ける者の申告義務をなくす<sup>(注)</sup>こととし、その申告書の提出期間について、改正前の所得税の申告義務のない者の還付申告書の提出期間と同様とする。

- (注1) 所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合には、原則として、還付申告であっても、その年の翌年1月1日から3月15日までの間に確定申告書を提出しなければならないこととされていた【旧所法120①⑧】。
- (注2) 総収入金額報告書及び財産債務調書の提出義務者の範囲については、改正前と変更なし(総収入金額報告書は事業所得等に係る収入が3,000万円超の者、財産債務調書は所得金額2,000万円超かつ所有財産3億円以上(国外転出特例対象財産の場合は1億円以上)の者が対象)【所法233、国外送金等調書法6の2①②】

#### ○ 所得税の申告義務の整理

申告義務	改正前 申告類型	改正後 申告類型
有 (所法120)	納付	納付
	ゼロ ----- 還付	ゼロ ----- 還付
無 (所法122)	還付 ----- ゼロ	還付 ----- ゼロ

## 申告義務のある者の還付申告書の申告義務の見直しについて②

区分	要件等	申告類型	確定申告期限等
(1)確定所得申告 (所法120①)	<p>所得税の額が配当控除の額を超える場合 ※(3)の規定による申告書を提出する場合を除く。</p> <p>＜第1項＞ ※(1)(3)の申告書を提出する場合を除く。 【改正後】 ① 控除しきれなかった外国税額控除の額(旧所法120①四)がある場合(所法138①の規定による還付) ② 控除しきれなかった源泉徴収税額(旧所法120①六)がある場合(所法138①の規定による還付) ③ 控除しきれなかった予納税額(旧所法120①八)がある場合(所法139①の規定による還付)</p>	<p>納付、還付、ゼロ ⇒ 納付、ゼロ</p>	<p>【改正前】 翌年2月16日から3月15日まで ※申告義務のある者の還付申告書については、翌年1月1日から3月15日まで 【改正後】 所得税の還付申告の申告義務をなくすこととし、その申告書の提出期間について、下記(2)の申告義務のない者の還付申告書の提出期間と同様とする。</p>
(2)還付等を受けるための確定申告 (所法122①②)	<p>＜第2項＞ ※(1)、上記①、(3)の申告書を提出する場合を除く。 その年の翌年分以後の各年分の所得税について外国所得税額が控除限度額を超える場合(所法95②)又は外国所得税額の繰越控除(所法95③)の規定の適用を受ける場合</p> <p>① その年に生じた純損失の金額がある場合 ② その年に生じた雑損失の金額が総所得金額等の合計額を超える場合 ③ その年の前年以前3年内の各年に生じた純損失又は雑損失の金額等(前年以前において控除されたものを除く。)の合計額が、これらの金額を控除しないで計算した場合のその年分の総所得金額等の合計額を超える場合</p>	<p>ゼロ ⇒ ゼロ</p>	<p>確定申告期限の定めなし</p>
(3)確定損失申告 (所法123①)	<p>① その年に生じた純損失の金額がある場合 ② その年に生じた雑損失の金額が総所得金額等の合計額を超える場合 ③ その年の前年以前3年内の各年に生じた純損失又は雑損失の金額等(前年以前において控除されたものを除く。)の合計額が、これらの金額を控除しないで計算した場合のその年分の総所得金額等の合計額を超える場合</p>	<p>還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ</p>	<p>翌年2月16日から3月15日まで</p>

(つづき)

区分	要件等	申告類型	確定申告期限等
(4)確定申告書を提出すべき者が死亡した場合の確定申告 (所法124①②)	<第1項> (1)の申告書を提出すべき者が、その年の翌年1月1日から3月15日までの間に死亡した場合	納付、還付、ゼロ ⇒ 納付、ゼロ	相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで (その前日までに相続人が出国する場合には、その出国の時まで)
	<第2項> (3)の申告書を提出することができる者が、その年の翌年1月1日から3月15日までの間に死亡した場合	還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ	
	<第1項> 年中途において死亡した場合において、(1)の申告書を提出すべき場合	納付、還付、ゼロ ⇒ 納付、ゼロ	
(5)年中途で死亡した場合の確定申告 (所法125①②③)	<第2項> 年中途において死亡した場合において、(2)の申告書を提出する場合	還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ	相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで (その前日までに相続人が出国する場合には、その出国の時まで)
	<第3項> 年中途において死亡した場合において、(3)の申告書を提出する場合	還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ	
	<第1項> ※(3)の申告書を提出する場合を除く。 (1)の申告書を提出すべき者が、その年の翌年1月1日から3月15日までの間に出国する場合	納付、還付、ゼロ ⇒ 納付、ゼロ	
(6)確定申告書を提出すべき者等が出国する場合の確定申告 (所法126①②)	<第2項> (3)の申告書を提出することができる者が、その年の翌年1月1日から2月15日までの間に出国する場合	還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ	出国の時まで
	<第1項> 年中途において出国する場合において、(1)の規定による申告書を提出すべき場合	納付、還付、ゼロ ⇒ 納付、ゼロ	
	<第2項> 年中途において出国する場合において、(2)の規定による申告書を提出する場合	還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ	
(7)年中途で出国する場合の確定申告 (所法127①②③)	<第3項> 年中途において出国する場合において、(3)の規定による申告書を提出する場合	還付、ゼロ ⇒ 還付、ゼロ	出国の時まで
	<第1項> 確定申告期限の定めなし	確定申告期限の定めなし	

### 給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例について

あらまし4(6)【所法198②、ほか】  
適用：令和3年4月1日以後に提供  
する給与所得者の扶養控除等  
申告書等に記載すべき事項につ  
いて適用

給与等の支払を受ける者が、給与等の支払者に対し、次に掲げる申告書の書面による提出に代えてその申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払者が受けるべき税務署長の承認を不要とするほか、これに伴う所要の措置が講じられた。

この改正は、令和3年4月1日以後に提供する給与所得者の扶養控除申告書等に記載するべき事項について適用されます。

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書
- (2) 従たる給与についての扶養控除等申告書
- (3) 給与所得者の配偶者控除等申告書
- (4) 給与所得者の基礎控除申告書
- (5) 給与所得者の保険料控除申告書
- (6) 給与所得者の住宅借入金等有する場合の所得税額等の特別控除申告書
- (7) 給与所得者の所得金額調整控除申告書
- (8) 退職所得の受給に関する申告書
- (9) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

## 電子帳簿等保存制度の見直し後の青色申告特別控除について①

あらまし(47)  
【措法25の2④】適用：令和4年1月1日以後の所得税

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存する際の手続きを抜本的に簡素化する観点から以下の見直しが行われた。

### 電子帳簿等保存制度に係る手続きの簡素化

信頼性の高い現行の電子帳簿については、センセティブなデータを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、正規の簿記の普及とペーパーレス化に資する観点から、電子帳簿等保存制度について、以下の措置を講ずる。

#### 改正前

- ① ○ 電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、**事前に**  承認制度を廃止し、 電子帳簿利用上の事務負担を削減。

#### 改正後

- ② ○ 電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。  
 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能が  
 モニター、説明書等を備え付けること  
 所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿（※1）について現行の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、その電子帳簿（優良な電子帳簿）に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する（※2）。

（※1）所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿とする。  
 （※2）ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に課加算税対象が含まれる場合には軽減しない。

- ③ ○ ②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、紙を印刷して保存。  
 モニター、説明書の備付け等の最低限の要件（改正前の口及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることの要件）の満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。）についても、電子データのまま保存することを可能とする（紙を印刷しての保存は不要）。

### ○ 青色申告特別控除の取扱い【改正前の青色申告特別控除制度】

控除額	55万円	65万円	10万円
	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、④電子帳簿保存又は⑤e-Taxによる電子申告をしている者	左記以外の者

#### ➡【改正後】

- 1 上記①の電子帳簿等保存制度における承認の廃止に伴う所要の規定の整備を行う。
  - 2 上記の電子帳簿等保存制度の見直し後は、上記の青色申告特別控除65万円の(A)については、優良な電子帳簿の場合に適用され、それ以外の電子帳簿の場合には適用されない。
- ※ 青色申告特別控除65万円の適用を受けるためには、税務署長への届出が必要。また、貸借対照表の添付等他の要件は充足している必要がある。

⇒措法25の2④→措規9の6⑤(届出が必要。届出の記載事項等)について電帳規5①)

## 電子帳簿等保存制度の見直し後の青色申告特別控除について②

### ＜優良な電子帳簿の保存要件＞

保存要件の概要		根拠法令等
記録事項の訂正・削除を行った場合の事実内容を確認できること		電帳規5⑤-イ(1)
通常の業務処理期間を経過した後の入力履歴を確認できること		電帳規5⑤-イ(2)
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		電帳規5⑤-ロ
システム関係書類等(システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等)を備え付けること		電帳規2②-一
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスク、プリント及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できること		電帳規2②-二
検索要件	① 日付、金額、取引先により検索できること	電帳規5⑤-ハ(1)
	② 日付又は金額の指定により検索できること(※)	電帳規5⑤-ハ(2)
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること(※)	電帳規5⑤-ハ(3)
税務職員による質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じること(※)		電帳規2②-三

※ 検索要件について、保存義務者が、税務職員等による質問検査権に基づく国税関係帳簿に係る電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、②③の要件が不要となります。電帳規5⑤-一括弧書



## セルフメダイケーション税制の見直しについて①

あらまし4 ⑧  
 【税法41の17】  
 適用：下記注書のとおり

少子高齢化社会の中で限りある医療資源を有効活用し、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメダイケーション(自主服薬)に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。この観点から以下のとおりセルフメダイケーション税制の見直しを行う。

改正前		改正後	
適用期間	平成29年1月1日から令和3年12月31日まで	適用期限を、令和8年12月31日まで5年延長	
適用の要件	一定の健康診査等又は予防接種を受けていること等、健康の維持増進及び疾病の予防への取組を行っていることが要件	(同左)	
税制対象医薬品	いわゆるスイッチOTC薬	対象をより効果的なものに重点化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スイッチOTC薬から、効果の薄いものを対象外とする</li> <li>・ とりわけ効果があると考えられる薬効(3薬効程度)について、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充</li> </ul> (注1) 上記の具体的な内容等は、専門的な知見も活用して決定 (注2) 令和4年分以後の所得税について適用 (同左)	
所得税控除	購入費用(年間10万円を限度)のうち1.2万円を超える額を所得控除	・取組に関する書類の確定申告書への添付は不要とする。 ・医薬品購入費は明細を添付(取組に関する事項を明細に記載) (注) 令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合に適用	
必要な手続き	・ 取組(予防接種等)に関する書類は確定申告書への添付が必要(e-Taxの場合)は手元保管 ・ 医薬品購入費は明細を添付		



※改正後も、医療費控除との選択制とする。

## セルフメディケーション税制の見直しについて②

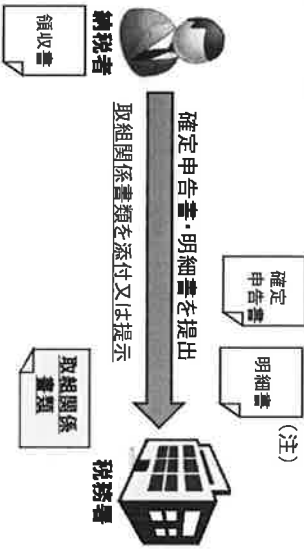
### 【改正前】

- セルフメディケーション税制の適用を受ける者は、医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととされている。この場合において、法定申告期限等から5年間、税務署長が医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めたときは、当該領収書の提示又は提出をしなければならない。
- セルフメディケーション税制の適用を受ける者は、医薬品購入費の明細書及び健康の維持増進等の取組を行ったことを明らかにする書類（以下「取組関係書類」という。）を確定申告書の提出の際に添付又は提示をしなければならないこととされている。

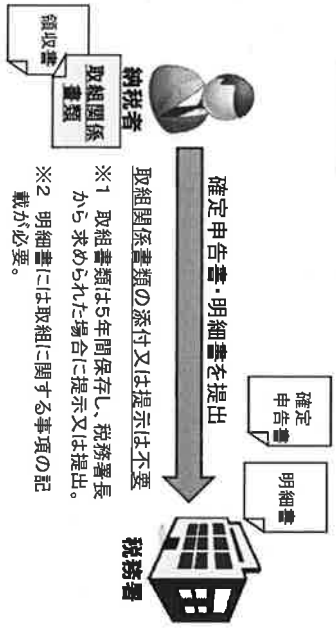
### 【改正後】

- 1 取組関係書類の確定申告書の提出の際の添付又は提示を不要とする（医薬品購入費の明細書に、その取組に関する事項の記載が必要。）〔新借法41の17④により読み替えて適用する所法120④〕。
- 2 この場合において、法定申告期限等から5年間、税務署長が取組関係書類の提示又は提出を求めたときは、当該書類の提示又は提出をしなければならないこととする。〔新借法41の17④により読み替えて適用する所法120⑤〕。

### 【改正前】



### 【改正後】



（注）医薬品購入費の領収書については、その添付等に代えて医薬品購入費の明細書を提出しなければならないこととされており、現行制度上、既に手元保管（確定申告書への添付等が不要）とされている。

源泉徴収義務者等に提出する各種書類について、書面提出に代えて電磁的方法による提供が可能となった書類の一覧(一部)

あらし3(1)(3)、5(1)(2)(3)  
適用：令和3年4月1日以後に行う  
電磁的方法による提供された  
各種書類に記載すべき事項

1 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度等に関する書類

- ① (特別)非課税貯蓄申込書
  - ② (特別)非課税貯蓄申告書
  - ③ (特別)非課税貯蓄限度額変更申告書
  - ④ (特別)非課税貯蓄に関する資格喪失届出書
  - ⑤ (特別)非課税貯蓄申込書を提出する者が告知すべき事項を記載した帳簿の作成に係る申請書
  - ⑥ (特別)非課税貯蓄申込書を提出する者が告知すべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書
  - ⑦ (特別)非課税貯蓄に関する異動申告書
  - ⑧ (特別)非課税貯蓄廃止申告書
  - ⑨ (特別)非課税貯蓄死亡届出書
  - ⑩ (特別)非課税貯蓄相続申込書
- 2 公社債等の利子等に関する書類
- ① 公社債等の利子等の非課税申告書
  - ② 国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書
  - ③ 金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書
  - ④ 公募株式等投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書

3 勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄非課税制度に関する書類

- ① 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申込書
  - ② 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申告書
  - ③ 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄限度額変更申告書
  - ④ 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄に関する異動申告書
  - ⑤ 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄の勤務先異動申告書
  - ⑥ 転職者等の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書
  - ⑦ 海外転職者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書
  - ⑧ 海外転職者の(特別)国内勤務申告書
  - ⑨ 育児休業等期間変更申告書
  - ⑩ 育児休業等期間変更申告書
  - ⑪ 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄廃止申告書
  - ⑫ 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書
  - ⑬ 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書
  - ⑭ 一回に支払を受ける年金の額を記載した書面
  - ⑮ 事業譲渡等に関する書類
  - ⑯ 退職等に関する通知書
  - ⑰ 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書に記載した氏名等に変更があった場合の届出書
- 4 外国組合員に対する課税の特例に関する書類  
特例適用申告書等
- 5 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する書類  
非課税適用申告書等
- 6 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例に関する書類  
非課税適用申告書等

## 令和2年度の改正事項のうち令和3年分の所得税から適用となる主なもの

### 1 所得税の確定申告書等の記載事項の見直し

- ・ 各種所得の収入金額に係る支払者を特定する観点から、その支払者の名称及び所在地を確定申告書に記載することとされていた。
  - ⇒ 支払者が法人であれば、法人番号によって特定することが可能
  - ⇒ 確定申告書等の記載事務の省力化による納税者の利便性の向上を図る観点
  - ⇒ 支払者等の法人番号を記載することができることとされました(所規47③三、48①三、53①)。

### 2 所得税の確定申告書の添付書類の見直し

- (1) 医療費控除の適用を受ける際の確定申告書に添付すべき書類の拡充
    - イ 各医療保険者の医療費の額を通知する書類に代えて次の書類を添付することができることとされた。
      - (イ) 審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険法上の国民健康保険団体連合会)の医療費の額等を通知する書類又はその電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面
      - (ロ) 各医療保険者の書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面
    - ロ 上記書類の添付に替えて通知書類に記載されている事項を入力して送信することで、次の書類提出に代えることができることとされた(国税オンライン化省令5②④、平31.3国税庁告示7、10)。
      - (イ) 医療保険者の医療費の額等を通知する書類
      - (ロ) 審査支払機関の医療費の額等を通知する書類
  - (2) 寄附金控除の適用を受ける際の確定申告書に添付すべき書類の拡充(ふるさと納税の申告手続の簡素化)
    - 特定寄附金を受領する者が地方公共団体であるとき、特定事業者(地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者であつて特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができるものと認められるものとして国税庁長官が指定したものをいいます。)の「地方公共団体がその特定寄附金を受領した旨、地方公共団体の名称、その特定寄附金の額及び特定寄附金を受領した年月日を証する書類」を添付することができることとされた(所規47②③一イ)。
- ※ 国税庁長官が指定した特定事業者(令和3年3月31日現在9業者)…国税庁HP掲載

# 電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

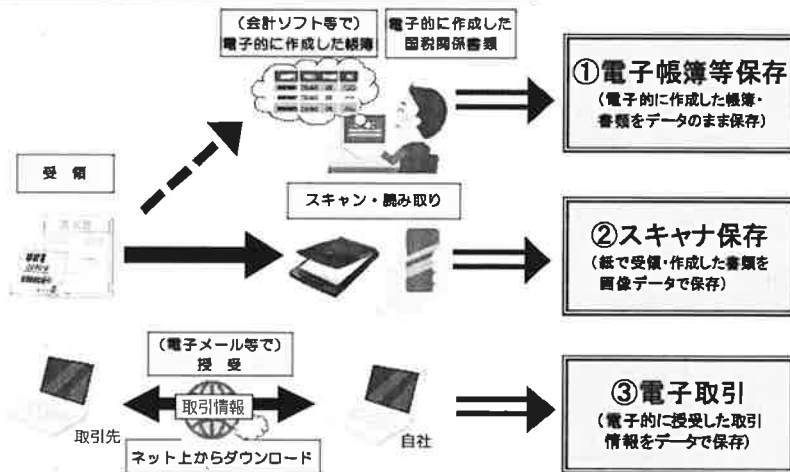
## 導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

## ～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



## ～ 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項 ～

### 1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いいたします（スキャナ保存も同様です。）。

### 2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1） 一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2） 電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”の要件をご確認ください。

### 3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

## 電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
	記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	-
	通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	-
	電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	○	○	-
	システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること	○	○	○
	保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	○	○	○
検索要件	① <u>取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること</u> 》》 改正後、記録項目は <u>取引年月日、取引金額、取引先</u> に限定	○	○	-
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	-
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	-
	税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること	-	-※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキャナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考） 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

## 電子帳簿の手続に関する Q&A



Q：新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？

A：適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していただく必要があります。



Q：これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？

A：過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。

なお、令和4年1月1日より前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

～ スキャナ保存(区分②)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等(注1)において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。

(注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。

- (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保(前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件)が不要となりました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

3 適正事務処理要件(注2)が廃止されました。

(注2) 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

スキャナ保存要件の概要図(イメージ)





Q：これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか？  
また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？

A：施行日（令和4年1月1日）以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となりますが、重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

～ 電子取引(区分③)に関する改正事項 ～

1 タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存（区分②）に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間（注）の売上高が1,000万円以下である方（小規模な事業者）について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

（注）「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

(1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

電子取引の保存要件

※ 下線を付した部分が、今回改正により変更があった箇所になります。

真実性の要件

以下の措置のいずれかを行うこと

- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
- ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
- ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

可視性の要件

保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

検索機能※を確保すること

※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）  
保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています（改正分は随時掲載していきます。）。詳しくは、**国税庁 電子帳簿保存法** で **検索**





個人の方が土地・建物等や株式等を譲渡した場合の

# 令和3年度 税制改正のあらまし

このリーフレットは、令和3年3月31日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）」等の主な改正の概要を掲載しています。

## 【土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

### 1 マンション敷地売却事業等に係る譲渡所得に関する改正

- (1) 「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」の適用対象となるマンション敷地売却事業について、その認定買受計画に、決議特定要除却認定マンション（改正前：決議要除却認定マンション）を除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業とすることとされました（措法31の2⑩）。
- (2) 「換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例」の適用対象に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の敷地分割事業が実施された場合においてその資産に係る敷地権利変換により除却敷地持分等を取得したときが追加されました（措法33の3⑧、措令22の3⑩）。
- (3) 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除」の適用対象となるマンション敷地売却事業について、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議特定要除却認定マンション（改正前：決議要除却認定マンション）の敷地の用に供されている土地等につき実施されたマンション敷地売却事業とすることとされました（措法34の2②二十二の二）。
- (4) 「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用対象となる相続財産に、相続財産につき上記(2)の課税の特例の適用を受けた場合におけるその敷地権利変換により取得した除却敷地持分等が追加されました（措法39⑦）。

《適用時期》上記(1)及び(3)の改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。

上記(2)及び(4)の改正は、同法の施行の日以後に行う資産の譲渡について適用されます。

### 2 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除」の適用対象となる特定の民間住宅地造成事業のための土地等の譲渡について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和5年12月31日まで3年延長されました（措法34の2②三、措令22の8④～⑥、措規17の2①三、②③）。
  - イ 適用対象から開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡が除外されました。
  - ロ 適用対象となる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡について、施行地区の全部が市街化区域に含まれる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡に限定されました。
- (2) 「特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例」の適用対象から、過疎地域の外から内への買換え及び防災再開発促進地区内にある土地等の買換えが除外されました（旧措法37①表三、五、37の2、37の4）。

《適用時期》上記(1)の改正は、令和3年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用され、同日以前に行った土地等の譲渡については、従前のおりとなります。

上記(2)の改正は、令和3年4月1日以前に行った譲渡資産の譲渡については、従前のおりとなります。

## 【税法以外の法令の改正により譲渡所得の特例の適用対象となるもの（主なもの）】

- 1 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年4月1日現在未成立）により、次のとおり特例が拡充されました。
  - (1) 一団地の都市安全確保拠点施設が都市施設に追加された後の都市計画事業により土地等が買い取られる場合について、引き続き「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」等の対象とされました（措法33①、33の4①）。
  - (2) 浸水被害防止区域等が追加等された後の移転促進区域内にある農地等が集団移転促進事業計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合について、引き続き「特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除」の対象とされました（措法34②六）。
- 2 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）により、土地収用法及び大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の対象となる事業に配電事業が追加された後も引



税務署

令和3年5月

この社会あなたの税がいきている

## 【税法以外の法令の改正により譲渡所得の特例の適用対象となるもの（主なもの）】（続き）

き続き、土地収用法の規定に基づいて収用され、補償金を取得する場合及び大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の使用の認可に関する処分に伴い一定の補償金を取得する場合等について、「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」等の対象とされました（措法33①、33の4①）。

また、「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」等に係る簡易証明制度の対象に、配電事業の用に供するために設置される送電施設又は一定の変電施設に関する事業に必要な土地等が追加されました（措規14⑤三イ）。

- 3 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）により、福島県知事が作成できることとされた農用地利用集積等促進計画の定めるところにより農地中間管理機構が行う農地売買等事業のために農地等を譲渡した場合について、「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除」の対象とすることとされました（措法34の3②一、措令22の9①、措規18④四イ）。

《適用時期》上記2の改正は、令和4年4月1日以後に行う資産の譲渡について適用されます。

## 【株式等を譲渡した場合の特例等についての改正（主なもの）】

### 1 特定口座制度に関する改正

- (1) 源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡等（国外転出時課税制度の適用を受けるものを除き、以下「対象譲渡等」といいます。）による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、その源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払う投資一任契約に係る費用を必要経費に算入できるとされました。

具体的には、その年中に行われた対象譲渡等について、金融商品取引法に規定する投資一任契約に基づき、源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払うべき費用の額のうちその対象譲渡等に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき一定の金額がある場合には、その金額（その金額がその源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）の15%相当額の所得税が還付されることとされました（措法37の11の4③、措令25の10の11⑥）。

- (2) 「特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用対象から、「特定保有株式」が除外されました（措法37の11の2①）。

《適用時期》上記(1)の改正は、令和4年1月1日以後に行われる対象譲渡等について適用されます。

上記(2)の改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます。

### 2 株式等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）において株式交付制度が創設されたことに伴い、個人が、その有する株式（以下「所有株式」といいます。）を発行した法人を株式交付子会社（被買収会社）とする株式交付によりその所有株式の譲渡をし、その株式交付に係る株式交付親会社（買収会社）の株式の交付を受けた場合（交付を受けたその株式交付親会社の株式の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が80%に満たない場合を除きます。）におけるその所有株式の譲渡については、その譲渡がなかったものとみなすこととされました（措法37の13の3）。

なお、その株式交付により株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には、その所有株式の譲渡のうち、株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡がなかったものとみなされます。

- (2) 一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる金額から、同族会社が発行した社債の元本の償還により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額で、その償還の日において、その同族会社の判定の基礎となる株主である個人と特殊の関係のある個人及びその親族等が交付を受けるものが除外され、これを総合課税の対象とすることとされました（措法37の10③八、措令25の8⑩、措規18の9①）。

- (3) 「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」、「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」及び「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」について、適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限が令和4年3月31日まで1年延長されました（措法37の13①三、37の13の2、41の19①三）。

- (4) 「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例」が廃止されました（旧措法37の13の3）。

《適用時期》上記(1)の改正は、令和3年4月1日以後に行われる株式交付について適用されます。

上記(2)の改正は、令和3年4月1日以後に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産について適用され、同日前に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産については、従前のおりとなります。

上記(4)の改正は、令和3年4月1日前に認定を受けた特別事業再編計画に係る特別事業再編による株式等の譲渡については、従前のおりとなります。

- このリーフレットは、令和3年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供しておりますので、是非ご利用ください。

令和3年度税制改正の概要

目次

第1 相続税・贈与税関係

〔相続税法関係〕

- 1 相続税の納税義務者（相法1の3） ..... 4
- 2 贈与税の納税義務者（相法1の4） ..... 4
- 3 特定障害者に対する贈与税の非課税（相法21の4） ..... 5

〔措置法（相続税・贈与税）関係〕

- 1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の2） ..... 6
- 2 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の2の2） ..... 8
- 3 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の2の3） ..... 12
- 4 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（措法70の3） ..... 13
- 5 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除（措法70の6の7） ..... 14
- 6 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等（措法70の6の8等） ..... 14
- 7 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除等（措法70の7の2等） ..... 14
- 8 農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例（措法70の8） ..... 15

〔震災特例法（相続税・贈与税）関係〕

- 1 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（震法38の2） ..... 15
- 2 農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例の創設（震法38の2の2） ..... 16

第2 譲渡所得・山林所得関係

〔措置法（株式等の譲渡所得等）関係〕

- 1 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10） ..... 17
- 2 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の11の2） ..... 19
- 3 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（措法37の11の3） ..... 19
- 4 特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得等に対する源泉徴収の特例（措法37の11の4等） ..... 20
- 5 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法37の13、37の13の2、41の19） ..... 21
- 6 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例

(旧措法 37 の 13 の 3) .....	21
7 株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例 (措法 37 の 13 の 3) ....	22
8 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税 (N I S A) (措法 37 の 14) ..	24
9 未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税 (ジュニア N I S A) (措法 37 の 14 の 2) .....	25
<b>〔震災特例法 (所得税) 関係〕</b>	
○ 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例 (旧震法 13 の 3) .....	26
<b>〔措置法 (譲渡所得) 関係〕</b>	
1 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (措法 31 の 2) .....	26
2 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (措法 33 の 3) .....	28
3 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (措法 34 の 2) .....	32
4 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例 (措法 37、37 の 2、37 の 4)	32
5 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例 (措法 39) .....	33
<b>〔震災特例法 (譲渡所得) 関係〕</b>	
1 被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の 特例等 (震法 11 の 5 ②) .....	33
2 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例 等 (震法 11 の 6) .....	35
3 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例 (震法 12) .....	35
<b>第 3 登録免許税関係</b>	
<b>〔登録免許税法関係〕</b>	
○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に 関する法律の規定に基づき取得する一定の土地に係る所有権の移転登記の免税 (登法 4) ..	40
<b>〔措置法 (登録免許税) 関係〕</b>	
1 特例の創設 .....	40
2 特例の延長等 .....	41
<b>〔震災特例法 (登録免許税) 関係〕</b>	
1 特例の創設 .....	45
2 特例の延長等 .....	46
3 特例の廃止 .....	47
<b>第 4 その他</b>	
1 税務書類における押印義務の見直し (通法 124) .....	48
2 納税管理人制度の拡充 (通法 117) .....	48

＜ 省略用語例 ＞

本情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示す。

(通法) .....	国税通則法 (昭和37年法律第66号)
国税通則法令 .....	国税通則法施行令 (昭和37年政令第135号)
(通規) .....	国税通則法施行規則 (昭和37年大蔵省令第28号)
(旧通法) .....	所得税法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第11号) による改正前の国税通則法 (昭和37年法律第66号)
所得税法、(所法) .....	所得税法 (昭和40年法律第33号)
(所令) .....	所得税法施行令 (昭和40年政令第96号)
法人税法 .....	法人税法 (昭和40年法律第34号)
法人税法令 .....	法人税法施行令 (昭和40年政令第97号)
金融商品取引法 .....	金融商品取引法 (昭和23年法律第25号)
会社法 .....	会社法 (平成17年法律第86号)
相続税法、(相法) .....	相続税法 (昭和25年法律第73号)
(相令) .....	相続税法施行令 (昭和25年政令第71号)
(相規) .....	相続税法施行規則 (昭和25年大蔵省令第17号)
(登法) .....	登録免許税法 (昭和42年法律第35号)
措置法、(措法) .....	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)
措置法令、(措令) .....	租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号)
措置法規則、(措規) .....	租税特別措置法施行規則 (昭和32年大蔵省令第15号)
旧措置法、(旧措法) .....	所得税法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第11号) による改正前の租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)
震災特例法、(震法) .....	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成23年法律第29号)
(震令) .....	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 (平成23年政令第112号)
(震規) .....	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則 (平成23年財務省令第20号)
旧震災特例法、(旧震法) .....	所得税法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第11号) による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成23年法律第29号)
オン化省令 .....	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令 (平成15年財務省令第71号)
(地方税法) .....	地方税法 (昭和25年法律第226号)
(地方税法規則) .....	地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号)
改正法、(改正法) .....	所得税法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第11号)
(改正相令) .....	相続税法施行令の一部を改正する政令 (令和3年政令第115号)
(改正措令) .....	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 (令和3年政令第119号)
(改正措規) .....	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令 (令和3年財務省令第21号)
(改正震令) .....	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和3年政令第125号)
(改正地方税法規則) .....	地方税法施行規則等の一部を改正する省令 (令和3年総務省令第34号)
(平成28年改正法) .....	所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号)
(措置法通達) .....	租税特別措置法 (株式等に係る譲渡所得等関係) の取扱いについて (法令解釈通達) (平成14年6月24日付課資3-1ほか)

# 令和3年度税制改正の概要

## 第1 相続税・贈与税関係

### 〔相続税法関係〕

#### 1 相続税の納税義務者（相法1の3）

##### ○ 被相続人が外国人である場合の納税義務の見直し

一時居住被相続人について、相続前の居住期間の要件が廃止され、相続開始の時において、在留資格（出入国管理及び難民認定法別表第一《在留資格》の上欄の在留資格をいう。以下2において同じ。）を有し、かつ、相続税法の施行地に住所を有していた当該相続に係る被相続人に改められ、その名称が「外国人被相続人」とされた（相法1の3③二）。

##### 《適用時期》

上記の改正は、令和3年4月1日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第1において同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による（改正法附則11①）。

被相続人		国内に住所あり		国内に住所なし		
		一時的居住者※3	日本国籍あり		日本国籍なし	
			10年以内に住所あり	10年以内に住所なし		
国内に住所あり	【改正前】一時的居住者※1 [ 相続前15年中、居住期間が10年以下 ] 【改正後】外国人※1 [ 相続前の居住期間の要件なし ]					
国内に住所なし	10年以内に住所あり				※4	
	外国人※2					
	10年以内に住所なし					

- ※1 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格を有する者に限る。
- ※2 国内に住所を有していた期間引き続き日本国籍を有していない者に限る。
- ※3 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格を有する者で、相続開始前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下である者に限る。
- ※4 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則により、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に非居住外国人（平成29年4月1日から相続又は遺贈の時まで引き続き国内に住所を有しない者であって、日本国籍を有しない者をいう。）から相続又は遺贈により財産を取得した場合において、その財産を取得した者がその取得時に国内に住所を有しない者で、かつ、日本国籍を有しない者であるときは、この表にかかわらず、非居住制限納税義務者に該当するものとする経過措置が設けられている。

#### 2 贈与税の納税義務者（相法1の4）

##### (1) 贈与者が国内に住所を有する外国人である場合の納税義務の見直し

一時居住贈与者について、贈与前の居住期間の要件が廃止され、贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第1において同じ。）の時において、在留資格を有し、かつ、相続税法の施行地に住所を有していた当該贈与をした者に改められ、その名称が「外国人贈与者」とされた（相法1の4③二）。

(2) 贈与者が国内に住所を有しない外国人である場合の納税義務の見直し

非居住贈与者について、出国前の居住期間等の要件が廃止され、贈与の時ににおいて相続税法の施行地に住所を有していなかった当該贈与をした者であって、当該贈与前 10 年以内のいずれかの時ににおいて相続税法の施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時ににおいても日本国籍を有していなかったもの又は当該贈与前 10 年以内のいずれの時ににおいても相続税法の施行地に住所を有していたことがないものに改められた（相法 1 の 4 ③三）。

《適用時期》

上記の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による（改正法附則 11①）。

■ : 国内・国外財産ともに課税対象    ▨ : 国内財産のみ課税対象

贈与者	受贈者	国内に住所あり		国内に住所なし		
		一時的 居住者※3	日本国籍あり		日本国籍 なし	
			10年以内に 住所あり	10年以内に 住所なし		
国内に 住所あり	<b>【改正前】一時居住贈与者※1</b> ( 贈与前15年中、居住期間が10年以下 ) <b>【改正後】外国人※1</b> ( 贈与前の居住期間の要件なし )	▨	▨	▨	▨	▨
	10年以内に住所あり <b>【改正前】一定の外国人※2</b> ( 出国前15年中、居住期間が①10年以下の外国人又は②10年超で出国後2年を経過した外国人 ) <b>【改正後】外国人※2</b> ( 出国前の居住期間等の要件なし )	▨	▨	▨	▨	※4、5
国内に 住所なし	10年以内に住所なし	▨	▨	▨	▨	▨

- ※1 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格を有する者に限る。
- ※2 国内に住所を有していた期間引き続き日本国籍を有していない者に限る。
- ※3 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格を有する者で、贈与前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下である者に限る。
- ※4 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則により、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に非居住外国人（平成29年4月1日から贈与の時まで引き続き国内に住所を有しない者であって、日本国籍を有しない者をいう。）から贈与により財産を取得した場合において、その財産を取得した者がその取得時に国内に住所を有しない者で、かつ、日本国籍を有しない者であるときは、この表にかかわらず、非居住制限納税義務者に該当するものとする経過措置が設けられている。
- ※5 所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）附則の規定により、令和3年3月31日までに、贈与時に日本国籍を有しない非居住無制限納税義務者に該当した者が短期非居住贈与者※6からの贈与により財産を取得した場合のその課税の対象となる財産は、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める財産となる。
  - (1) その者に係る短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合 その贈与により取得した財産の全部
  - (2) その者に係る短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から2年を経過した場合（(1)に該当する場合を除く。） その贈与により取得した財産のうち国内財産
- ※6 上記の「短期非居住贈与者」とは、贈与の時ににおいて国内に住所を有していなかったその贈与をした者であって、その贈与前10年以内のいずれかの時ににおいて国内に住所を有していたことがある者のうち国内に住所を有しなくなった日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える者（その期間引き続き日本国籍を有していなかった者に限る。）で、同日から2年を経過していない者をいう。

3 特定障害者に対する贈与税の非課税（相法 21 の 4）

○ 申告書の提出方法の拡充（経由手続の電子化）

次の申告書を提出しようとする特定障害者は、これらの申告書（イにあっては、その添付

書類を含む。)の提出に代えて、受託者の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項(イにあつては、その添付書類に記載されている事項を含む。)を電磁的方法により提供<sup>(注)</sup>することができることとされた(相令4の17、相規5の2)。

- イ 障害者非課税信託申告書
- ロ 障害者非課税信託取消申告書
- ハ 障害者非課税信託廃止申告書
- ニ 障害者非課税信託に関する異動申告書

(注) これらの申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供方法については、令和3年4月1日現在で特段定められていないが、添付書類に記載されている事項を電磁的方法により提供する場合は、PDF形式で作成した電磁的記録を障害者非課税信託申告書に記載すべき事項と併せて提供しなければならない(相規5の2、オン化省令5③二、平成30年国税庁告示第14号)。

《適用時期》

上記の改正は、令和3年4月1日以後に受託者の営業所等に対して行う電磁的方法による上記の申告書に記載すべき事項又は添付書類に記載されている事項の提供について適用する(改正相令附則3)。

〔措置法(相続税・贈与税)関係〕

1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(措法70の2)

(1) 非課税限度額の引上げ

令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額が、次のとおり引き上げられた(措法70の2②六、七)。

※ 下線部が改正箇所

イ 下記ロ以外の場合

	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	1,000万円	500万円
令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	<u>1,000万円</u> (改正前:800万円)	<u>500万円</u> (改正前:300万円)

ロ 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	1,500万円	1,000万円
令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	<u>1,500万円</u> (改正前:1,200万円)	<u>1,000万円</u> (改正前:700万円)



(2) 所得要件の改正

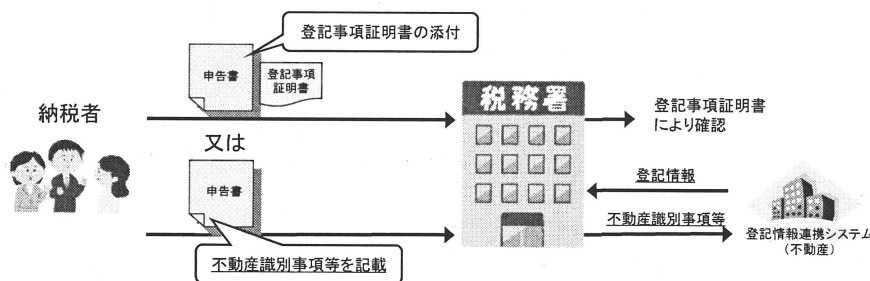
措置法第70条の2第2項第1号に規定する特定受贈者について、住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の年分の所得税に係る合計所得金額に関する要件が、住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合に限り、1,000万円以下(改正前:2,000万円以下)に改められた(措法70の2②一、措令40の4の2①)。

(3) 面積要件の引下げ

住宅用家屋に係る面積要件が、40㎡以上240㎡以下(改正前:50㎡以上240㎡以下)に引き下げられた(措令40の4の2②⑥)。

(4) 既存住宅用家屋等の証明方法の拡充

既存住宅用家屋及び要耐震改修住宅用家屋に関する一定の要件(床面積及び耐震基準又は経過年数基準)を満たすことの証明方法の範囲に、当該住宅用家屋に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条の表の第2号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項(以下、この(4)、4(2)及び「震災特例法(相続税・贈与税)関係」の1(3)において「不動産識別事項等」という。)が記載された書類を贈与税の申告書に添付することにより、納税地の所轄税務署長に当該住宅用家屋の登記事項証明書に係る情報を入手させ、又は参照させる方法による確認が加えられた(措令40の4の2④⑨、措規23の5の2④一イ(2)、⑨)。



《適用時期》

- 1 上記(1)から(3)までの改正は、特定受贈者が令和3年1月1日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、特定受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による(改正法附則75①)。
- 2 上記(4)の改正は、令和4年1月1日以後に本特例の適用に係る贈与税の申告書を提出する場合について適用し、同日前に本特例の適用に係る贈与税の申告書を提出した場合には、なお従前の例による(改正措令附則29①)。

《参考》登記事項証明書の添付省略

令和元年12月16日に施行された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」により、行政機関は添付書類の省略等を推進することとされており、同法第11条では、申告に際し登記事項証明書を添付することが規定されている法令については、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、その添付することを要しないこととされている。

このため、令和3年度中に予定している法務省との登記情報連携システムの運用開始に合わせて、贈与税の申告書提出時に不動産識別事項等の提供がされた場合は、登記事項証明書の添付が不要となることに留意する(上記(4)の既存住宅用家屋等の証明以外の場合も、法令で登記

事項証明書の添付を求めている手続は全て上記の添付省略の対象となる。下記4(2)及び下記〔震災特例法（相続税・贈与税）関係〕の1(3)において同じ。〕。

(参考)

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（抄）

（法第十一条の政令で定める書面等及び措置）

第五条 法第十一条の政令で定める書面等は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
一 省略	省略
二 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第一項に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 (1) 土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 (2) 建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 (3) 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第六条第一項に規定する不動産識別事項 ロ 省略
三～五 省略	省略

(注) 不動産登記令第六条第一項に規定する不動産識別事項は、不動産番号とされている（不動産登記規則34②）

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（抄）

第三節 添付書面等の省略

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

2 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の2の2）

(1) 適用期限の延長

特例の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長された（措法70の2の2①）。

(2) 申告書の提出方法の拡充（経由手続の電子化）

次の申告書等を提出しようとする受贈者は、これらの申告書等（イからニにあっては、その添付書類を含む。）の提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対し、これらの申告書等に記載すべき事項（イからニにあっては、その添付書類に記載されている事項を含む。）を電磁的方法により提供<sup>(注)</sup>することができることとされた。

イ 教育資金非課税申告書（措法70の2の2⑦⑧、措令40の4の3⑬）

ロ 追加教育資金非課税申告書（措法70の2の2⑦⑧、措令40の4の3⑬）

ハ 学校等に在学していた旨等の届出書（措令40の4の3⑭⑮）

ニ 教育訓練を受けていた旨の届出書（措令40の4の3⑭⑮）

ホ 教育資金非課税取消申告書（措令40の4の3⑰⑱）

ヘ 教育資金非課税廃止申告書（措令40の4の3⑰⑱）

ト 教育資金管理契約に関する異動申告書（措令40の4の3⑰⑱）

(注) これらの申告書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供方法については、令和3

年4月1日現在で特段定められていないが、添付書類に記載されている事項を電磁的方法により提供する場合は、PDF形式で作成した電磁的記録をイからニの申告書等に記載すべき事項と併せて提供しなければならない(措規23の5の3⑦⑮、オン化省令5③二、平成30年国税庁告示第14号)。

(3) 贈与者死亡時の相続税課税の対象範囲の見直し

贈与者が教育資金管理契約に基づき信託等をした日からその教育資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合(その死亡の日において、当該贈与者に係る受贈者が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合<sup>(注1)</sup>を除く。)には、当該受贈者について、管理残額<sup>(注2)</sup>を当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、相続税法その他相続税に関する法令の規定<sup>(注3)</sup>を適用することとされた(措法70の2の2⑫⑬)。

イ 23歳未満である場合

ロ 学校等に在学している場合

ハ 雇用保険法第60条の2第1項《教育訓練給付金》に規定する教育訓練を受けている場合

(注)1 上記ロ又はハに掲げる場合に該当する場合にあっては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類(電磁的記録を含む。)を、取扱金融機関の営業所等にその贈与者が死亡した旨を届け出る際に併せて提出又は提供した場合に限られる(措法70の2の2⑬)。

2 上記の「管理残額」とは、贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税拠出額から同日における当該教育資金管理契約に係る教育資金支出額<sup>\*1</sup>を控除した残額に、当該贈与者から取得をした信託受益権等のうち本特例の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額が当該非課税拠出額<sup>\*2</sup>のうちに占める割合を乗じて算出した金額をいう(措令40の4の3⑳)。

※1 贈与者が死亡した日前に措置法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含む。

2 贈与者が死亡した日前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権等のうち本特例の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額とされる。

3 贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者については、相続税法第19条《相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額》の規定は適用されない(措法70の2の2⑭四)。

(4) 贈与者死亡時の相続税額の2割加算の適用

上記(3)により管理残額を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合における当該管理残額に対応する相続税額については、相続税法第18条《相続税額の加算》の規定が適用されることとされた(旧措法70の2の2⑩四)。

(5) 対象となる教育資金の範囲の拡充

特例の対象となる教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払

われる保育料等が加えられた（令和3年文部科学省・厚生労働省告示第1号）。

《適用時期》

- 1 上記(2)の改正は、令和3年4月1日以後に取扱金融機関の営業所等に対して行う電磁的方法による上記(2)の申告書等に記載すべき事項又は添付書類に記載されている事項の提供について適用する（改正法附則75②、改正措令附則29③④）。
- 2 上記(3)の改正は、令和3年3月31日以前に受贈者が取得をした信託受益権等がある場合における管理残額については、次の算式により計算した金額となる（改正措令附則29②）。

（算式）

$$(A - B) \times \frac{C}{D}$$

※ 上記の算式中の符号は次のとおり。

- A 贈与者が死亡した日における非課税拠出額
  - B 贈与者が死亡した日における教育資金支出額（同日前に贈与者の死亡により相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、当該管理残額を含む。）
  - C 贈与者から取得をした信託受益権等（次に掲げる信託受益権等を除く。）のうち本特例の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額
    - ① 平成31年3月31日以前に取得をしたもの
    - ② 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の取得をしたもの（当該贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものを除く。）
  - D 非課税拠出額（当該贈与者が死亡した日以前に他の贈与者の死亡により相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、当該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権等（相続又は遺贈により取得したものとみなされた金額に係る部分に限る。）のうち本特例の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となる。）
- 3 上記(4)の改正は、令和3年3月31日以前に個人が贈与者の行為により信託受益権を取得した場合等において、当該個人が当該信託受益権等の価額について本特例の規定の適用を受けたときにおける当該贈与者の死亡に係る管理残額（一定の金額<sup>(注)</sup>に限る。）に係る相続税については、なお従前の例による（改正法附則75③）。

（注） 上記の「一定の金額」とは、次の算式により計算した金額をいう（改正措令附則29⑤）。

（算式）

$$A \times \frac{B}{B + C}$$

※ 上記の算式中の符号は次のとおり。

- A 管理残額
- B 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に当該贈与者の行為等により取得をした信託受益権等（当該贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものに限る。）のうち本特例の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

C 令和3年4月1日以後に当該贈与者の行為等により取得をした信託受益権等のうち本特例の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

4 上記(5)の改正は、令和3年4月1日から適用する（令和3年文部科学省・厚生労働省告示第1号）。

(参考1)

○ 雇用保険法（抄）  
（教育訓練給付金）

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を受けている場合であつて厚生労働省令で定める場合を含み、当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により厚生労働省令で定める証明がされた場合に限る。）において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

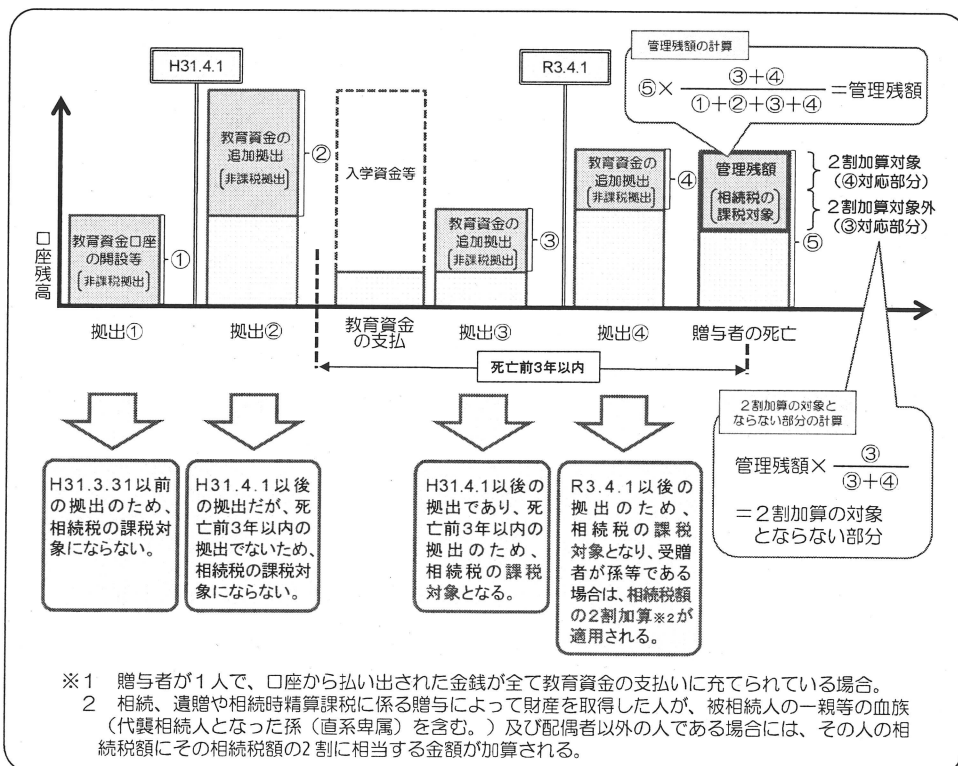
一 当該教育訓練を開始した日（以下この条において「基準日」という。）に一般被保険者（被保険者のうち、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者をいう。次号において同じ。）又は高年齢被保険者である者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、基準日が当該基準日の直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日から厚生労働省令で定める期間内にあるもの

2～5 省 略

(参考2) 拠出時期による贈与者死亡時の相続税課税の比較及び管理残額の計算方法等（イメージ）

拠出時期	～平成31年3月31日	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日～
1 相続財産への加算	加算なし	相続開始前3年以内の拠出分に限り、加算あり	加算あり
2 相続税額の2割加算の適用	適用なし	適用なし	適用あり



### 3 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法 70 の 2 の 3）

#### (1) 適用期限の延長

特例の適用期限が令和 5 年 3 月 31 日まで 2 年延長された（措法 70 の 2 の 3 ①）。

#### (2) 受贈者の年齢要件の引下げ

受贈者の年齢要件の下限が 18 歳以上（改正前：20 歳以上）に引き下げられた（措法 70 の 2 の 3 ①）。

#### (3) 申告書の提出方法の拡充（経由手続の電子化）

次の申告書を提出しようとする受贈者は、これらの申告書（イ及びロにあっては、その添付書類を含む。）の提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項（イ及びロにあっては、その添付書類に記載されている事項を含む。）を電磁的方法により提供<sup>(注)</sup>することができることとされた。

イ 結婚・子育て資金非課税申告書（措法 70 の 2 の 3 ⑦⑧、措令 40 の 4 の 4 ⑫）

ロ 追加結婚・子育て資金非課税申告書（措法 70 の 2 の 3 ⑦⑧、措令 40 の 4 の 4 ⑫）

ハ 結婚・子育て資金非課税取消申告書（措令 40 の 4 の 4 ⑳㉑）

ニ 結婚・子育て資金非課税廃止申告書（措令 40 の 4 の 4 ⑳㉑）

ホ 結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書（措令 40 の 4 の 4 ⑳㉑）

(注) これらの申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供方法については、令和 3 年 4 月 1 日現在で特段定められていないが、添付書類に記載されている事項を電磁的方法により提供する場合は、PDF 形式で作成した電磁的記録をイ及びロの申告書に記載すべき事項と併せて提供しなければならない（措規 23 の 5 の 4 ⑥、オン化省令 5 ③二、平成 30 年国税庁告示第 14 号）。

#### (4) 贈与者死亡時の相続税額の 2 割加算の適用

贈与者が結婚・子育て資金管理契約に基づき信託等をした日からその結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合には、当該贈与者に係る受贈者について、相続税法第 18 条《相続税額の加算》の規定が適用されることとされた（旧措法 70 の 2 の 3 ⑩四）。

#### (5) 対象となる結婚・子育て資金の範囲の拡充

特例の対象となる結婚・子育て資金の範囲に、1 日当たり 5 人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等が加えられた（令和 3 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）。

#### 《適用時期》

1 上記(2)の改正は、令和 4 年 4 月 1 日以後に信託等により取得する信託受益権等について適用する（改正法附則 1 七）。

2 上記(3)の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に取扱金融機関の営業所等に対して行う電磁的方法による上記(2)の申告書に記載すべき事項又は添付書類に記載されている事項の提供について適用する（改正法附則 75④、改正措令附則 29⑥）。

3 上記(4)の改正は、令和 3 年 3 月 31 日以前に個人が贈与者の行為により信託受益権を取得した場合等において、当該個人が当該信託受益権等の価額について本特例の規定の適用を受けたときにおける当該贈与者の死亡に係る管理残額（一定の金額<sup>(注)</sup>に限る。）に係る相続税については、なお従前の例による（改正法附則 75⑤）。

(注) 上記の「一定の金額」とは、次の算式により計算した金額をいう（改正措令附則 29 ⑦）。

(算式)

$$A \times \frac{B}{B+C}$$

※ 上記の算式中の符号は次のとおり。

A 管理残額

B 令和 3 年 3 月 31 日以前に贈与者の行為等により取得をした信託受益権等のうち本特例の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

C 令和 3 年 4 月 1 日以後に当該贈与者の行為等により取得をした信託受益権等のうち本特例の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

4 上記(5)の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する（令和 3 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）。

(参考) 贈与者死亡時の相続税課税等の比較（イメージ）

	教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の2の2）	結婚・子育てで資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の2の3）
1 管理残額が相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合	贈与者が死亡した場合 ただし、贈与者死亡日において受贈者が次の場合に該当する場合を除く。 (1) 23歳未満である場合 (2) 学校等に在学している場合 (3) 雇用保険法の教育訓練を受けている場合 (措法70の2の2⑫⑬)	贈与者が死亡した場合 (措法70の2の3⑯)
2 管理残額	(非課税拠出額－教育資金支出額)  × $\frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{当該贈与者からの拠出額のうち、} \\ \text{① H31.4.1～R3.3.31に取得（当該贈与者の死亡前3年以内の取得に限る。）したもの} \\ \text{② R3.4.1以後に取得したもの} \end{array} \right\}}{\text{非課税拠出額}}$ (措令40の4の3㉑)	(非課税拠出額－結婚・子育てで資金支出額)  × $\frac{\text{当該贈与者からの拠出額}}{\text{非課税拠出額}}$ (措令40の4の4㉒)
3 相続税額の2割加算(相法18)	R3.4.1以後の拠出額に対応する管理残額について、適用 (旧措法70の2の2⑩四、70の2の3⑩四、改正法附則75③⑤、改正措令附則29⑤⑦)	
4 相続開始前3年以内贈与加算(相法19)	相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得していない場合、適用除外 (措法70の2の2⑫四、70の2の3⑯四)	

4 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（措法 70 の 3）

(1) 面積要件の引下げ

住宅用家屋に係る面積要件が、40 m<sup>2</sup>以上（改正前：50 m<sup>2</sup>以上）に引き下げられた（措令 40 の 5 ①⑤）。

(2) 既存住宅用家屋等の証明方法の拡充

既存住宅用家屋及び要耐震改修住宅用家屋に関する一定の要件（床面積及び耐震基準又は経過年数基準）を満たすことの証明方法の範囲に、当該住宅用家屋に係る不動産識別事項等

が記載された書類を贈与税の申告書に添付することにより納税地の所轄税務署長に当該住宅用家屋の登記事項証明書に係る情報を入手させ、又は参照させる方法による確認が加えられた（措令 40 の 5 ③⑦、措規 23 の 6 ④一イ(2)、⑧）。

#### 《適用時期》

- 1 上記(1)の改正は、特定受贈者が令和 3 年 1 月 1 日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、特定受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による（改正措令附則 29⑧）。
- 2 上記(2)の改正は、令和 4 年 1 月 1 日以後に本特例の適用に係る贈与税の申告書を提出する場合について適用し、同日前に本特例の適用に係る贈与税の申告書を提出した場合については、なお従前の例による（改正措令附則 29⑨）。

### 5 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除（措法 70 の 6 の 7）

#### ○ 対象となる美術品の追加

適用対象となる特定美術品の範囲に、製作後 50 年を経過していない美術品のうち一定のものが加えられる見込みである。

#### 《適用時期》

上記の改正は、登録有形文化財登録基準の改正により追加される予定であるが、令和 3 年 4 月 23 日現在、行われていない。

#### (参考)

#### ○ 登録有形文化財登録基準

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後五十年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

### 6 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等（措法 70 の 6 の 8 等）

#### ○ 対象となる特定事業用資産の追加

適用対象となる特定事業用資産の範囲に、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた乗用自動車（当該自動車の取得価額が 500 万円を超える場合には、当該自動車の相続の開始又は贈与の時における価額に 500 万円が当該自動車の取得価額のうち占める割合を乗じて計算した金額に対応する部分に限る。）で、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものが加えられた（措規 23 の 8 の 8 ②二ハ）。

#### 《適用時期》

上記の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする減価償却資産について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした減価償却資産については、なお従前の例による（改正措規附則 16②）。

### 7 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除等（措法 70 の 7 の 2 等）

#### (1) 一般措置に係る役員就任要件の緩和

「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（措法 70 の 7 の 2）」について、被



相続人又は措置法令第 40 条の 8 の 2 第 3 項に規定する第 1 次経営承継相続人等(以下この 7 において「被相続人等」という。)が 70 歳未満(改正前: 60 歳未満)で死亡した場合には、被相続人等の相続開始の直前において後継者が認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けることができることとされた(措規 23 の 10①⑧)。

(2) 特例措置に係る役員就任要件の緩和

「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(措法 70 の 7 の 6)」について、次に掲げる場合には、被相続人等の相続開始の直前において後継者が特例認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けることができることとされた(措規 23 の 12 の 3①⑩)。

① 被相続人等が 70 歳未満(改正前: 60 歳未満)で死亡した場合

② 後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に記載されている特例後継者である場合

《適用時期》

上記の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得をする非上場株式等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による(改正措規附則 16③)。

8 農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例(措法 70 の 8)

特例の適用期限が令和 8 年 3 月 31 日まで 5 年延長された(措法 70 の 8①③)。

〔震災特例法(相続税・贈与税)関係〕

1 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(震法 38 の 2)

(1) 所得要件の改正

震災特例法第 38 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する被災受贈者について、住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の年分の所得税に係る合計所得金額に関する要件が、住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋の床面積が 50 m<sup>2</sup>未満である場合に限り、1,000 万円以下(改正前: 2,000 万円以下)に改められた(震法 38 の 2②一ハ、震令 29 の 2①)。

(2) 面積要件の引下げ

住宅用家屋に係る面積要件が、40 m<sup>2</sup>以上(改正前: 50 m<sup>2</sup>以上)に引き下げられた(震令 29 の 2②⑥)。

(3) 既存住宅用家屋等の証明方法の拡充

既存住宅用家屋及び要耐震改修住宅用家屋に関する一定の要件(床面積及び耐震基準又は経過年数基準)を満たすことの証明方法の範囲に、当該住宅用家屋に係る不動産識別事項等が記載された書類を贈与税の申告書に添付することにより納税地の所轄税務署長に当該住宅用家屋の登記事項証明書に係る情報を入手させ、又は参照させる方法による確認が加えられた(震令 29 の 2④⑨、震規 14 の 2⑤一イ(2)、⑩)。

《適用時期》

- 1 上記(1)及び(2)の改正は、被災受贈者が令和3年1月1日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、被災受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による（改正法附則118）。
- 2 上記(3)の改正は、令和4年1月1日以後に本特例の適用に係る贈与税の申告書を提出する場合について適用し、同日前に本特例の適用に係る贈与税の申告書を提出した場合については、なお従前の例による（改正震令附則14①）。

2 農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例の創設（震法38の2の2）

農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予及び免除における特例適用農地等の借換えをした場合の納税猶予の継続の特例（措法70の4⑧、70の6⑩）について、福島復興再生特別措置法第17条の19《農用地利用集積等促進計画の作成》第1項の規定により福島県知事が同項の農用地利用集積等促進計画を定めている場合には、当該農用地利用集積等促進計画を農業経営基盤強化促進法第20条《公告の効果》に規定する農用地利用集積計画と同様に取り扱うこととされた（震法38の2の2）。

《適用時期》

上記の改正は、令和3年4月1日から適用する（改正法附則1）。

（参考）

○ 福島復興再生特別措置法（抄）

（農用地利用集積等促進計画の作成）

第十七条の十九 福島県知事は、認定福島復興再生計画（第七条第四項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この項及び第三項第一号において同じ。）に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して）、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定めることができる。

2～4 省略

## 第2 譲渡所得・山林所得関係

### 〔措置法（株式等の譲渡所得等）関係〕

#### 1 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10）

##### ○ 総合課税の対象となる社債の償還金等の範囲の整備

一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額から、同族会社（法人税法第2条第10号《定義》に規定する同族会社をいう。以下この1において同じ。）が発行した社債の元本の償還により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額のうち、その償還の日においてその同族会社の判定の基礎となる株主である法人がその支払を受ける者（以下この1において「対象者」という。）と特殊の関係のある法人<sup>（注1）</sup>である場合における当該対象者その他の一定の者<sup>（注2）</sup>が支払を受けるものが除外された<sup>（注3）</sup>（措法37の10③八）。

（注）1 「特殊の関係のある法人」とは、次に掲げる法人をいう（措令25の8⑩において準用する措令1の4③④）。

(1) 対象者（対象者と法人税法令第4条第1項《同族関係者の範囲》に規定する特殊の関係のある個人を含む。以下この（注）1において同じ。）が法人を支配している場合（同条第3項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。以下この（注）1において同じ。）における当該法人

(2) 対象者及び上記(1)の法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

(3) 対象者、上記(1)の法人及び上記(2)の法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

2 「一定の者」とは、次に掲げる者をいう（措令25の8⑩において準用する措令1の4⑤、措規18の9①において準用する措規2①②）。

(1) 措置法第37条の10第3項第8号に規定する特定公社債以外の公社債の同号に規定する償還の日において、会社が同族会社に該当するかどうかを判定する場合における当該判定の方法により判定した場合に当該公社債の償還により金銭又は金銭以外の資産の交付をした法人が同族会社に該当することとなる場合における当該判定の基礎となる法人税法第2条第14号に規定する株主等その他の一定の者（以下この（注）2において「特定個人」という。）

(2) 特定個人の親族

(3) 特定個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 特定個人の使用人

(5) 上記(2)から(4)までに掲げる者以外の者で、特定個人から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

(6) 上記(3)から(5)までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

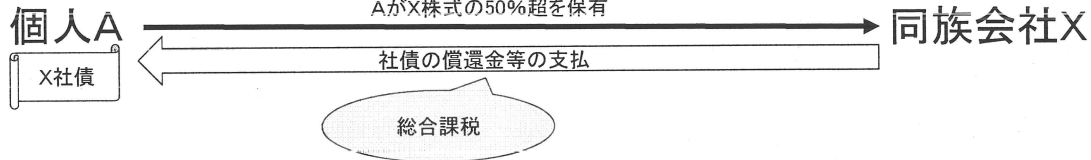
3 措置法第3条第1項第1号に規定する特定公社債以外の公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の額が措置法第37条の10第3項第8号の規定により一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされない場合のその交付を受ける金銭等の額は、総合課税の雑所得に係る収入金額となる（措置法通達37の11-6）。

## 《適用時期》

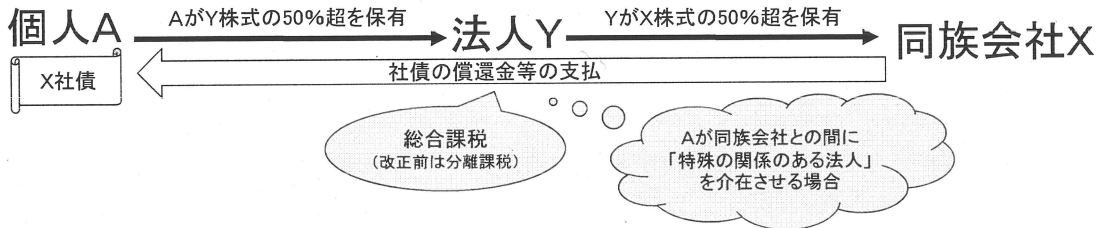
上記の改正は、令和3年4月1日以後に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産について適用し、同日前に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産については、なお従前の例による（改正法附則36①）。

### （参考1） 改正後のイメージ図（例）

【改正前】



【改正後】（追加）



### （参考2）

#### ○ 法人税法（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～九 省略

十 同族会社 会社（投資法人を含む。以下この号において同じ。）の株主等（その会社が自己の株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項（定義）に規定する投資口を含む。以下同じ。）又は出資を有する場合のその会社を除く。）の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。

十一～十三 省略

十四 株主等 株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。

十五～四十四 省略

#### ○ 法人税法令（抄）

（同族関係者の範囲）

第四条 法第二条第十号（同族会社の意義）に規定する政令で定める特殊の関係のある個人は、次に掲げる者とする。

- 一 株主等の親族
- 二 株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 株主等（個人である株主等に限る。次号において同じ。）の使用人
- 四 前三号に掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
- 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

2 省略

3 前項各号に規定する他の会社を支配している場合とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 他の会社の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合
- 二 他の会社の次に掲げる議決権のいずれかにつき、その総数（当該議決権を行使することができない株主等が有する当該議決権の数を除く。）の百分の五十を超える数を有する場合
  - イ 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権
  - ロ 役員を選任及び解任に関する決議に係る議決権
  - ハ 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項につい

- ての決議に係る議決権
  - ニ 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権
  - 三 他の会社の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（当該他の会社が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員）に限る。）の総数の半数を超える数を占める場合
- 4～6 省 略

## 2 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法 37 の 11 の 2）

特定管理株式等<sup>(注1)</sup>が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象から、特定保有株式<sup>(注2)</sup>が除外された（措法 37 の 11 の 2 ①）。

(注) 1 特定管理株式等とは、居住者又は恒久的施設を有する非居住者の開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（一定のものを除く。）が上場株式等に該当しないこととなった内国法人が発行した株式又は公社債につき、当該上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定口座を開設する金融商品取引業者等に開設される特定管理口座において管理される株式又は公社債をいう（措法 37 の 11 の 2 ①）。

2 特定保有株式とは、平成 21 年 1 月 4 日において特定管理株式等であった株式で同年 1 月 5 日に特定管理口座から払い出されたもののうち同日以後当該株式と同一銘柄の株式の取得及び譲渡をしていないものであることにつき一定の証明がされたものをいう（措法 37 の 11 の 2 ①）。

### 《適用時期》

上記の改正は、令和 3 年分以後の所得税について適用し、令和 2 年分以前の所得税については、なお従前の例による（改正法附則 15）。

## 3 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（措法 37 の 11 の 3）

### (1) 特定口座内保管上場株式等移管依頼書の提出手続の見直し

特定口座内保管上場株式等を他の金融商品取引業者等に開設する特定口座に移管する場合に、移管元の金融商品取引業者等の営業所の長に対し書面により提出していた特定口座内保管上場株式等移管依頼書については、書面による提出に代えて、当該特定口座内保管上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を移管元の金融商品取引業者等の営業所の長に対し電磁的方法により提供できるとされた（措令 25 の 10 の 2 ⑩）。

また、金融商品取引業者等の営業所の長は、電磁的方法により特定口座内保管上場株式等移管依頼書に記載すべき事項が提供された場合には、当該記載すべき事項を記録した電磁的記録を保存しなければならないこととされた（措令 25 の 10 の 9 ⑤⑥）。

### (2) 特定口座年間取引報告書の記載事項の見直し

金融商品取引法第 2 条第 8 項第 12 号ロ《定義》に規定する投資一任契約（以下「投資一任契約」という。）に基づき特定口座が開設されていた金融商品取引業者等に支払うべき費用の額のうち当該特定口座においてされた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は信用取引等に係る上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額（措置法第 37 条の 11 の 4 第 2 項第 1 号イに規定する取得費等の金額の総額並びに同号ロに規定する差益金額及び差損金額の計算上処理された金額を除く。）がある場合には、特定口座年間取引報告書の「取得費及び譲渡に要した費用の額等」欄に当該必要経費に算入されるべき金額を加算した金額が記載されるとともに、同「摘要」欄に当該必要経費に算入

されるべき金額がある旨及び必要経費に算入されるべき金額が記載されることとされた（措規 18 の 13 の 5②六〇七〇、措規別表第 7（一）備考 2（10））。

#### 《適用時期》

- 1 上記(1)の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に措置法令第 25 条の 10 の 2 第 10 項に規定する提出をする特定口座内保管上場株式等移管依頼書について適用し、同日前に提出した特定口座内保管上場株式等移管依頼書については、なお従前の例による（改正措令附則 10②）。
- 2 上記(2)の改正は、令和 4 年以後の各年において金融商品取引業者等に開設されている特定口座に係る特定口座年間取引報告書について適用し、令和 3 年以前の各年において金融商品取引業者等に開設されていた特定口座に係る特定口座年間取引報告書については、なお従前の例による（改正措規附則 8①）。

#### 4 特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得等に対する源泉徴収の特例（措法 37 の 11 の 4 等）

##### (1) 電磁的方法による届出書等の提出手続の見直し

次のイからトまでに掲げる書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供について、当該提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信が不要とされた。

- イ 特定口座源泉徴収選択届出書（措法 37 の 11 の 4①）
- ロ 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書（措法 37 の 11 の 6②）
- ハ 特定管理口座開設届出書（措令 25 の 9 の 2⑧）
- ニ 特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書（措令 25 の 10 の 2⑭二十七イ）
- ホ 特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書（措令 25 の 10 の 2⑭二十八イ）
- ヘ 営業所の移管又は特定保管勘定若しくは特定信用取引等勘定の設定若しくは廃止に係る特定口座異動届出書（措令 25 の 10 の 4②③）
- ト 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書（措令 25 の 10 の 13④）

##### (2) 源泉徴収選択口座内における投資一任契約に係る費用の取扱いの見直し

源泉徴収選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等（措置法第 37 条の 11 の 4 第 2 項に規定する対象譲渡等をいう。以下この(2)において同じ。）につき特定費用の金額<sup>(注)</sup>がある場合には、当該源泉徴収選択口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、当該特定費用の金額（当該特定費用の金額が当該源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に 100 分の 15 を乗じて計算した金額に相当する所得税が還付されることとされた（措法 37 の 11 の 4③）。

(注) 「特定費用の金額」とは、源泉徴収選択口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が締結した投資一任契約に基づきその源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払うべき費用の額のうち対象譲渡等に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額でその年 12 月 31 日（当該源泉徴収選択口座につき特定口座廃止届出書の提出があった場合等の一定の場合には、当該提出があった日等の一定の日）において対象譲渡等に係る取得費等の金額の総額並びに差益金額及び差損金額の計算上処理された金額に含まれないものをいう（措法 37 の 11 の

4③、措令 25 の 10 の 11⑥)。

なお、特定費用の金額がある場合における特定口座年間取引報告書の記載事項については、上記 3(2)のとおりである。

《適用時期》

- 1 上記(1)の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に行う電磁的方法による提供について適用し、同日以前に行った電磁的方法による提供については、なお従前の例による（改正法附則 36②④、改正措令附則 10①③④⑤⑥⑦）。
- 2 上記(2)の改正は、令和 4 年 1 月 1 日以後に行われる対象譲渡等について適用し、同日以前に行われた対象譲渡等については、なお従前の例による（改正法附則 36③）。

(参考)

○ 金融商品取引法（抄）

(定義)

第二条 省 略

2～7 省 略

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。

一～十一 省 略

十二 次に掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む。以下同じ。）を行うこと。

イ 省 略

ロ イに掲げるもののほか、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約（以下「投資一任契約」という。）

9～42 省 略

5 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法 37 の 13、37 の 13 の 2、41 の 19）

特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（措法 37 の 13）、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（措法 37 の 13 の 2）及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法 41 の 19）について、適用対象となる沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 57 条の 2 第 1 項に規定する指定会社に係る同項の規定に基づく指定期限が令和 4 年 3 月 31 日まで 1 年延長された（措法 37 の 13①三）。

6 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例（旧措法 37 の 13 の 3）

特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例（旧措法 37 の 13 の 3）は、適用期限（令和 3 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止された。

《適用時期》

上記の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以前に受けた旧措置法第 37 条の 13 の 3 第 1 項に規定する認定に係る同項に規定する特別事業再編計画に係る同項に規定する特別事業再編による同項

に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による（改正法附則 36⑥）。

## 7 株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例（措法 37 の 13 の 3）

### (1) 株式対価M&Aを促進するための特例の創設

個人が、その有する株式（以下この7において「所有株式」という。）を発行した法人を会社法第 774 条の 3 第 1 項第 1 号《株式交付計画》に規定する株式交付子会社とする株式交付により当該所有株式の譲渡をし、当該株式交付に係る株式交付親会社（同号に規定する株式交付親会社をいう。以下この7において同じ。）の株式の交付を受けた場合<sup>(注1)</sup>における措置法第 37 条の 10 等の規定の適用については、当該譲渡をした所有株式の譲渡がなかったものとみなすこととされた（措法 37 の 13 の 3①）。

なお、当該株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産（当該株式交付親会社の株式を除く。）がある場合には、当該所有株式のうち、当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（当該株式交付親会社の株式の価額を除く。）に対応する部分以外の一定の部分<sup>(注2)</sup>に限って譲渡がなかったものとみなされる。

(注) 1 当該株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が 100 分の 80 に満たない場合は、この特例の適用を受けることができない。

2 譲渡がなかったものとみなされる「一定の部分」とは、この特例の適用がある株式交付により譲渡した所有株式のうち、当該所有株式の価額に株式交付割合（次の算式により計算した割合をいう。以下この7において同じ。）を乗じて計算した金額に相当する部分をいう（措令 25 の 12 の 3①）。

（算式）

$$\text{株式交付割合} = \frac{\text{株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額}}{\text{株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く）}}$$

したがって、この特例の適用がある株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産（当該株式交付親会社の株式を除く。）がある場合において、当該株式交付により譲渡した所有株式に係る収入額及び当該収入金額から控除すべき当該所有株式の取得価額は、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。

（算式）

収入金額

$$= \text{譲渡した所有株式の価額} - \text{当該所有株式の価額} \times \text{株式交付割合}$$

取得価額

$$= \text{譲渡した所有株式の取得価額} - \text{当該所有株式の取得価額} \times \text{株式交付割合}$$

### (2) 株式交付親会社の株式の取得価額

上記(1)の特例の適用がある株式交付により交付を受けた当該株式交付に係る株式交付親会社の株式に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、一定の金額<sup>(注)</sup>を当該株式交付親会社の株式の取得価額とすることとされた（措令 25 の 12 の 3④）。

(注) 株式交付親会社の株式の取得価額とする「一定の金額」とは、次の 1 及び 2 の金額の



合計額をいう（措令 25 の 12 の 3 ④）。

1 次の(1)又は(2)の金額

(1) 株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産（当該株式交付親会社の株式を除く。）がある場合

当該株式交付により譲渡した所有株式の取得価額に当該株式交付に係る株式交付割合を乗じて計算した金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合

当該株式交付により譲渡した所有株式の取得価額

2 当該株式交付親会社の株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、当該費用の額

(3) 適用除外

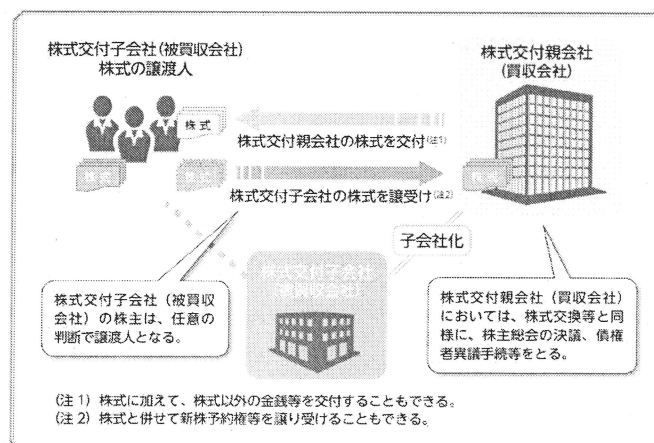
非居住者が、措置法第 37 条の 13 の 3 第 1 項の株式交付により所有株式の譲渡をし、当該株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合において、その交付を受けた株式交付親会社の株式が恒久的施設管理株式交付親会社株式<sup>(注)</sup>（当該非居住者の恒久的施設において管理する当該株式交付に係る所有株式に対応してその交付を受けた株式交付親会社の株式をいう。）以外の株式に該当するときは、当該非居住者の当該株式交付に係る所有株式（当該非居住者の恒久的施設において管理するものを除く。）の譲渡については、上記(1)の特例の規定は、適用されない（措令 25 の 12 の 3 ②）。

(注) 恒久的施設を有する非居住者が恒久的施設管理株式交付親会社株式の全部又は一部につきその交付の時に当該非居住者の事業場等（所得税法第 161 条第 1 項第 1 号《国内源泉所得》に規定する事業場等をいう。以下この(注)において同じ。）に移管する行為その他当該恒久的施設を通じて行う事業に係る資産として管理しなくなる行為を行った場合には、その行為に係る恒久的施設管理株式交付親会社株式について、その交付の時に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間で移転が行われたものとみなして、同号の規定を適用する（措令 25 の 12 の 3 ③）。

《適用時期》

上記(1)から(3)までの改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に行われる措置法第 37 条の 13 の 3 第 1 項に規定する株式交付について適用される（改正法附則 36⑤）。

(参考 1) 株式交付のイメージ（法務省作成「令和元年 12 月 11 日公布 会社法が改正されます」から抜粋）



(参考2)

○ 会社法 (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三十二 省 略

三十二の二 株式交付 株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。第七百七十四条の三第二項において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。

三十三～三十四 省 略

(株式交付計画)

第七百七十四条の三 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式交付子会社（株式交付親会社（株式交付をする株式会社をいう。以下同じ。）が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下同じ。）の商号及び住所

二～十一 省 略

2～5 省 略

8 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（NISA）（措法37の14）

(1) 電磁的方法による届出書等の提出手続の見直し

次のイからチまでに掲げる書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項について、当該提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信が不要とされた。

イ 金融商品取引業者等変更届出書（措法37の14⑬）

ロ 非課税口座廃止届出書（措法37の14⑯）

ハ 特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書（措令25の13⑧二）

ニ 非課税口座内上場株式等移管依頼書（措令25の13⑩一、同条⑪において準用する同条⑩一、同条⑲において準用する同条⑩一、同条⑳一二、同条㉑において準用する同条㉑一）

ホ 未成年者口座非課税口座間移管依頼書（措令25の13⑩二、同条⑪において準用する同条⑩二、同条⑲三四、同条㉑において準用する同条⑲三四）

へ 特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書（措令25の13⑳四口）

ト 勘定の変更等に係る非課税口座異動届出書（措令25の13の2②）

チ 非課税口座移管依頼書（措令25の13の2④）

(2) マイナンバー未告知の非課税口座保有者によるロールオーバー手続の整備

平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を令和3年4月1日において開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、同日前にその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしていないものが当該金融商品取引業者等の営業所の長に対して同日から同年12月31日までの間に措置法第37条の14第5項第1号に規定する提出をした非課税口座開設届出書については、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、同条第9項の規定にかかわらず、これを受理することができることとされた（同条第8項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、同項に規定する住所及び個人番号が記載されている当該非課税口座開設届出書については、この限りではない。）（平成28年改正法附則73⑤）。

(3) マイナンバー未告知の非課税口座保有者によるNISA再開手続の整備

平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を令和3年12月31日において開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしていないものは、令和4年1月1日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座廃止届出書の提出をしたものとみなして、措置法第37条の14第17項及び第18項の規定を適用することとされた（平成28年改正法附則73⑥）。

《適用時期》

上記(1)の改正は、令和3年4月1日以後に行う電磁的方法による提供について適用し、同日以前に行った電磁的方法による提供については、なお従前の例による（改正法附則36⑦⑧、改正措令附則10⑧⑨⑩⑪⑫）。

9 未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（ジュニアNISA）（措法37の14の2）

○ 電磁的方法による届出書等の提出手続の見直し

次のイからニまでに掲げる書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供について、当該提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信が不要とされた。

イ 未成年者口座廃止届出書（措法37の14の2⑳）

ロ 未成年者口座内上場株式等移管依頼書（措令25の13の8③、同条④において準用する同条③）

ハ 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書（措令25の13の8⑤二、⑥二、同条⑦において準用する同条⑥二）

ニ 未成年者口座移管依頼書（措令25の13の8㉑において準用する同令25の13の2④）

《適用時期》

上記の改正は、令和3年4月1日以後に行う電磁的方法による提供について適用し、同日以前に行った電磁的方法による提供については、なお従前の例による（改正法附則36⑨、改正措令附則10⑬⑭⑮⑯）。

《参考》金融所得課税に係るその他の改正

1 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の見直し（措法41の12の2）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の改正に伴い、割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例（措法41の12の2）について、支払を受ける割引債の償還金につき所得税の納税義務者となる内国法人の範囲に、同法に規定する敷地分割組合が加えられた（措令26の17①）。

《適用時期》

上記の改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日（公布の日）

から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日)から適用する(改正措令附則19)。

## 2 特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の申告手続の簡素化(地方税法規則2の3②十)

個人住民税において、特定配当等<sup>(注1)</sup>に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額<sup>(注2)</sup>に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合(所得税のうち措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係るもの及び同法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に係るものの全部について同法第8条の5第1項の規定又は同法第37条の11の5第1項の規定の適用を受けようとする場合を除く。)、確定申告書の提出のみで個人住民税の申告手続が完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加された(地方税法規則2の3②十)。

(注) 1 措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等及び同法第41条の12の2第1項各号に掲げる償還金に係る同条第6項第3号に規定する差益金額をいう(地方税法23①十五)。

2 措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額をいう(地方税法23①十七)。

### 《適用時期》

上記の改正は、令和4年度以後の年度分の個人住民税に係る申告書を提出する場合(所得税の確定申告書を提出したことにより提出されたものとみなされる場合に限る。以下この2において同じ。)について適用し、令和3年度分までの個人住民税に係る申告書を提出した場合については、なお従前の例による(改正地方税法規則附則2)。

## 〔震災特例法(所得税)関係〕

### ○ 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例(旧震法13の3)

復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例(旧震法13の3)は、指定期限(令和3年3月31日)の到来をもって廃止された。

### 《適用時期》

上記の改正は、令和3年4月1日前に旧震災特例法第13条の3の指定を受けた同条に規定する復興指定会社により当該指定の日から同日以後5年を経過する日までの間に発行される株式については、なお従前の例による(改正法附則93)。

## 〔措置法(譲渡所得)関係〕

### 1 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31の2)

#### (1) 優良住宅地の造成等のための譲渡の範囲の見直し

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第62号)によるマンションの建替え等の円滑化に

関する法律の改正により、改正前の決議要除却認定マンションが決議特定要除却認定マンションに改正されたことに伴い、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象となるマンション敷地売却事業について、そのマンション敷地売却事業に係る認定買受計画に決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業とすることとされた（措法31の2②十、措令20の2⑩、措規13の3⑤）。

(2) 確定優良住宅地造成等事業に係る提出書類の要件の見直し

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受け一定の場合に、譲渡者が譲渡者の納税地の所轄税務署長に提出することとされている「優良住宅地造成等事業に係る確約書」<sup>(注)</sup>の写しについて、造成又は建設に関する事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下この(2)において「事業所等の所在地」という。）の所轄税務署の受理日付印のあるものに限ることとする要件が廃止された（措規13の3②）。

(注) 措置法規則第13条の3第1項第14号ハ(2)に掲げる都道府県知事の証する書類の写し又は同項第15号ハに掲げる検査済証の写しの提出に代えて、土地等の買取りをした者が、事業所等の所在地の所轄税務署長にこれらの書類を提出することを約する場合に使用する。

《適用時期》

- 1 上記(1)の改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）から適用する（改正法附則1十二、改正措令附則1七、改正措規1六）。
- 2 上記(2)の改正は、令和3年4月1日から適用する（改正措規附則1）。

(参考)

- マンションの建替え等の円滑化に関する法律（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律による改正後）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七 省略

八 マンション敷地売却 現に存するマンション及びその敷地（マンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）を売却することをいう。

九 マンション敷地売却事業 この法律で定めるところに従って行われるマンション敷地売却に関する事業をいう。

十～二十一 省略

2 省略

（除却の必要性に係る認定）

第百二条 マンションの管理者等（区分所有法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、区分所有法第三十四条の規定による集会（以下「区分所有者集会」という。）において指定された区分所有者）又は区分所有法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。第百五条の二において同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第三十五号に規定する特定行政庁（以下単に「特定行政庁」という。）に対し、当該マンションを除却する必要がある旨の認定を申請することができる。

2 特定行政庁は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るマンションが次の各号のいずれかに該当するときは、その旨の認定をするものとする。

一 当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

二 当該申請に係るマンションが火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

三 当該申請に係るマンションが外壁、外装材その他これらに類する建物の部分（第八十八条第六項第二号ハ(1)において「外壁等」という。）が剥離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。

四・五 省略

### 3 省略

（区分所有者集會の特例）

第六十二条 第二百二条第一項の認定（同条第二項第一号から第三号までのいずれかに係るものに限る。以下「特定要除却認定」という。）を受けた場合においては、特定要除却認定を受けたマンション（以下「特定要除却認定マンション」という。）の区分所有者は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、区分所有者集會を開くことができる。

（マンション敷地売却決議）

第八十八条 特定要除却認定を受けた場合において、特定要除却認定マンションに係る敷地利用権が数人で有する所有権又は借地権であるときは、区分所有者集會において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の各五分の四以上の多数で、当該特定要除却認定マンション及びその敷地（当該敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）を売却する旨の決議（以下「マンション敷地売却決議」という。）をすることができる。

2 マンション敷地売却決議においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 買受人（第二十条第一項の規定により組合（第十六条に規定する組合をいう。以下この号において同じ。）が設立された場合にあつては、組合から特定要除却認定マンションを買い受ける者）となるべき者の氏名又は名称

二 売却による代金の見込額

三 売却によって各区分所有者が取得することができる金銭（以下「分配金」という。）の額の算定方法に関する事項

3 前項第一号に掲げる者は、次条第一項の認定を受けた者でなければならない。

4～10 省略

（買受計画の認定）

第九十二条 マンション敷地売却決議が予定されている特定要除却認定マンションについて、マンション敷地売却決議があつた場合にこれを買受けようとする者は、当該特定要除却認定マンションごとに、国土交通省令で定めるところにより、マンション敷地売却決議がされた特定要除却認定マンション（以下「決議特定要除却認定マンション」という。）の買受け及び除却並びに代替建築物の提供等（決議特定要除却認定マンションに代わるべき建築物又はその部分の提供又はあつせんをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「買受計画」という。）を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。

2 買受計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 決議特定要除却認定マンションを買受けした日から決議特定要除却認定マンションを除却する日までの間における当該決議特定要除却認定マンションの管理に関する事項

二 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却の予定時期

三 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画

四 代替建築物の提供等に関する計画（次条第三号において「代替建築物提供等計画」という。）

五 決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地の利用に関する事項

六 その他国土交通省令で定める事項

（除却等の実施）

第一百三十二条 認定買受人は、第九十二条第一項の認定を受けた買受計画（百一十一条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定買受計画」という。）に従い、決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却並びに代替建築物の提供等を実施しなければならない。

## 2 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の3）

### ○ 対象となる換地処分等の追加

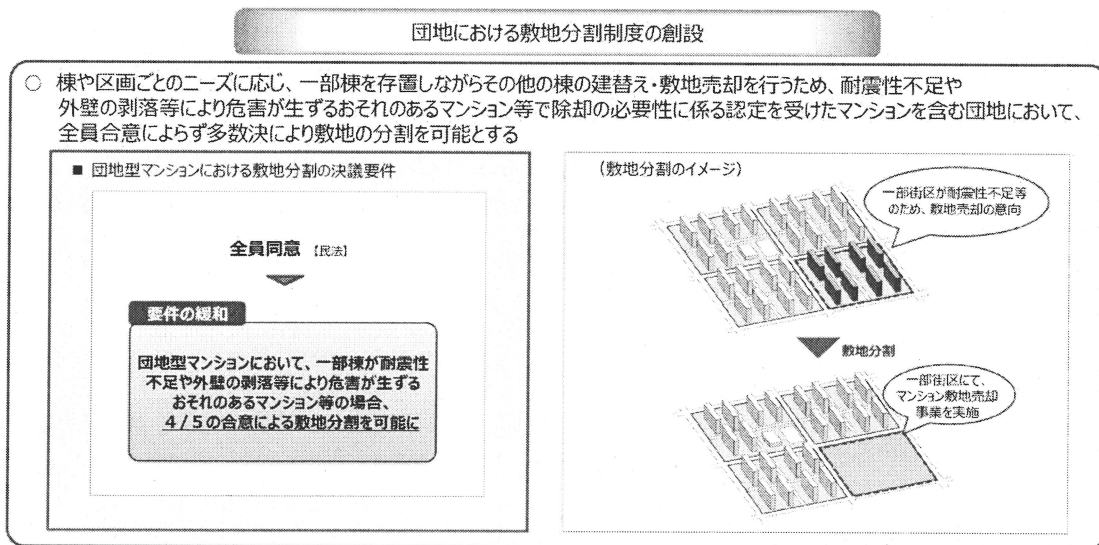
マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）によるマンションの建替え等の円滑化に

関する法律の改正により、同法に敷地分割事業が創設されたことに伴い、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用により譲渡がなかったものとされるものの対象に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1項第12号に規定する敷地分割事業が実施された場合において、当該資産に係る同法の敷地権利変換により除却敷地持分等を取得したときを加えることとされた（措法33の3⑧、措令22の3⑩）。

《適用時期》

上記の改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）から適用する（改正法附則1十三イ、改正措令附則1九）。

（参考1） 敷地分割事業のイメージ（国土交通省作成「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律が公布されました」から抜粋）



（参考2）

○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律による改正後）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十 省略

十一 敷地分割 団地内建物（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十九条第一項に規定する団地内建物をいい、その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下同じ。）の団地建物所有者（区分所有法第六十五条に規定する団地建物所有者をいう。以下同じ。）の共有に属する当該団地内建物の敷地又はその借地権を分割することをいう。

十二 敷地分割事業 この法律で定めるところに従って行われる敷地分割に関する事業をいう。

十三 分割実施敷地 敷地分割事業を実施する団地内建物の敷地をいう。

十四～二十一 省略

2 省略

（団地建物所有者集会の特例）

第百十五条の二 特定要除却認定を受けた場合においては、団地内建物を構成する特定要除却認定マンションの敷地（当該特定要除却認定マンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）

の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者（以下「特定団地建物所有者」という。）は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、団地建物所有者集会（区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十四条の規定による集会であって、当該特定団地建物所有者で構成される区分所有法第六十五条に規定する団体又は区分所有法第六十六条において読み替えて準用する区分所有法第四十七条第二項に規定する団地管理組合法人に係るものをいう。以下同じ。）を開くことができる。

#### （敷地分割決議）

**第百十五条の四** 特定要除却認定を受けた場合においては、団地建物所有者集会において、特定団地建物所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該特定団地建物所有者の共有に属する団地内建物の敷地又はその借地権を分割する旨の決議（以下「敷地分割決議」という。）をすることができる。

2 前項の団地建物所有者集会における各特定団地建物所有者の議決権は、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十八条の規定にかかわらず、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十条第一項の規約に別段の定めがある場合であっても、当該団地内建物の敷地又はその借地権の共有持分の割合によるものとする。

3 敷地分割決議においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 除却マンション敷地（敷地分割後の特定要除却認定マンション（敷地分割決議に係るものに限る。）の存する敷地をいう。以下同じ。）となるべき土地の区域及び非除却マンション敷地（敷地分割後の除却マンション敷地以外の敷地をいう。以下同じ。）となるべき土地の区域

二 敷地分割後の土地又はその借地権の帰属に関する事項

三 敷地分割後の団地共用部分の共有持分の帰属に関する事項

四 敷地分割に要する費用の概算額

五 前号に規定する費用の分担に関する事項

六 団地内の駐車場、集会所その他の生活に必要な共同利用施設の敷地分割後の管理及び使用に関する事項

4～9 省 略

10 敷地分割決議に賛成した各特定団地建物所有者（その承継人を含む。）は、敷地分割決議の内容により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなす。

#### （設立の認可）

**第百六十八条** 第百十五条の四第十項の規定により敷地分割決議の内容により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなされた者（特定団地建物所有者であってその後に当該敷地分割決議の内容により当該敷地分割を行う旨の同意をしたものを含む。以下「敷地分割合意者」という。）は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。

2・3 省 略

#### （認可の公告等）

**第百七十三条** 都道府県知事等は、第百六十八条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、分割実施敷地に係る団地の名称、分割実施敷地の区域、事業実施期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に分割実施敷地に係る団地の名称、分割実施敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない。

2 省 略

#### （敷地権利変換計画の決定及び認可）

**第百九十条** 組合は、第百七十三条第一項の公告後、遅滞なく、敷地権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、敷地権利変換計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、組合員以外に分割実施敷地について所有権を有する者があるときは、その者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。

#### （敷地権利変換計画の内容）

**第百九十一条** 敷地権利変換計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域

二 分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分に対応して、除却敷地持分（除却マン



ション敷地に存する建物（専有部分のある建物にあつては、専有部分）を所有するための当該除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ。）を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

三 前号に掲げる者が有する分割実施敷地持分及びその価額

四 第二号に掲げる者に前号に掲げる分割実施敷地持分に対応して与えられることとなる除却敷地持分の明細及びその価額

五 分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分に対応して、次に掲げるいずれかの権利（以下「非除却敷地持分等」という。）を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所  
イ 非除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物にあつては、専有部分）を所有するための当該非除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分

ロ 非除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物を除く。）の敷地又はその借地権

六 前号に掲げる者が有する分割実施敷地持分及びその価額

七 第五号に掲げる者に前号に掲げる分割実施敷地持分に対応して与えられることとなる非除却敷地持分等の明細及びその価額

八 第二号及び第五号に掲げる者で、その有する団地共用部分の共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所、与えられることとなる団地共用部分の共有持分並びにその価額

九 第二号及び第五号に掲げる者で、この法律の規定により、敷地権利変換期日においてその有する団地共用部分の共有持分を失い、かつ、当該共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる団地共用部分の共有持分並びにその価額

十 第三号及び第六号に掲げる分割実施敷地持分について担保権等の登記に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利

十一 前号に掲げる者が除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上の有することとなる権利

十二 清算金の徴収に係る利子又はその決定方法

十三 敷地権利変換期日

十四 その他国土交通省令で定める事項

## 2 省 略

### （除却マンション敷地及び非除却マンション敷地）

**第百九十三条** 敷地権利変換計画においては、除却マンション敷地となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対しては、除却敷地持分が与えられるように定めなければならない。

2 敷地権利変換計画においては、非除却マンション敷地となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対しては、非除却敷地持分等が与えられるように定めなければならない。

3 前二項に規定する者に対して与えられる除却敷地持分又は非除却敷地持分等は、それらの者が権利を有する建物の位置、環境、利用状況等及びそれらの者が有する分割実施敷地持分の割合等を総合的に勘案して、それらの者の相互間の衡平を害しないように定めなければならない。

4 敷地権利変換計画においては、第百九十一条第二号に掲げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は除却敷地持分を与えられることとなる者全員の共有に属するように定めなければならない。

5 敷地権利変換計画においては、第百九十一条第一項第五号に掲げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は非除却敷地持分等を与えられることとなる者の所有（当該者が二以上あるときは、当該二以上の者の共有）に属するように定めなければならない。

### （敷地に関する権利変換）

**第二百一条** 敷地権利変換期日において、敷地権利変換計画の定めるところに従い、分割実施敷地持分は失われ、除却敷地持分又は非除却敷地持分等は新たにこれらの権利を与えられるべき者が取得する。

2 分割実施敷地に関する権利で前項及び第二百三条の規定により権利が変換されることのないものは、敷地権利変換期日以後においても、なお従前の土地に存する。この場合において、敷地権利変換期日前において、当該権利のうち地役権又は地上権の登記に係る権利が存していた分割実施敷地持分が担保権等の登記に係る権利の目的となっていたときは、敷地権利変換期日以後においても、当該地役権又は地上権の登記に係る権利と当該担保権等の登記に係る権利との順位は、変わらないものとする。

3 敷地権利変換期日において、敷地権利変換計画の定めるところに従い、団地共用部分の共有持分は失われ、敷地分割後の団地共用部分の共有持分は新たに当該共有持分を与えられるべき者が取得する。

(清算)

第二百五条 除却敷地持分、非除却敷地持分等又は敷地分割後の団地共用部分の共有持分の価額とこれらを与えられた者がこれらに対応する権利として有していた分割実施敷地持分又は敷地分割前の団地共用部分の共有持分の価額とに差額があるときは、組合は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

### 3 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の2）

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除について、次の措置が講じられた。

#### (1) 適用期限の延長

下記(2)の土地等の譲渡について、特例の適用期限が令和5年12月31日まで3年延長された（措法34の2②三）。

#### (2) 特定の民間住宅地造成事業のための土地等の譲渡の範囲の見直し

適用対象となる特定の民間住宅地造成事業のための土地等の譲渡の範囲について、次のとおり見直しが行われた（措法34の2②三）。

イ 適用対象から開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡が除外された（旧措法34の2②三イ、ハ）。

ロ 適用対象となる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡について、施行地区の全部が市街化区域に含まれる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡に限定された（措法34の2②三、措令22の8④⑤⑥）。

#### (3) 対象となるマンション敷地売却事業の範囲の拡充

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正により、改正前の決議要除却認定マンションが決議特定要除却認定マンションに改正されたことに伴い、適用対象となるマンション敷地売却事業について、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議特定要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につき実施されたマンション敷地売却事業とすることとされた（措法34の2②二十二の二）。

#### 《適用時期》

- 1 上記(2)の改正は、個人が令和3年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った土地等の譲渡については、なお従前の例による（改正法附則35①）。
- 2 上記(3)の改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）から適用する（改正法附則1十二）。

### 4 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（措法37、37の2、37の4）

#### ○ 対象となる特定の事業用資産の買換え等の範囲の見直し

特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例について、適用対象から次のものを除外することとされた。

- (1) 過疎地域の外から内への買換え（旧措法37①表三）
- (2) 防災再開発促進地区内にある土地等の買換え（旧措法37①表五）

### 《適用時期》

上記の改正は、個人が令和3年4月1日に行った譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による（改正法附則35②）。

## 5 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（措法39）

### ○ 相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された資産の範囲の拡充

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正により、同法に敷地分割事業が創設されたことに伴い、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用対象となる相続財産に、相続財産につき同法の敷地権利変換により除却敷地持分等を取得した場合の課税の特例（措法33の3⑧）の適用を受けた場合におけるその敷地権利変換により取得した除却敷地持分等を加えることとされた（措法39⑦）。

### 《適用時期》

上記の改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）から適用する（改正法附則1十三イ）。

## 〔震災特例法（譲渡所得）関係〕

### 1 被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等（震法11の5②）

#### (1) 適用期限の延長

被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等（2,000万円控除）について、適用期限が令和8年3月31日まで5年延長された（震法11の5②）。

#### (2) 東日本大震災からの復興のための事業の範囲の見直し

適用対象となる東日本大震災からの復興のための事業を次に掲げる土地等の区分に応じ次に定める事業とされた（震法11の5②、震規3の7④⑤）。

イ 特定住宅被災市町村<sup>(注1)</sup>の区域のうち復興推進区域<sup>(注2)</sup>内にある土地等 当該土地等が所在する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県（以下「第一号特定住宅被災市町村等」という。）が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画<sup>(注3)</sup>に記載された事業（震法11の5②一）

(注) 1 東日本大震災により被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村となった市町村をいう。以下同じ。

2 東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいう。以下同じ。

(参考) 特定住宅被災市町村（下線部：復興推進区域と重複する区域）

県	市町村
青森県	八戸市

県	市 町 村
岩手県	宮古市、大船渡市、一関市、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>釜石市</u> 、 <u>大槌町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野畑村</u> 、 <u>野田村</u>
宮城県	仙台市、 <u>石巻市</u> 、 <u>塩竈市</u> 、 <u>気仙沼市</u> 、白石市、 <u>名取市</u> 、 <u>多賀城市</u> 、 <u>岩沼市</u> 、 <u>登米市</u> 、 <u>栗原市</u> 、 <u>東松島市</u> 、 <u>大崎市</u> 、 <u>亘理町</u> 、 <u>山元町</u> 、 <u>松島町</u> 、 <u>七ヶ浜町</u> 、 <u>利府町</u> 、 <u>涌谷町</u> 、 <u>美里町</u> 、 <u>女川町</u> 、 <u>南三陸町</u>
福島県	福島市、郡山市、 <u>いわき市</u> 、 <u>白河市</u> 、 <u>須賀川市</u> 、 <u>相馬市</u> 、 <u>田村市</u> 、 <u>南相馬市</u> 、 <u>桑折町</u> 、 <u>国見町</u> 、 <u>川俣町</u> 、 <u>鏡石町</u> 、 <u>矢吹町</u> 、 <u>広野町</u> 、 <u>楢葉町</u> 、 <u>富岡町</u> 、 <u>川内村</u> 、 <u>大熊町</u> 、 <u>双葉町</u> 、 <u>浪江町</u> 、 <u>葛尾村</u> 、 <u>新地町</u> 、 <u>飯舘村</u>
茨城県	水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、神栖市、行方市、鉾田市
千葉県	旭市、我孫子市、浦安市、香取市

3 第一号特定住宅被災市町村等が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で土地等の買取りをする者の買取りの時ににおいて現に効力を有するものをいう（震規3の7④）。

- ① 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画その他の法律の規定による計画
- ② 上記①に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第一号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画
- ③ 上記①及び②に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

ロ 特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域以外の区域内にある土地等 当該土地等が所在する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県（以下「第二号特定住宅被災市町村等」という。）が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画<sup>(注)</sup>に記載された事業（令和3年3月31日において当該計画に記載されていたものに限る。）（震法11の5②二）

(注) 第二号特定住宅被災市町村等が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で土地等の買取りをする者の買取りの時ににおいて現に効力を有するものをいう（震規3の7⑤）。

- ① 地域再生法第8条第1項に規定する認定地域再生計画その他の法律の規定による計画
- ② 上記①に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第二号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画
- ③ 上記①及び②に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

#### 《適用時期》

上記の改正は、個人が令和3年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った土地等の譲渡については、なお従前の例による（改正法附則91）。

## 2 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等（震法11の6）

### ○ 対象となる土地等の範囲の見直し

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による福島復興再生特別措置法の改正により、改正前の帰還環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備推進法人に、改正前の帰還環境整備事業計画が帰還・移住等環境整備事業計画に改正されたことに伴い、帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等（改正前）について、適用対象となる土地等を、一定の帰還・移住等環境整備推進法人が行う帰還・移住等環境整備事業計画に記載された一定の事業の用に供するために買い取られる土地等とすることとされた（震法11の6）。

### 《適用時期》

上記の改正は、令和3年4月1日から適用する（改正法附則1）。

## 3 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（震法12）

### (1) 適用期限の延長

特例の適用期限が令和6年3月31日まで3年延長された（震法12①）。

### (2) 対象となる特定の事業用資産の買換え等の範囲の見直し

特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例について、被災区域<sup>(注1)</sup>から特定被災区域への買換えに係る買換資産を東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる一定の区域<sup>(注2)</sup>内にある資産とされた（震法12①表一、震令14⑥）。

(注) 1 東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。

2 東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいい、具体的には次の区域をいう。

① 岩手県の区域のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村及び同郡洋野町の区域

② 宮城県の区域のうち、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町の区域

③ 福島県の全ての市町村の区域

### 《適用時期》

上記の改正は、個人が令和3年4月1日以後に取得をする震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄のイに掲げる資産について適用し、個人が同日前に取得をした旧震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄のイに掲げる資産については、なお従前の例による（改正法附則92）。

《参考》改正法以外の法律の改正等により譲渡所得の特例等に影響のあるもの

1 資産の移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入（所法44、所令93）

上記〔措置法（譲渡所得）関係〕の1(1)のマンション敷地売却事業に伴い交付された権利の消滅に対する補償金について、引き続き資産の移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入の対象とされた（所法44、所令93）。

《適用時期》

上記の改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）から適用する（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律附則1三）。

2 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等（措法33、33の4）

(1) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年4月23日現在未成立）による都市計画法の改正に伴い、一団地の都市安全確保拠点施設が都市施設に追加された後の都市計画事業により土地等が買い取られる場合について、引き続き収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の対象とされた（措法33①、33の4①）。

(2) 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）による電気事業法等の改正に伴い、土地収用法及び大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の対象となる事業に配電事業が追加された後も引き続き、土地収用法の規定に基づいて収用され、補償金を取得する場合及び大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の使用の認可に関する処分に伴い一定の補償金を取得する場合等について、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の対象とされた（措法33①、33の4①）。

また、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等に係る簡易証明制度の対象に、配電事業の用に供するために設置される送電施設又は一定の変電施設に関する事業に必要な土地等が加えられた（措規14⑤三イ）。

《適用時期》

1 上記(1)の改正は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年4月23日現在未成立）の施行の日（公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日）から適用する（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則1二）。

2 上記(2)の改正は、令和4年4月1日から適用する（改正措規附則1三）。

（参考1）

○ 都市計画法（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律による改正後）（抄）  
（都市施設）

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一～九 省略

十 一団地の都市安全確保拠点施設（溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合における居住者等（居住者、来訪者又は滞在者をいう。以下同じ。）の安全を

確保するための拠点となる一団地の特定公益的施設（避難場所の提供、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供その他の当該災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能を有する集会施設、購買施設、医療施設その他の施設をいう。第四項第一号において同じ。）及び公共施設をいう。）

十一～十五 省略

2～7 省略

(参考2)

○ 電気事業法（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律による改正後）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十一 省略

十一の二 配電事業 自らが維持し、及び運用する配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（一般送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）であつて、その事業の用に供する配電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一の三～十八 省略

2・3 省略

4 配電事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は、配電事業とみなす。

一 一般送配電事業者又は他の配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を供給する事業

二 特定送配電事業者から託送供給を受けて当該特定送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において接続供給又は電力量調整供給を行う事業

三 第二十七条の十二の十三において準用する第二十四条第一項の許可を受けて行う電気を供給する事業及びその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により振替供給を行う事業

○ 土地収用法（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律による改正後）（抄）

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一～十六 省略

十七 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物

十七の二～三十五 省略

○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律による改正後）（抄）

（対象事業）

第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。

一～七 省略

八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物に関する事業

九～十三 省略

### 3 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(措法34)

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年4月23日現在未成立）による防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の改正に伴い、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域が追加等された後の移転促進区域内にある農地等が集団移転促進事業計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合について、引き続き特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の対象とされた（措法34②六）。

#### 《適用時期》

上記の改正は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年4月23日現在未成立）の施行の日（公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日）から適用する（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則1二）。

また、浸水被害防止区域に係る部分については、同法の施行の日（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）から適用する（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則1）。

#### (参考)

- 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律による改正後）（抄）

##### （趣旨）

第一条 この法律は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域若しくは特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域（次条第一項において「災害危険区域等」という。）のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定めるものとする。

##### （定義）

第二条 この法律において「移転促進区域」とは、前条に規定する災害が発生した地域又は災害危険区域等のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域をいう。

2 省 略

#### 4 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除等（措法34、34の2、34の3）

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による福島復興再生特別措置法の改正に伴い、福島県知事が作成できることとされた農用地利用集積等促進計画の定めるところにより農地中間管理機構が行う農地売買等事業のために農地等を譲渡した場合について、農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除等の対象とされた（措法34②七、34の2②二十五、34の3②一、措令22の9①）。

また、上記の場合に農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の3）の適用を受けるときの添付書類として、福島県知事の当該農地等に係る権利の移転につき福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類が加えられた（措規18④四イ）。

#### 《適用時期》

上記の改正は、令和3年4月1日から適用する（改正措規附則1）。

#### 5 登記事項証明書の添付省略（参考）

令和3年度中に予定している法務省との登記情報連携システムの運用開始に合わせて、



譲渡所得の特例の適用に係る所得税及び復興特別所得税の申告書の提出時等に、譲渡所得の特例の適用を受ける不動産に係る不動産識別事項等の提供がされた場合は、当該不動産の登記事項証明書の添付が不要となることに留意する（上記〔措置法（相続税・贈与税）関係〕の《参考》登記事項証明書の添付省略（7ページ）を参照）。

### 第3 登録免許税関係

#### 〔登録免許税法関係〕

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の規定に基づき取得する一定の土地に係る所有権の移転登記の免税（登法4）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第11条第2項第4号に掲げる業務（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第7条第1項第1号（機構の行う会社の土地の取得等の業務）に規定する業務に限る。）により取得する土地の権利の取得登記については、登録免許税を課さないこととされた（登法4、別表第3の十九の二、令和3年財務省告示第86号）。

#### 《適用時期》

上記の改正は、令和3年4月1日から適用する（令和3年財務省告示第86号）。

#### 〔措置法（登録免許税）関係〕

##### 1 特例の創設

- (1) マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税（措法76③）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第164条に規定する組合、同法第191条第1項第2号に規定する除却敷地持分若しくは同項第5号に規定する非除却敷地持分等を与えられることとなる者又は同項第10号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する敷地分割事業に伴い受ける次に掲げる登記<sup>(注)</sup>については、当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さないこととされた（措法76③）。

イ 敷地権利変換手続開始の登記

ロ 敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記

(注) 上記ロに掲げる登記に係る登録免許税にあつては、当該除却敷地持分又は非除却敷地持分等を与えられることとなる者が取得する上記ロの土地に関する権利の価額のうち同法第205条の差額に相当する金額に対応する部分として一定のものを除く。

#### 《適用時期》

上記の改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）から適用する（改正法附則1十三イ）。

- (2) 医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減（措法80の3）

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制

の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年4月23日現在未成立）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（公布の日）から令和5年3月31日までの間に当該再編計画の認定を受けた者に限る。）が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得又は建物の建築をした場合には、当該取得又は建築後1年以内に登記を受けるもの限り、当該土地の所有権の移転又は当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置が講じられた（措法80の3）。

登記の種類	本則	軽減税率
土地の所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000
建物の所有権の保存登記	4/1,000	2/1,000

《適用時期》

上記の改正は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年4月23日現在未成立）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（公布の日）から適用する（改正法附則1十七）。

(3) 居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減（措法83の2の2）

都市再生特別措置法第109条の7第2項第1号に規定する権利設定等<sup>(注)</sup>を受ける者が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき、土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該居住誘導区域等権利設定等促進計画に係る公告があった日以後1年以内に登記を受けるもの限り、当該土地若しくは建物の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定の登記に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置が講じられた（措法83の2の2）。

(注) 地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転又は所有権の移転をいう（都市再生特別措置法81<sup>⑬</sup>）。

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000
地上権等の設定登記	10/1,000	5/1,000

《適用時期》

上記の改正は、令和3年4月1日から適用する（改正法附則1）。

2 特例の延長等

(1) 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減（措法72）

特例の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長された（措法72）。

(参考)

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	15/1,000
所有権の信託登記	4/1,000	3/1,000

(2) 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減  
(措法 77)

特例の適用期限が令和 5 年 3 月 31 日まで 2 年延長された (措法 77)。

(参考)

登記の種類	本 則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000

(3) 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 (措法 78)

特例の適用期限が令和 5 年 3 月 31 日まで 2 年延長された (措法 78)。

(参考)

登記の種類	本 則	軽減税率
抵当権の設定登記 (不動産等)	4 /1,000	1.5/1,000
抵当権の設定登記 (動産)	3 /1,000	

(4) 産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減 (措法 80

①)

- 対象となる産業競争力強化法の事業再編計画の認定の範囲の見直し

産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減について、その対象となる産業競争力強化法の事業再編計画の認定に、造船法第 15 条の規定により当該認定があったものとみなされる場合における当該認定を含むこととされた (措法 80①、措令 42 の 6 ①②)。

(参考)

登記の種類		本 則	軽減税率
株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記		7 /1,000	3.5/1,000 (注)
合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記		1.5/1,000 (資本金の額を超える部分は 7 /1,000)	1/1,000 (資本金の額を超える部分 (注) は 3.5/1,000)
分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記		7 /1,000	5 /1,000 (注)
法人の設立等	不動産の所有権の移転登記	20/1,000	16/1,000
	船舶の所有権の移転登記	28/1,000	23/1,000
合併による法人の設立等	不動産の所有権の移転登記	4 /1,000	2 /1,000
	船舶の所有権の移転登記	4 /1,000	3 /1,000
分割による法人の設立等	不動産の所有権の移転登記	20/1,000	4 /1,000
	船舶の所有権の移転登記	28/1,000	23/1,000

(注) 一定の方法により計算した増加した資本金の額のうち、3,000 億円を超える部分を除く。

《適用時期》

上記の改正は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律 (令和 3 年 4 月 23 日現在未成立) 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日 (公布の日から起算して

3月を超えない範囲内において政令で定める日) から適用する (改正法附則1十六、改正措  
令附則1十二)。

(5) 農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減 (措法  
80④)

特例の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長された (措法80④)。

(参考)

登記の種類	本則	軽減税率
株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	3.5/1,000 (注)
合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	1.5/1,000 (資本金の額を超える 部分は7/1,000)	1/1,000 (資本金の額を超 える部分 (注) は 3.5/1,000)
分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	5/1,000 (注)
法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転の登記	20/1,000	16/1,000
合併による不動産の所有権の移転登記等	4/1,000	2/1,000
分割による不動産の所有権の移転登記等	20/1,000	4/1,000

(注) 増加した資本金の額のうち、3,000億円を超える部分を除く。

(6) 認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減 (措法83)

特例の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長された (措法83)。

(参考)

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の保存登記 (都市再生緊急整備地域)	4/1,000	3.5/1,000
所有権の保存登記 (特定都市再生緊急整備地域)		2/1,000

(7) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減 (措法83の2の3、旧措法83の2の2)

特例の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長された (措法83の2の3)。

(参考)

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	13/1,000

(8) 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減 (措法83の3)

次の措置が講じられた上、特例の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長された (措法83の3①③)。

イ 対象となる特定建築物の要件の見直し

特例事業者（小規模特例事業者を除く。以下同じ。）又は適格特例投資家限定事業者が取得する不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産に関して、特定建築物の要件が次のとおり見直された。

(イ) 建築物の用途に保育所が加えられた（措令43の3③一）。

(ロ) 建築物の規模要件が建築物の用途に応じて次のとおりとされた（措令43の3③二）。

A 住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を除く。）、駐車場又は倉庫 当該建築物の階数が5以上又は延べ面積が2,000平方メートル以上であること

B 上記Aに掲げるもの以外の用途 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

(A) 上記Aの要件

(B) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件

a 建築物の新築等をした場合 当該建築物に係る建築面積が150平方メートル以上であること及び当該建築物の新築等に要した費用の額を当該建築物の延べ面積で除して計算した1平方メートル当たりの金額が25万円以上であること

b 建築物の特定増築等をした場合 当該建築物に係る建築面積が150平方メートル以上であること

ロ 対象となる特例建築物の要件の見直し

小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者が取得する不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる建築物に、保育所を用途とする建築物が加えられた（措令43の3⑦）。

(参考)

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	13/1,000
所有権の保存登記	4/1,000	3/1,000

《適用時期》

1 上記イの改正は、令和3年4月1日以後に特例事業者若しくは適格特例投資家限定事業者が不動産の取得をする場合における当該不動産の所有権の移転の登記又は特例事業者若しくは適格特例投資家限定事業者が建築物の新築、改築若しくは特定増築等をする場合における当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に特例事業者若しくは適格特例投資家限定事業者が不動産の取得をした場合における当該不動産の所有権の移転の登記又は特例事業者若しくは適格特例投資家限定事業者が建築物の新築、改築若しくは特定増築等をした場合における当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による（改正措令附則30③）。

2 上記ロの改正は、令和3年4月1日以後に小規模不動産特定共同事業者若しくは小規模特例事業者が建築物の取得をする場合における当該建築物の所有権の移転の登記又は小規模不動産特定共同事業者若しくは小規模特例事業者が建築物の新築、改築若しくは特例増築等をする場合における当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に小規模不動産特定共同事業者若しくは小規模特例事業者が建築物の取得をした場合における当該建築物の所有権の移転の登記又は小規模不動産特定共同事業者若しく

は小規模特例事業者が建築物の新築、改築若しくは特例増築等をした場合における当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による（改正措令附則 30④）。

(9) 相続に係る所有権の移転登記等の免税（措法 84 の 2 の 3）

イ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和 4 年 3 月 31 日まで 1 年延長された（措法 84 の 2 の 3 ①②）。

ロ 対象となる登記の範囲の拡充

少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置の対象に、土地について所有権の保存の登記（不動産登記法第 2 条第 10 号に規定する表題部所有者の相続人が受けるものに限る。）が加えられた（措法 84 の 2 の 3 ②）。

《適用時期》

上記の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する（改正法附則 1）。

〔震災特例法（登録免許税）関係〕

1 特例の創設

○ 農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例（震法 40 の 2 の 2）

農業を営む者で一定のもの<sup>(注1)</sup>が、令和 5 年 3 月 31 日までの間に、福島復興再生特別措置法第 7 条第 4 項第 1 号に規定する農用地利用集積等促進事業（同号に規定する福島農林水産業振興施設の整備に係るものを除く。）により、一定の区域<sup>(注2)</sup>内において、一定の土地<sup>(注3)</sup>の取得をした場合には、当該農用地利用集積等促進事業に係る同法第 17 条の 20 の規定による農用地利用集積等促進計画の公告の日以後 1 年以内に登記を受けるものに限り、当該土地の所有権の移転の登記に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置が講じられた（震法 40 の 2 の 2）。

(注) 1 効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準を満たす者をいう（震令 31 の 2 の 2、措令 42 の 4 ①）。

2 農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項の農業振興地域整備計画において同条第 2 項第 1 号の農用地区域として定められている区域をいう（震令 31 の 2 の 2、措令 42 の 4 ②）。

3 福島復興再生特別措置法第 17 条の 18 第 1 項に規定する農用地又は同条第 2 項第 2 号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地をいう（震令 31 の 2 の 2、措令 42 の 4 ③）。

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000

《適用時期》

上記の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する（改正法附則 1）。

## 2 特例の延長等

- (1) 東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免税(震法39)

特例の適用期限が令和8年3月31日まで5年延長された(震法39)。

- (2) 東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税(震法40)

特例の適用期限が令和8年3月31日まで5年延長された(震法40)。

- (3) 東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の免税(震法40の2)

特例の適用期限が令和8年3月31日まで5年延長された(震法40の2)。

- (4) 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税(震法40の3)

特例の適用期限が令和8年3月31日まで5年延長された(震法40の3)。

- (5) 帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減(震法40の4)

○ 対象となる不動産の範囲の見直し

復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)による福島復興再生特別措置法の改正により、改正前の帰還環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備推進法人に、改正前の帰還環境整備事業計画が帰還・移住等環境整備事業計画に改正されたことに伴い、適用対象となる不動産を、一定の帰還・移住等環境整備推進法人が行う帰還・移住等環境整備事業計画に記載された一定の事業の用に供するために取得をした不動産とすることとされた(震法40の4)。

(参考)

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000
地上権等の設定登記等	10/1,000	5/1,000

《適用時期》

上記の改正は、令和3年4月1日から適用する(改正法附則1)。

- (6) 東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした漁船に係る所有権の保存登記等の免税(震法41)

適用対象から漁船以外の船舶及び航空機に係る保存登記等が除外された上、その適用期限が令和8年3月31日まで5年延長することとされた(震法41)。

《適用時期》

上記の改正は、令和3年4月1日から適用する(改正法附則1)。



### 3 特例の廃止

(1) 東日本大震災の被災者等が受ける本店等の移転の登記等の免税（旧震法 41 の 3）

東日本大震災の被災者等が受ける本店等の移転の登記等の免税は、適用期限（令和 3 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止された。

(2) 株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例に係る適用期間の延長の特例（旧震法 41 の 4）

株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例に係る適用期間の延長の特例は、適用期限（令和 3 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止された。

《参考》改正法以外の法律の改正により登録免許税の特例に影響のあるもの

○ 預金保険法の第 1 号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定等に基づき銀行等が受ける資本金の額の増加の登記等に対する登録免許税の軽減（預金保険法135④）

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和 3 年 4 月 23 日現在未成立）による改正後の預金保険法第135条第 4 項により、措置法第80条第 5 項の預金保険法の第 1 号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定等に基づき銀行等が受ける資本金の額の増加の登記等に対する登録免許税の軽減が恒久化された（預金保険法135④）。

登記の種類	本則	軽減税率
資本金の額の増加の登記	7/1,000	3.5/1,000
株式移転による株式会社の設立の登記		

## 第4 その他

### 1 税務書類における押印義務の見直し（通法 124）

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務書類について、次に掲げる書類を除き、押印を要しないこととされた（旧通法 124②等）。

イ 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

ロ 相続税及び贈与税の特例<sup>(注)</sup>における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類  
(注) 具体的には、次の特例をいう。

- イ 配偶者に対する相続税額の軽減（相法 19 の 2）
- ロ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（措法 69 の 4）
- ハ 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（措法 69 の 5）
- ニ 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等（措法 70 の 6）
- ホ 山林についての相続税の納税猶予及び免除（措法 70 の 6 の 6）
- へ 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除（措法 70 の 6 の 7）
- ト 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（措法 70 の 6 の 10）
- チ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（措法 70 の 7 の 2）
- リ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（措法 70 の 7 の 6）
- ヌ 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除（措法 70 の 7 の 9）
- ル 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除（措法 70 の 7 の 12）
- ロ 医療法人の持分についての相続税の税額控除（措法 70 の 7 の 13）

#### 《適用時期》

上記の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に提出する税務書類について適用する（改正法附則 1）。

なお、上記の改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務書類については、令和 3 年 3 月 31 日以前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととされている。

### 2 納税管理人制度の拡充（通法 117）

#### (1) 納税者に対する納税管理人の届出をすべきことの求め

納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、当該納税者に係る国税の納税地を所轄する国税局長又は税務署長は、当該納税者に対し、その国税に関する事項のうち納税管理人に処理させる必要があると認められるものとして一定の事項<sup>(注)</sup>（以下「特定事項」という。）を明示して、60 日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日（以下「指定日」という。）までに、納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができることとされた（通法 117③）。

(注) 上記の「一定の事項」とは、次に掲げる事項その他これに類するものをいう（通規 12 の 2）。

イ 国税に関する調査において国税局長若しくは税務署長又は国税局若しくは税務署の当該職員（以下「国税局長等」という。）が上記(1)の納税者に対して発する書類を受領し、及び当該納税者に対して当該書類を送付すること。

ロ 国税に関する調査において上記(1)の納税者が国税局長等に対して提出する書類を受領し、及び当該国税局長等に対して当該書類を提出すること。

(2) 国内便宜者に対する納税者の納税管理人となることの求め

納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、当該納税者に係る国税の納税地を所轄する国税局長又は税務署長は、国内に住所又は居所を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの（以下「国内便宜者」という。）に対し、当該納税者の納税管理人となることを書面で求めることができることとされた（通法 117④）。

(3) 税務当局による特定納税管理人の指定

上記(1)の国税局長又は税務署長は、上記(1)の納税者（以下「特定納税者」という。）が指定日までに納税管理人の届出をしなかったときは、上記(2)により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち一定の者<sup>(注1)</sup>を、特定事項を処理させる納税管理人（以下「特定納税管理人」という。）として指定することができることとされた（通法 117⑤）。

(注) 1 上記の「一定の者」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める者をいう（通法 117⑤）。

① 当該特定納税者が個人である場合 次に掲げる者

- イ 当該特定納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者
- ロ 当該特定納税者に係る国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実について当該特定納税者との間の契約により密接な関係を有する者
- ハ 電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引を当該特定納税者が継続的に又は反復して行う場を提供する事業者

② 当該特定納税者が法人である場合 次に掲げる者

イ 当該特定納税者との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 12 項《定義》に規定する投資法人にあっては、発行済みの投資口（同条第 14 項に規定する投資口をいう。以下同じ。））又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式（投資口を含む。以下同じ。）又は出資を除く。）の総数又は総額の 100 分の 50 以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の国税通則法令第 39 条の 2 第 1 項に規定する特殊の関係のある法人

ロ 当該特定納税者の役員（法人税法第 2 条第 15 号《定義》に規定する役員をいう。ロにおいて同じ。）又はその役員と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ハ 上記①ロ又はハに掲げる者

2 上記(3)の国税局長又は税務署長は、上記(3)により特定納税管理人を指定した場合において、当該特定納税管理人に特定事項を処理させる必要がなくなったときは、上記(3)による特定納税管理人の指定を解除する必要がある（通法 117⑥）。

3 上記(3)及び(注) 2 の国税局長又は税務署長は、上記(3)により特定納税管理人を指定したとき、又は上記(注) 2 により特定納税管理人の指定を解除したときは、特定納税管理人又は特定納税管理人であった者及び特定納税者に対し、書面によりその旨を通知する必要がある（通法 117⑦）。

## 《適用時期》

上記の改正は、令和4年1月1日以後に行う上記(1)から(3)までの求めについて適用する（改正法附則1五）。

### （参考）

#### ○ 投資信託及び投資法人に関する法律（抄）

（定義）

第二条 省 略

2～11 省 略

12 この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。

13 省 略

14 この法律において「投資口」とは、均等の割合的單位に細分化された投資法人の社員の地位をいう。

15～25 省 略

### 研修会等についてのアンケート

今後開催する各種研修会・説明会の内容をより充実させるため、お手数ですが、以下のアンケートについて、皆様方の御意見をお聞かせください。

- 1 次の各項目について、該当する番号を○印で囲んでください。  
 (複数の研修項目がある場合は、研修全体を通じての御感想を御回答願います。)

項 目	良 い	やや良い	どちらとも いえない	やや悪い	悪 い
全体的な印象	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
研修のテーマ	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
説明の分かりやすさ	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
内容の有用度	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	
資料の充実度	5	4	3	2	1
				上記の場合その理由	

- 2 上記のほか、研修会等についての御意見、御要望等がございましたら、お寄せください。

<御協力ありがとうございました。>